

泉  
屋  
叢  
考

第  
九  
輯

# 泉屋叢考

第九輯

## 三 近世前期に於ける銅貿易と住友

### 附錄

銅輸出高表(自元和七年  
至正德五年)

延寶二年十一月十四日附泉屋・銅屋連署訴狀

貞享二年九月附大阪・堺・紀州銅屋十三人訴狀

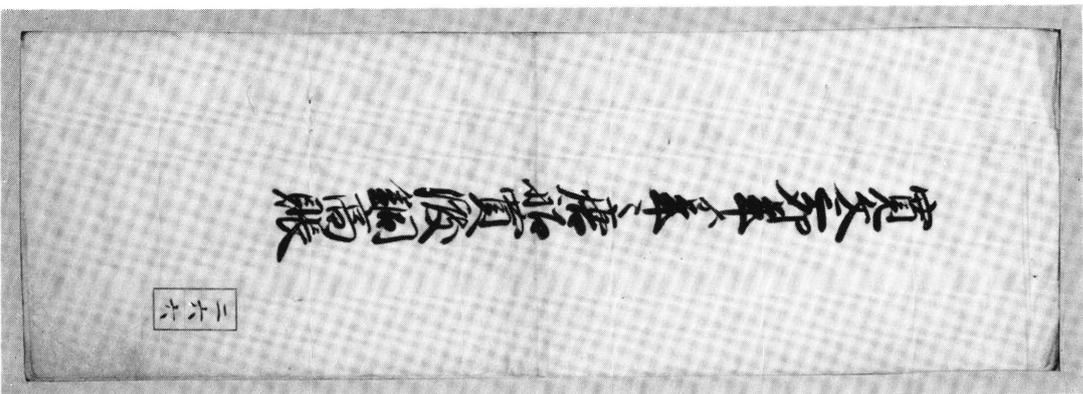
元祿五年三月廿六日附銅屋訴狀

正德二年四月十六日附銅吹屋口上書

近世前期に於ける銅貿易と住友

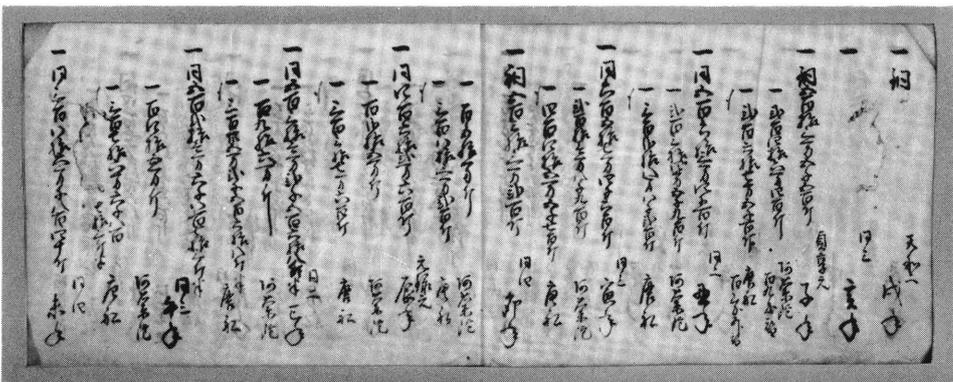
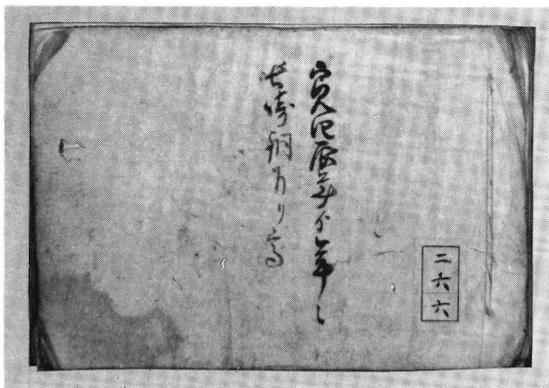


「寛文三卯年の年々唐船買渡銅高帳」表紙並に記事



縦 四寸二分  
横 一尺二寸六分

「寛四辰年々々長崎銅下り高」表紙並に記事



縦 四寸七分  
横 六寸八分

近世前期に於ける銅貿易と住友 目次

一	序	一
二	銅貿易と銅吹屋	二
三	大阪の銅吹屋及び銅貿易商の發生	五
四	寛文八年の銅貿易禁止とその解禁の経緯	一五
五	銅貿易商の増加とその整理	二六
六	金銀貨交換歩合の問題と輸出損銀補償制	三〇
七	寛文十二年の貨物市法商賣法と銅貿易商	四一
八	阿形宗智の新規銅貿易出願問題と足尾五ヶ一銅	四六
九	貞享二年の外貨輸入歳額の限定と銅貿易特許商	七〇

一〇	違法銅貿易の盛行と銅貿易特許商	八〇
一一	銅代物替貿易の出現と特許商	一〇三
一二	輸出銅額の決定と銅貿易特許權の停止—銅座の設置	一二四
一三	銅座の廢止と大阪銅吹屋	一三五
一四	結語	一三六

## 一 序 言

日本の銅が海外へ輸出されるやうになつたのは、中世以來のことであるが、近世に入つてからはその量が著しく増加して、遂に輸出品中の最も重要なものとなり、従つて銅の貿易は本邦貿易史上特殊な重要性を有つことゝなつた。

ところが、この銅貿易に就いては、その初期の部分に關する史料が不十分な爲め、從來これを詳しく具體的に記述したものはあまり見當らない。「長崎市史」の通交貿易編東洋諸國部などかなり詳細であるけれども、尙隔靴搔痒の感みがある。白柳秀湖氏の「住友物語」は住友の家史「垂裕明鑑」によつて相當具體的に敘述してあるが、惜しいことにこの「垂裕明鑑」は史料の蒐集と考究とが共に充分でないため記述正鵠を失した點が多く、従つてこれに依據した白柳氏の論述も勢ひ種々誤謬を免れないのである。そこでこゝには幸ひ「垂裕明鑑」の原史料でこの方面の最も貴重な史料たる「銅吹屋仲間由緒書」と「銅異國賣覺帳」其他を検討し、これに他の關係史料を併せ考へつゝ、改めて本問題を具體的に考究し、その間に於ける住友の立場を明らかにして見たいと思ふ。

## 二 銅貿易と銅吹屋

新井白石が正徳六年(西曆一七一六年)の五月に書き終へた「折たく柴の記」には、「むかし、長崎にて海舶五市の事始りしより此かた、外國の人交易して得る所の銀をもて、換ふる所の銅をば、大坂に住せし銅吹屋といふものども十六人にて運送してけり。」といふことが見えてゐる。これは文字通りそのまゝには承認出来ないけれども、兎も角古來長崎での輸出銅がすべて大阪在住の銅吹屋十六人によつて取扱はれたものであると言つてゐるのは、非常に注目すべきことである。

それではどうして、このやうに輸出銅が獨り大阪の銅吹屋のみによつて取扱はれることになつたかといふと、それは輸出銅を南蠻吹といふ銀銅吹分術で處理した拔銀銅に限定し、その實施の嚴密を期する必要より起つたことであつたらしい。この間の消息については、元祿七年(西曆一六九四年)七月十日附の銅屋訴狀に、<sup>①</sup>「異國向銅於諸國ニ吹拵申時ハ猥ケ間敷儀或ハ代物替坏ニ可仕様ニ被思召上候哉、寛永十五丁年阿部豊後守様松平伊豆守様御意被成候ハ、向後於大坂異國向銅吹立申様ニと急度被仰渡候ニ付、御定目之通相守申候。夫故薩摩・日向・長門・豊後・豊前其外長崎近キ山々諸國共ニ、銅不殘大坂へ積登申候。依之私共拾六人之内、泉州・紀州・長崎・豊後ニ罷在

候者共迄、皆大坂ニ而異國向銅吹拵申候。」と申述べてゐることによつて諒解されるであらう。

尤もこゝに寛永十五年(西曆一六三八年)幕府の指令に依つてと言つてゐるのは、之より先寛永四年に銅の輸出が禁止され、十二年に互る解禁運動の結果、同十五年に聽許されたといふ記述と結び付いてゐるので、その年次の點はそのまゝ従ふことは出来ないが、事實異國向銅が早くから大阪のみで調製されてゐたことは、堺在住の錢屋、紀州在住の熊野屋がそれぞれ大阪に吹屋を持ち、又延寶の初め江戸の阿形宗智・河村瑞軒等によつて足尾産出の幕府銅の輸出が計畫された時も、大阪で異國向に吹き調へることになつてゐたことなどから知られるのである。しかしこれは原則であつて、多少の例外も認められたらうことは、泉屋の宗家蘇我(改姓淺井)忠兵衛が銅貿易を行ひながら、その吹屋は終始京都に持ち歿後三年にして廢止されたといふ事實や、大阪の泉屋(住友)が京都・江戸にも吹屋を持つてゐたといふ事實などから知られるであらう。

ところでこゝに「私共拾六人之内、泉州・紀州・長崎・豊後ニ罷在候者共迄、皆大坂ニ而異國向銅吹拵申候」と言つてゐるのは、一見すると、少くも元祿七年當時彼等もすべて大阪に吹屋を持つてゐたかのやうにも解されるが、實は錢屋・熊野屋は別として、少くも豊後の増田屋、長崎の博多屋・刀屋の三人は明らかに大阪の恐らく特定の吹屋から異國向銅を購入して輸出してゐた

のであるから、<sup>(7)</sup>そのやうに簡単に考へることは出来ず、従つてこの「皆大坂ニ而異國向銅吹拵申候」には含みのあることが考へられる。このことは又「銅吹屋仲間由緒書」に「銅屋株御免之者處々致住居候得共、銅者大坂計ニ而吹調候ニ付、右人數之内他所又者大坂ニ而も銅屋株而已ニ而吹所無之者者、小吹屋と申方ニ而異國向之棹銅買取、長寄に差下シ候」とあることによつて、明確にされる譯である。

さうすると、白石が「折たく柴の記」に輸出銅は古來大阪在住の十六人の吹屋が運送したのであると言つてゐるのは、當時の状況から昔の十六人の銅輸出商人をも悉く大阪の銅吹屋と誤解してのことであつたらしいことが考へられる。

それでは異國向銅を調製したといふ銅吹屋は果してどれほどあつたものであらうか。又特に限定された銅貿易商十六人といふものは何時から出来たものなのであらうか。

註

① 銅異國賣覺帳。

② 第八輯「近世前期の銅貿易株と住友」に詳論。

③ 「銅異國賣覺帳」の延寶六年三月の銅屋由緒書に堺錢屋作

右衛門の左側に「大坂ニ吹分所有」との註記があり、熊野

屋に就いては「銅吹屋仲間由緒書」の正徳二年の「銅吹屋拾七人之名前」に「紀州和歌山住宅大坂出店道頓堀新難波

東之町」と註記し、尙又「年々諸用留ニ番」所收の正徳四

年の「銅屋共家業相勤候年數之覺」に「先祖より紀州ニ而銅

吹商賣仕於御當地(大阪)ハ六拾年銅吹屋仕候彦太夫儀ハ紀州和歌山住居仕候」との註記がある。

④「銅異國賣覺帳」の延寶二年霜月十四日附泉屋吉左衛門、同五郎右衛門、銅屋三右衛門連署訴狀。

⑤「年々諸用留二番」の正徳四年の泉屋由緒書に理右衛門壽濟の次男忠兵衛壽元に就いて「十九歳之時家督ヲ請候八十四年ニ成ル寺町吹屋ヲ二條通高倉西へ入町へ引越銅商賣吹屋候來ル」又忠兵衛の子忠右衛門一壽に就いて「親忠兵衛相果候後三年之間銅吹商賣致候得共同性、吉左衛門見世三條ニ有之候故三十四年以前吹屋相止申候」との註記がある。

⑥註⑤の正徳四年の泉屋由緒書に理兵衛に就いて「京出店七十一年以前ニ東洞院押小路下ル町ニ致出店夫ハ八年後木屋町三條上ル町ニ銅出店致吹屋候」との註記があり、尙「別子銅山公用帳」によると、元祿四年閏八月の別子銅山請負

の家質證文に見える京都三條大橋上ル孫橋町の屋敷には「吹屋在之」と見えてゐる。又江戸の吹屋に就いては元祿十四年の「銅座留帳」の四月十二日の條に淺草諏訪町に在つたことが見えてゐる。

⑦「銅異國賣覺帳」の延寶六年三月の銅屋由緒書、京山形屋彌右衛門・豊後増田屋傳兵衛に就いて特に「買銅ニて下ス」と頭註して居り、博多屋はこの山形屋の銅貿易株を元祿四年に譲り受けただけなのであるから、これも吹屋はなかつた筈である。又刀屋は同覺帳の貞享五年の「銅異國賣人數拾六人之年來之覺」に「延寶四年辰ノ年ハ賣問ヤ(委託販賣人)仕候」との註記があつて、吹屋でなかつたことが察せられよう。他國人で大阪に吹屋を持つといふことは、事實堺・和歌山などのやうに近くの居住者でなければ出来ないことである。

### 三 大阪の銅吹屋及び銅貿易商の發生

南蠻吹は初め京都の銅吹屋蘇我壽濟によつて、恐らく慶長年中に傳習され、それがやがて彼自

身の手によつて大阪の吹屋中に傳へられたといふ<sup>②</sup>。何故また地元の京都の吹屋に傳へられず、こ  
とさら大阪の吹屋に傳へられたかは一つの問題であるが、それは姑く措いて、その傳授を受けた  
といふ大阪の吹屋とは一體誰々であつたのだらうか。今これを檢して見るに、正徳四年(西曆一七  
一四年)の「銅屋共家業相勤候年數之覺」<sup>③</sup>で壽濟在世中の開業者と認められる者は、大坂屋・大塚屋・丸  
銅屋の三人に過ぎず、外に早く銅商賣を廢業した爲めこの覺書には見えないが、平野屋が考へら  
れ、又泉屋・大坂屋それに右の平野屋など初期の銅貿易商が吹屋を兼ねてゐた點よりすると、次  
に述べる泉屋一族の金屋・鍬鉦屋は居住地が不明であるから姑く措き除いても、高麗橋兩替町の  
太刀屋・淡路町の錢屋も吹屋でなかつたかと思はれる。さうすると、すべて六人といふことにな  
るが、此等の外早く廢業した銅貿易商も若干あり、彼等は吹屋を兼ねてゐた可能性も強い。また  
貿易を行はず又早く廢業した爲に今日よりは不明の吹屋も若干あつたかも知れない<sup>④</sup>。それにして  
もその數は當初は尙それほど多くはなかつたであらう。しかも彼等の開業が寛永より以前に遡つ  
たとも見られないことは、大阪銅吹屋の發生が餘り古くなかつたことを示すもので、南蠻吹の傳  
授が、大阪吹屋の隆盛を促したものでないかと思はれる。

次に銅貿易商に就いて觀ると、住友の古記には、寛永四年(西曆一六  
二七年)<sup>⑤</sup>銅の輸出が禁止となり、業

者は家業を失ふことゝなつたので、泉屋利兵衛・同弟忠兵衛・同八兵衛・同伯父金屋長右衛門・伯母掣鋤屋與兵衛の泉屋一族五人と高麗橋兩替町太刀屋喜兵衛・淡路町錢屋太郎右衛門の他家二人合せて七人が解禁歎願に江戸に下り、十二年間の長きに亙つて運動した結果、漸く寛永十五年になつて、聽許されたといふことが見えてゐる。この寛永四年の銅輸出禁止と同十五年の解禁といふことは何等かの誤解で、事實は寛永十四年鑄錢料銅及び軍用銅の需要の爲め、輸出禁止となり、正保三年(西曆一六四六年)解禁となつたものと考へるべきであるが、兎も角これ⑦で寛永頃の銅貿易商としては、泉屋三人とその一族である金屋・鋤屋並に太刀屋・錢屋の七人があつたことが知られる。尤もこれは歎願書としてあらはれてゐる者で、この外特に歎願の舉に出ず、形勢を觀望してゐたといふやうなものも若干あつたかも知れない。例へば大坂屋と平野屋とは貞享五年(元祿八年)の「銅異國賣人數拾六人之年來之覺」によると、寛永八、九年頃の開業といふことになつてゐるから、これも加へなければならぬ。銅貿易商をいはゞ代表した解禁歎願者七人中、泉屋が三人で他の二人もその一族であつたといふことは、當時の銅貿易界に於ける泉屋の地位を示すものとして、大いに注目すべきであらう。

それにしても、泉屋の銅貿易界に於けるこのやうな目覺ましい進出は如何にして齎されたも

のであらうか。これについて思ひ合はされるのは寛政十一年(西暦一七九九年)の「豫州銅山師泉屋吉次郎由緒書」<sup>⑧</sup>に、

私家業銅商賣之儀者、天正元年(西暦一五七三年)より起業仕、當時迄凡貳百貳拾六ヶ年相續仕候。古來者異

國人肥前國平戸井五嶋・豊後・薩摩に着船、勝手ニ諸商賣を遂候而、異國舟入津之口々

ニ、御奉行様ハ無御座趣承傳申候。其頃ハ私先祖も異國渡銅商賣仕、異國人に直賣仕候。

と申述べてゐることである。天正元年(西暦一五七三年)といふと、泉屋三兄弟の父理右衛門壽濟が生れた翌年であるから、この年次を認めるとすれば、當然壽濟の父平兵衛の開業といふことになるのであるが、これは果してどうであらう。何分傍證の徴すべきものがない上に、壽濟が初め京都で開業したといふことは、その反證ともなるといふ考へも成立するから、いよいよ確かでない。しかし少くも壽濟が既に銅貿易商であつたことは、彼の歿年が寛永十三年で、寛永十四年の銅輸出禁止の際、その子三人が相並んで解禁運動に奔走し、後にそれぞれ特許權を得たこと、殊には兄弟二人もその解禁歎願運動に加はつてゐたことによつて推察される。

従つて泉屋の銅貿易開始の時期は他の同業者よりも更に早かつたやうであるし、それに壽濟がまた早く自ら銅山稼行にも進出して、粗銅の入手に便宜を得、<sup>⑩</sup>南蠻吹による灰吹銀の取得によつ

て餘利を得て、資金の潤澤に恵まれたことなどが、その優勢を致した理由であつたらう。

尤もこゝで一言して置くべきは、南蠻吹の實施による灰吹銀の利得と、銅の輸出による利益との關係である。元來外人は日本の輸出銅が粗銅で金銀を多く含有することを喜んだのであるから、泉屋の銅が拔銀されてゐるといふことがわかれば、縱令後世のやうに輸出銅直段の南蠻吹の工賃だけの引上げといふことが未だなかつたとしても、これを忌避して他の商人の粗銅を歓迎した筈で、従つて泉屋の銅貿易の利は他商より比して少かつたのではないかといふことも一應考へられる。しかし當時は銅の産出が未だ多くはなく、少くも輸已向國內餘剩高は外人の需要に對しむる不足がちであつたと思はれるから、それによつて取引額の減少を來すやうなことにはならなかつたのではないか。又よしや多少さういふことがあつたとしても南蠻吹による利得は之を償うて餘りあつたと考へられる。壽濟がこの南蠻吹を大阪吹屋中へ傳授したのは、住友の一家の「先祖傳書」に、「吹分之傳。他家銅職。各乞其傳。不許。經年大坂銅家相傳。納證約師弟。」<sup>13</sup>と言つてゐるやうに、大阪の吹屋達がこの新技術を珍重し、その傳授を熱望した爲であつたことからしても、この南蠻吹の實施が貿易の利を妨げるものでなかつたことを證して餘りがある。しかもこの祕法南蠻吹の傳授といふことは、泉屋の同業者間に於ける勢威を更に一層強化させることに

なつた筈である。

さて住友の古記には、長い間の歎願が效を奏して愈々解禁となつた時、二十三人の銅商が貿易の認許を得たと言つてゐるが、別稿で詳しく論述したやうに、これは實は後の延寶六年(西曆一六七八年)迄の間に逐次認許を得た者の總數を誤解したもので、實際は泉屋三兄弟とその伯父である金屋・鍬拓屋の二人若しくはその内の一人並に大坂屋と平野屋を合せた六乃至七人の外には、二、三人が推知できる程度である。太刀屋と錢屋とが、泉屋一族と共に解禁運動に奔走したといふに拘らず、こゝにこれを認めないのは、彼等が運動中に死亡して家が滅んだとの傳へが別にあるからである。<sup>15)</sup>

又解禁は住友古記には一に銅屋の歎願運動に基くかのやうに言つてゐるけれども、一方オランダの資料によると、オランダ商館長は連年解禁を懇願したといふことであり、中國側の資料は闕けて明らかでないが、これも當然同様であつたと思はれるから、この解禁は寧ろ内外相俟つての歎願の結果であつたとすべきであらう。寛永頃の貿易銅額についてはなほよくわからないが、ナホッドの「十七世紀日蘭交渉史」には寛永十四年の禁止前に於けるオランダの日本よりの輸出銅額を次のやうに記してゐる。

年	次	斤量 (1ルビコ)	(斤)	價格 (每ビコ1ル 單位銀兩)	(單位匁)
西曆一六二一年	元和七年	一六	(二、六〇〇)	一〇	(一〇〇)
同 一六二二年	元和八年	九七・〇三	(九七、二〇三)	二〇及二・八	(二〇〇及二・八)
同 一六二三年	元和九年	一九七〇	(一、九七〇)	一五・五	(一五五)
同 一六二四年	寛永元年	—	—	—	—
同 一六二五年	明の天啓四年	—	—	—	—
同 一六二六年	寛永二年	—	—	—	—
同 一六二七年	明の天啓五年	—	—	—	—
同 一六二八年	寛永三年	—	—	—	—
同 一六二九年	明の天啓六年	—	—	—	—
同 一六三〇年	寛永四年	—	—	—	—
同 一六三一年	明の天啓七年	—	—	—	—
同 一六三二年	寛永五年	—	—	—	—
同 一六三三年	明の崇禎元年	—	—	—	—
同 一六三四年	寛永六年	—	—	—	—
同 一六三五年	明の崇禎二年	—	—	—	—
同 一六三六年	寛永七年	—	—	—	—
同 一六三七年	明の崇禎三年	—	—	—	—
同 一六三八年	寛永八年	—	—	—	—
同 一六三九年	明の崇禎四年	—	—	—	—
同 一六四〇年	寛永九年	—	—	—	—
同 一六四一年	明の崇禎五年	—	—	—	—
同 一六四二年	寛永十年	—	—	—	—
同 一六四三年	明の崇禎六年	—	—	—	—
同 一六四四年	寛永十一年	—	—	—	—
同 一六四五年	明の崇禎七年	—	—	—	—
同 一六四六年	寛永十二年	—	—	—	—
同 一六四七年	明の崇禎八年	—	—	—	—
同 一六四八年	寛永十三年	—	—	—	—
同 一六四九年	明の崇禎九年	—	—	—	—
同 一六五〇年	寛永十四年	—	—	—	—
同 一六五一年	明の崇禎十年	—	—	—	—

この五年間貿易閉止

近世前期に於ける銅貿易と住友

これによると、禁止直前のオランダの銅輸出高は相當額に上つてゐたことが知られるわけであるが、一方中國に於いても早くより鑄錢料銅を高價で日本から購入し、雲南省のやうに銅の産出あるところではそれが問題になつたといふことなどより、その量が尠少でなかつたことが推察され、それだけに、外人側の解禁運動も相當強かつたことを考へねばならないであらう。

尙元祿七年七月十日附の銅屋訴狀によると、輸出銅が南蠻吹によつて處理された拔銀銅に限定されたのは、寛永の輸出禁止以前からのことで、新規業者によつてその制が紊された爲に、輸出禁止となつたのであるといふことであるが、寛永の禁止に就いては、禁止後三年の寛永十七年(西曆一六四〇年)、老中松平伊豆守がオランダ商館長の解禁要求に對し、「銅は戰爭必需品なる故輸出を禁止したのである。」と答へたといふ點⑮と寛永十三年から寛永通寶の鑄造が開始され、翌十四年より著しく事業が擴大された點⑯などより見て、この訴狀に見る禁止理由は之をそのまま認めることは出来ない。それは恐らく訴狀類に有勝ちの作爲で、元祿の初め無認許業者の間吹銅輸出が盛んとなり、古來の銅屋がこれに惱まされたことから、既得權擁護の爲に言ひ出されたことではなかつたかと思はれる。現にこの時以前の訴狀類にはさういふことは少しも見えないのである。

併しこの後からの理由附けの正否の問題とは別に、銅貿易商が事實上有利な拔銀銅を輸出し、

幕府もやがてその國益を認め、従つて解禁に際して輸出銅を拔銀銅に限ることについて何等かの處置に出たといふことは考へられないことではない。少くもそれが寛文八年(西曆一六六八年)以前相當早くから行はれたことは同年七月十八日附の泉屋・大坂屋・錢屋の訴狀に「私共儀當五月六日ニ異國仁に銅賣渡申儀御訴訟申上候處ニ被爲聞召分被爲仰付御赦免候故、前々之古法之通賣渡可申と難有奉存候。」と言つてゐることからも知られる。<sup>20)</sup>但し銅吹屋を大阪に限るといふ非常處置がこの時直ちに斷行されたかどうかは、遺憾ながら之を確むべき傍證がないやうで、熊野屋がもと紀州の銅吹屋で承應年中(西曆一六五二—一六五四年)になつて大阪に吹屋を持つやうになつたといふことなどは寧ろその反證とも見られるものがないでもなからう。

註

① 第六輯「南蠻吹の傳習とその流傳」に詳論。

② 住友良慶の「先祖聞傳書」。

③ 年々諸用留二番。

④ 平野屋は貞享五年の「銅異國賣人數拾六人之年來之覺」に

「寛永八九年之時分銅商賣ニ取付」とあつて、銅貿易の

早かつたことが知られると共に、「銅吹屋仲間由緒書」の

「銅吹屋拾七人之名前」の平野屋三右衛門の註記の中の平

野屋清右衛門に泉屋・大坂屋・大塚屋・丸銅屋と同様「古來銅吹屋」とあり、又萬治寛文の頃備中吉岡銅山を稼行した

事實の知られる(備中川上郡吹屋村御山用控—大塚家文書—)ことなどから、吹屋として古かつたことが考へられる。

⑤ 例へば濱田屋などは延寶二年に銅貿易を廢業した爲め、その開業の時期はよくわからないが、萬治寛文年間平野屋と

共同で備中吉岡銅山を稼行した銅山師でもあつたことより

すると、平野屋と同じく早くより銅吹屋で銅貿易を行つてゐたかも知れない。なほ、第八輯「近世前期の銅貿易株と住友」参照。

⑥ 公訴文永鏡、銅異國賣覺帳。

⑦ 第八輯「近世前期の銅貿易株と住友」。

⑧ 「別子立川 兩御銅山公用帳九番」並に「通航一覽」卷一五八所收。

⑨ 泉屋（蘇我）理右衛門壽濟は寛永十三年六十四歳で歿した。

⑩ 金屋長右衛門・鍬鉋屋與兵衛はそれぞれ泉屋理兵衛の伯父と伯母掣といふことであるが、理兵衛が養子となつた住友家にはこれに該当する人がないから、この二人は當然實父壽濟の兄弟及び義兄弟でなければならぬこととなる。因に伯父伯母と叔父叔母とは昔は通用されてゐたから、これによつて直ちに長幼の序を考へることは出来ない。

⑪ 鼓銅圖録、入江青齋墓碑銘。

⑫ 例へば「天工開物」には、南中國では日本よりの輸入銅を再製鍊して銀を抽出することが見え、又住友銀行發行雜誌「井華」十三號には渡邊工學博士の話として、オランダで

壽濟の南蠻吹傳習後に當る或る時期に、日本銅に金・銀を含有することが頗に少くなつたことを不審がつた記録が、獨逸の圖書館にあることが見えてゐる。

⑬ 住友良慶の「先祖聞傳書」にも「年をへて大坂吹屋中へ御相傳被成候。其節證文等御取置被成候由、」とある。

⑭ 第八輯「近世前期の銅貿易株と住友」。

⑮ 住友の分家の友良の「先祖傳書」。

⑯ 「バタバヤ城日誌」、ケンベルの「日本外國貿易史」、ナホツドの「十七世紀日蘭交渉史」等。

⑰ 續文獻通考。

⑱ バタバヤ城日誌。

⑲ 徳川實紀、憲教類典。

⑳ 本訴狀には「前々之作法之通」と書いてその作の上に古と書き直してゐる。

㉑ 「銅吹屋仲間由緒書」、「年々諸用留二番」の正徳四年の「銅屋共家業相勤候年數之覺」。

#### 四 寛文八年の銅貿易禁止とその解禁の経緯

銅貿易が寛永年間に一時禁止され、業者の必死の運動もあつて漸くにして解禁されるに至つたことは前項の通りであるが、爾來三十餘年間に特別變つたこともなく、貿易は特許人によつて順調に行はれたためか、何の事件も傳へられてゐない。

ところが寛文八年(西曆一六六八年)に至つて再び銅貿易界に一大衝擊が起つた。それはかなり廣い範圍に亙る貿易品の制限が發令され、その内に銅も含められてゐたからで、このことは「徳川實紀」に詳しく見えてゐる。即ち次の通りである。

此日寛文八年三月八日長崎の奉行に諭告せらるゝは、眞綿・くり綿・絹紬・木綿・織物・麻布・染物・蠟燭・銅・漆・油・酒今年より異域にをくるべからず。

但油・酒は船中の常用に備ふるはくるしからず。藥品の外植物・生類・諸器材・金絲・藥劑とならざる唐産類・珊瑚樹・たんから・丹土・蘭産器物・唐革・ひよんかつ・衣服の用に充らざる美麗の布帛等かたく舶來せしむべからず。羅紗・羅脊板・猩々緋の三種はゆるさるべし。その他の毛布は禁ずべしとなり。

この寛文八年の貿易上の一大制限が何に因つて令せられるに至つたかといふことは明らかでない。貞享二年(西曆一六八五年)八月廿四日附の大阪銅屋訴狀に、「異國本朝之立合所ニ而、商人如何様之猥成儀仕出し可申哉、無御心元被爲思召上、御停止ニ被爲仰付候。」と言つてゐるけれども、これは新規密貿易品停止訴狀の性質上、新たにさういふ理由を附會したのではないかとも思はれるので、遽かにそれに従ふことは出来ない。考へられることは、同年に幕府は銀の輸出禁止を徹底せしめてをり、これは當時國內産銀の減少したに拘らず、巨大なる銀高が依然として外國に流出してゐたためである。そして右の制限は輸入品においては奢侈的なもの、輸出品においては必需的のものを中心に考へてゐるやうであり、貿易を統制する意味があつたものと思はれる。<sup>②</sup>

さて此等の禁制品の中輸入品のことは姑く措き、輸出品でも銅以外のものは國內で轉賣も出来るけれども、銅はもともと外國向の棹銅に調製し、その量も多いので、俄かに轉賣が出来ず、又國內向に調製し直すとすれば、それだけに莫大な失費がかかる上に、消化不能の爲め銅價の下落を來し、かれこれで非常な損失となる。ところがこの輸出銅は毎年前年の秋から前借金で用意され、既に一部は長崎へ廻送済みで残りは大阪に用意されてゐる状態であるから、今俄かに輸出を差止められたのでは、業者の困惑如何ばかりか、蓋し想像の外であつたらう。そこで當時最も有

力な業者であつたと思はれる泉屋と大坂屋と錢屋とが協議の上、取敢へず今年用意の分だけの賣却の許可を願ひ出た。その訴狀並に添狀は次の通りである。<sup>④</sup>

乍恐御訴訟申上候支

一異國に私共數年銅商賣仕來候處、今度御法度之旨被爲 仰付、其趣急度奉相守候。然者累年之商賣ニ御座候故、大分之借金仕、如毎年之去年八月ノ已後銅荷物大分用意仕、長崎大坂ニ所持仕候處ニ御法度之由承驚奉存、御當地へ相詰御訴訟申上候。此度異國仁へ之商賣物御留被爲成候内ニも、自餘之荷物等ハ長崎ニ而も拂方御座候得共、銅荷物之儀ハ長崎ニ而も拂方一圓無御座候ニ付、引取申候得ハ大分ニ損亡參、又日本向ニ吹直し候へハ彼是失墜おひたしく御座候而、元金十分一ニも不罷成、何も本手ヲ失ひ、大勢之者共及渴命候。其上大分之借金濟可申便りも無御座候間、御慈悲ニ只今迄用意仕置候分ハ、當年之異國仁へ御渡被下候ハ、難有可奉存候。則銅出申山々并年々異國へ渡し來り候銅之員數別紙ニ口上書を以言上仕候。以上。

寛文八年

申四月

大坂泉屋

吉左衛門

同

五郎右衛門

同 大坂屋

仁左衛門

同 泉屋

與九郎

江戸錢屋

半兵衛

堺錢屋

七右衛門

同 錢屋

作右衛門

御奉行所様

右訴狀之外口上書之覺

一異國仁に銅荷物賣渡申事御留被爲成候へ、日本ニ而へ多拂方無御座候ニ付、銅直段前

方とハ過分ニ下直ニ罷成候。其上異國向ニ吹申候ハ、のひ申ニかまい不申ほそく見事ニ吹申候故、雜用大分ニ懸り申候。又日本向ハ或ハ鑄物類或ハ金物荒物類それ〳〵の道具ニ應じて吹申候へハ、銅ニ高下ハ無御座候得共、異國向ニ用意仕候銅日本ニ而ハ役ニ立不申候故、又吹直し申ニ雜用掛り申候。左候へハ直段之さかり吹申雜用彼是ニ引候得ハ、買本十分一ニも不罷成候。其上下直ニも日本にては二年三年之内ニハ拂切申事不罷成、身代つふれ大勢之者共迷惑仕候御事。

異國ニ年々銅賣來候覺

一銅貳百七拾貳萬四千斤餘

辰ノ年分

代銀三千貳百九拾六貫目餘

一同百四拾壹萬三千斤餘

巳ノ年分

代銀千七百五拾貳貫目餘

一同百六拾壹萬七千斤餘

午ノ年分

代銀貳千五百五貫目餘

一同百七拾八萬四千斤餘

未ノ年分

代銀貳千三百六貫目餘

一同百七拾萬斤餘

只今所持仕候

代銀貳千三百貫目餘

右之内

一七拾萬斤計

長崎と海上ニ有

一百萬斤餘

大坂ニ所持仕候

右之外ニ所々銅山仕入銀三百貫目程御座候。

銅山之覺

一仙臺御領分之内ニ銅山

壹ヶ所

一會津御領分之内ニ銅山

壹ヶ所

一水戸御領分之内ニ銅山

壹ヶ所

一岩城御領分之内ニ銅山

壹ヶ所

一遠州之内ニ銅山

壹ヶ所

一美濃之内ニ銅山

壹ヶ所



一今度異國へ銅御留被爲成候ニ付、最早つふれ申銅山餘多御座候。左候得ハ我々儀ハ不及申上ニ、銅掘數萬人之者共すきあひニはなれ及渴命、迷惑仕候御事。

寛文八年

申四月

銅屋共

右の添狀に辰年即ち寛文四年(西曆一六六四年)以來の輸出銅高と當時の國內主要銅山とを擧げ、貿易禁止によつて、多數銅山の衰微廢滅を招來し、爲に鑛業界に多數の失業者を出す結果となることを附言してゐるのは、甚だ注目すべきである。

この訴狀は四月二十二日の評定所の寄合へ提出されたが、當局も自ら發した禁令の影響するところが意外に大きいのに驚いたのであらう、五月六日に至つて訴願を聽許したのである。<sup>④</sup>「銅異國賣覺帳」の卷首には、これを見て當時同じく銅貿易を營んでゐた濱田屋治右衛門・平野屋清右衛門・銅屋善兵衛代次右衛門・大塚屋甚右衛門代人の四人も江戸に下つて訴願したところ、既に前記七人が許された後であるので、彼等も亦聽許されたと記してゐるが、銅屋と大塚屋とはそれぞれ寛文十二年(西曆一六七二年)と延寶元年(西曆一六七三年)の開業者であつたことが別の確かな資料によつて知られるから、これは除かねばならない。なほ彼等從來よりの銅商でなく、新たに長崎の葉屋善左衛門・

江戸の坂倉九郎治・鍛冶三大夫・村治七兵衛・石屋久三郎・表屋喜右衛門の六人其他の仲間の者が申合せ、銅十五萬斤所持するよし申立て、長崎奉行に異國賣渡方を願ひ出て許可を得、八、九萬斤ほども賣つたと申立てゝゐる。<sup>⑥</sup>

さてこのやうに八年度分の手持銅の賣却は許されて、事は無事に濟んだが、それだけでは今後の營業が不能であるので、翌九年三月前記七人の業者より改めて従來通り交易方許可されたいと願ひ出た。即ちその願書は次の通りである。

乍恐書付を以御訴訟申上候

一私共儀數年異國仁へ銅商賣仕來り候處ニ、去年御停止被爲 仰付迷惑仕候ニ付而御訴訟申上候得へ、於 御評定所ニ五月六日ニ去年御赦免被成下、累年之通異國仁ニ銅賣渡し難有奉存候。然とも私共儀ハ古來ハ家職銅屋ニ而數千人渡世送り申處ニ、當年ハ御留被爲成候へハ及喝命迷惑仕候間、大小不限累年之通銅相渡し申様、御慈悲之上被爲 仰付被下候へ、難有可奉存候。委細御尋之上口上ニ可申上候御事。

右之通御慈悲之上被爲 聞召分御赦免被成下候へ、難有可奉存候。以上。

寛文九年西三月

大坂 泉屋

吉左衛門

同

五郎右衛門

同

與九郎

大坂 屋

仁左衛門

江戸 錢屋

半兵衛

堺 錢屋

七右衛門

同

作右衛門

御奉行様

ところが、一方前長崎の葉屋善左衛門・江戸の坂倉九郎治等の仲間は、公儀用達の縁によつて長崎奉行松平甚三郎に取り入り、當九年度よりは從來の銅屋の營業を差留め彼等が取つて代らう

と企て、先立つて松平甚三郎より幕府へ斡旋これ努めてゐたため、事がむつかしくなつたが、  
厳密な取調べの末、四月四日になつて新規の者を差留め、従来の業者に永代免許の旨が下達され  
た。<sup>⑦</sup>尤も今度の解禁に就いても、以前と同様國內業者の運動の效果ばかりではなく、オランダな  
ど外商の運動のあつたことも考へられることで、これは當時オランダ人が日本の銅を輸出するこ  
とにより、九割乃至九割五分の巨利を博してゐたといふことから見て自然なことであらう。<sup>⑧</sup>

### 註

① 銅異國賣覺帳。

② 「考へられることは、云々」以下（小葉田）。

③ 銅異國賣覺帳。

④ 同右、寛文八年申四月銅屋訴狀寫の註記。

⑤ 「子丑兩年銅屋中々長崎へ銅下シ高」、延寶二年の記録の

「子午貨物割付高覺書」及び貞享五年の「銅異國賣人數拾  
六人之年來之覺」。

⑥ 「銅異國賣覺帳」卷首の記事。但し葉屋など六人の名を記  
し七人としてゐる。尙同記には「銅拾五萬斤所持仕候旨御

訴訟申上候得者異國人に賣渡し申様ニ御赦免被成候ニ付、

於長崎如何様銅八九萬斤も賣申候由偽りを以御訴訟申上候  
ニ付、銅調不申、賣口不足仕候。」とあるが、この意味は  
よく諒解し兼ねる。

⑦ 「銅異國賣覺帳」寛文九年酉三月銅屋訴狀寫の後書（但しこ

の後書に寛永九年酉三月とあるのは寛文九年酉四月の誤記  
か誤寫であらう。）、元祿七年七月十日附古來銅屋古歴書。

⑧ 「長崎市史」通交貿易編東洋諸國部。

## 五 銅貿易商の増加とその整理

このやうにして、銅輸出の禁制は解かれ、従來の業者の特權は維持されることゝなつたが、ここに注目すべきは、寛文九年(西曆一六六九年)以後新たに銅輸出の特許を得た者が續出するに至つたことである。試みに貞享五年(元祿元年・西曆一六八八年)の「銅異國賣人數拾六人之年來之覺」<sup>①</sup>を見ると、大阪の塩屋八兵衛には「寛文八九年之時分を銅商賣初ル」と註記し、<sup>②</sup>又京都の山形屋彌右衛門・豊後の増田屋傳兵衛には、それぞれ「寛文九酉ノ年を初ル」と註記してゐる。これで寛文九年の解禁後新規の銅貿易特許人が出來たことが知られるが、更に「子丑兩年銅屋中を長崎へ銅下シ高」<sup>③</sup>及び「子年貨物割付高覺書」<sup>④</sup>によつて寛文十二年以前の新顔を検すると、尙大阪の塚口屋與右衛門・堺の海部屋平右衛門・絆屋徳左衛門・帶屋六兵衛・糸屋次兵衛・京都の布袋屋加兵衛の六人が見出される。彼等は寛文十二年と延寶二年(西曆一六七四年)とに轉業した爲め、貞享五年の右の覺書には現れず、従つてその開業の的確な時期を明らかにしないが、その輸出高がいづれも僅少であり、又後に述べるやうに、單純な理由で廢業したことは、その家業の基礎が尙鞏固でなかつたことを示してをり、かういふ點から矢張り二、三年來の開業者であつたことを思はしめるのである。

この寛文九年の解禁後俄かに新規業者の簇出を見たことについては、その間の事情を説明したものは見當らないが、思ふに寛文八年に輸出入品に相當廣範圍の制限が令せられ、自然從來其等の禁制品を取扱つてゐた貿易業者が打撃を蒙つて他の商品を取扱はざるを得ない立場に置かれたところへ、適々銅輸出の禁が解かれ、恰もこの頃國內産銅額が増加の傾向にあつたといふやうなことが、關係あつたのであるまいか。<sup>⑤</sup>

しかし新規業者の發生は以上に止まるのではない。更に寛文十二年には大阪の銅屋善兵衛、翌十三年即ち延寶元年には同じく大阪の大塚屋甚右衛門と紀州和歌山の熊野屋彦三郎、翌二年には大阪の丸銅屋仁兵衛が引續いて開業を認許された。こゝに銅屋以下が古來の銅吹屋であつた點よりすると、此等後の新規業者の開業認許は、前の者が寛文八年の貿易品制限にその動機が關係あるらしいのとはやゝ事情を異にし、銅貿易と密接不離の關係にある銅吹を長期に互つて家業としたことに關係あつたのではないかと考へられるのである。<sup>⑥</sup>

かくて寛文九年の解禁以後の銅貿易業者の數は、寛文十二年には大阪では泉屋三人、大坂屋・平野屋・塩屋・塚口屋・銅屋・濱田屋の各一人、堺では錢屋・海部屋・絆屋・帶屋・糸屋各一人、京都の山形屋・布袋屋各一人、それに豊後の増田屋を加へた十七人で、この内濱田屋はどうした

譯か十二年度は貿易を行つてゐない。そしてこの年布袋屋と帶屋・糸屋の三人が轉業し、翌延寶元年と翌々二年とに大塚屋・熊野屋・丸銅屋がその缺を補ふ意味でか、新たに加はつたが、その二年にはまた海部屋・塚口屋・濱田屋・絆屋の四人が廢業した。そしてこの頃には産額の増加に伴ふ銅價の下落によつて、銅山師の直輸出の氣運を醸成し、彼等の新規開業希望が續出し、その間不正貿易が行はれ、特許業者との係争が絶えぬ状態であつたので、當局も整理の必要を感じ、遂に翌六年になつて改めて正規の銅輸出業者十六名を決定した。それは即ち大阪の泉屋吉左衛門(淡路町一丁目)・同與九郎(同上)・同平八(柳町)・同平兵衛(南門屋町)・大坂屋久左衛門(西横堀炭屋町)・平野屋清右衛門(新難波東之)・塩屋八兵衛(過書町)・銅屋善兵衛(長堀平右衛門町)・大塚屋甚右衛門(瓦町一丁目)・丸銅屋仁兵衛(吉野屋町)、堺の錢屋作右衛門(市之町中濱)、紀州の熊野屋彦三郎(和歌山)・同彦太郎(同上)、京都の山形屋彌右衛門、豊後の増田屋傳兵衛、長崎の刀屋八郎兵衛で、この中熊野屋彦三郎は同姓彦三郎と同家である故に、また刀屋は延寶四年以來の賣問屋の實績によつて、新たに認許され、又泉屋平兵衛は中絶株の再興を聽許されたものである。

この泉屋の中絶株(當時之を名代と言つてゐる)といふのは、もと誰が得たものであつたか、或は金屋長右衛門か銚鉾屋與兵衛のものであつたか、その點明らかでないが、兎に角中絶株の再興が認められたと

いふことは、他の泉屋の株が理兵衛・忠兵衛・八兵衛の得たものであつたといふことゝ考へ合せ、貿易特許權の株化が甚だ早かつたことを示してゐる。しかしその株數を限定するといふことがそんなに早くなかつたことは、寛文八年の貿易制限の際その解禁運動に銅貿易業者の完全な團結が認められなかつたこと、其後の銅貿易業者の激増、更に又寛文十二年に三人の轉業者を出した後、翌十三年(延寶元年)より翌々年にわたつて、恰も三人の新規業者の認許があつた時、別に舊株讓受の形式をとつてゐないことによつても知られるであらう。

ところが、寛文九年の解禁後業者の激増したことは自ら特權擁護の爲め、仲間結成の氣運を醸成したらしく、延寶二年の足尾銅買請願に關する申合狀⑦を見ると、同業者全部が協議し、「損金を仲間割付」とか「仲間を除く」とかいふことが問題になつてゐる。従つてこゝに自ら業者數の限定の方向へ向つたことが察せられる譯で、其の結果延寶六年の明確な決定となつたものであらう。このやうにして、銅の貿易は寛文八年の貿易品制限と恰もこの頃よりの産銅額の遞増によつて大いに盛んとなり、業者もその數を加へると共に、そこに或る統制が行はれるやうになつたのである。⑧

註

①「銅異國賣覺帳」、本叢考第八輯附録參照。

② 寛文八年の禁止と同九年の解禁といふことは僅か二十年以

前の重大な事實であるのに、塩屋の開業が八年のことか九

年のことか、明確でないといふのは不審である。

③④ 銅異國賣覺帳。

⑤ 第八輯「近世前期の銅貿易株と住友」五の註⑦參照。

⑥ 詳しくは第八輯「近世前期の銅貿易株と住友」に譲る。

⑦ 銅異國賣覺帳。

⑧ 詳しくは第八輯「近世前期の銅貿易株と住友」に譲る。

## 六 金銀貨交換歩合の問題と輸出損銀補償制

是より先、寛文八年(西曆一六六八年)長崎貿易の取引勘定に就いて、一つの問題が起つた。それはかういふことである。従來長崎の異國交易に於いては、取引勘定はすべて銀貨を以つて行はれてゐたが、年々銀貨の流出が夥しく、爲に國內の銀の減少を憂へた幕府は、寛文四年より金貨の持渡禁止を一部解いたが、寛文八年に至つて銀貨の輸出を禁じた。そこで貿易勘定は従來の慣例によつて一應の取り遣りは銀貨で行ふが、差引勘定で残つた銀はすべて小判に直し金貨で渡すといふことになつた。<sup>①</sup>

ところが當局は金銀貨の交換歩合を現在の相場小判一兩に付銀五十六、七匁替以上とすれば、それだけ金貨の外國に流出することが少くなるといふことを考へ、寛文八年六月には金貨による直

接取引に改めると共に、その交換歩合を小判六十八匁替にすべきことを令したのである。<sup>②</sup> 何分當時の輸入金額は三十八萬兩で、金銀の相場は小判五十六匁替であつたから、この方法で行くと一箇年につき凡そ金八萬千四百三十兩宛金額の海外流出が少くなり、これは日本にとつて實に好都合だといふわけである。即ち「御殿中ニ而度々御詮儀之上、日本之御重寶とて銀子御停止、金六十八匁かへニ直シ取遣被仰付候。」とあるのが、その間の消息をよく示してゐる。<sup>③</sup>

しかしこれは輸入の立場からのみ見たことで、輸出業者の立場になつて見ると、甚だ困つたことである。といふのは、彼等は外人から代價を金貨で請取る場合もこの歩合で請取る譯であるから、當時の輸出物總金額八萬兩で合計約一萬五千兩の損失といふことになる。つまり外人に損失掛けた分の幾分かゞ彼等輸出業者の負擔となつて返つてくることになるのである。<sup>④</sup> そしてこの輸金額八萬兩の中五萬五、六千兩が銅價であるから、損失の大部分は銅貿易業者の負擔といふこととなる。そこで泉屋以下大坂屋・錢屋は七月十八日附で訴狀を呈し、従前通りの仕方を取引するやうにして貰ひたいと願ひ出た。<sup>⑤</sup>

思ふに、幕府當局の當初の考へは、國家的見地より見て當然であり、之に對しては銅貿易業者の陳情は尤もとは言ひながら、それだけでは彼等のみの一部分の私的な立場からであるから、こ

の後者の立場だけを以つて前者の立場と代へようとする場合には、直ちには賛成出来ない。しかし銅貿易者に限らず、輸出業が著しい打撃を蒙るといふことであれば、自然輸出の減退を招き、當局の意圖した金銀流出の抑制といふことは、別の面で大きな缺陷を生ずることとなる。金銀流出の防止といふことは、輸入物金額の抑制といふ消極策の外に、更に輸物金額の増大といふ積極策を必要とするからである。當局が銅貿易業者の訴願を聞いて、一度出した政令を撤回したのも、要するにかうした點に氣附いたからであらう。即ち寛文八年中に唐・オランダともに中途より五十六匁替で小判を輸出してゐる。

しかしこの問題はこれでは終らない。金貨による交易が行はれるにつれ、外人は良貨を望んで悪貨の請取りを嫌つた爲め、自然良貨のみ持出されて、悪貨が國內に残ることとなり、これに伴うて、悪貨の割合が一割二割とまでも増加するやうになつた。<sup>⑤</sup> 國內でも選貨が行はれ出し、これでは一般取引其他日常生活上支障を來すことは言ふ迄もないが、殊に貿易地長崎には悪貨の集ることが甚しかつた。すると江戸町年寄の喜多村彦兵衛・奈良屋市右衛門の二人(外貨輸入業者であらう)がこのことに着目し、寛文十一年の七月に又一つの願書を長崎奉行へ提出した。これは日本の商人が長崎へ持寄る小判につき日本の相場を極め、又外國へ渡す小判について別に都合のよい或相場を極

め、その兩替の支配を請負うて、兩替による直達の利益を得たい。さうすれば日本の商人は外國貨物を安く買ふやうにすることが出来るし、又この利益によつて惡貨の改鑄を行ふ費用と銅屋以下輸出業者の蒙る損失に對する補償金並に長崎地下收入の減額分迄差出すといふのである。即ちその願書の全文は次の通りである。

乍恐御訴訟申上度口上之覺

一 近年異國之諸色賣物代小判ニ罷成候ニ付、能小判計改渡り日本之小判右之撰出しニ成候故、日本ニ而小判能惡敷之より取ニ仕、諸商人下々迄之つかへニ罷成候。就夫町方ニ而取遣仕候小判千兩之内ニ而、百兩貳百兩程之積り惡敷小判ニ而御座候。ケ様之小判一圓田舎へハ參り不申候。次第ノニ當御地ニ惡敷小判大分集り可申と奉存候御事。

一 先年者異國ニ渡り申候小判之兩替六十八匁ほとニ被仰付候。近年者五拾六匁之相場ニ罷成候様ニ承申候間、日本之商人長崎へ持寄申候小判日本之相場御極メ被成、又異國へ御渡被成候小判之相場御積り次第ニ御極メ被遊、兩替之支配長崎ニ而私共被仰付、右兩替之利合蒙御影見申度奉存候。左様ニ御座候ハ、異國之賣物を日本人高直ニ買申間敷様ニ奉存候。委細御尋之上可申上候。

一右之通被仰付被下候へ、日本ニ而より出候悪小判後藤方ニ而新敷作り直シ可申候。其入用并日本<sup>の</sup>異國<sup>に</sup>渡り申候銅諸色賣物代、御定ノ相場ニ異國人<sup>の</sup>日本<sup>に</sup>小判相渡し可申候。其段日本人迷惑仕候へ、右被下置候御影之内ニ而日本之商人長崎之町人方迄も不足無之様ニ可仕事。

右之段乍恐願ニ奉存候。以上。

寛文拾壹年亥七月六日

喜多村彦兵衛

長崎

奈良屋市右衛門

兩御奉行様

これは前の幕府政令の缺陷を補うて皆に好都合な思付のやうに思はれるが、銅屋達から見ると必ずしもさうではなかつた。若し兩替の利金を多く取るやうにするならば、外人もそれだけ騰貴した小判の直段に基き價格を上げて商賣するから、結局その利合程外貨の價格が高くなるやうに豫想される。又兩替の直違を毎年多分に損するやうでは、外人も來航せなくなる。さうすれば長崎地下人及び日本の諸商人の迷惑は言ふまでもなく、藥種が品少な<sup>の</sup>爲め、餘程高價になり、萬民も迷惑する結果となると思はれるといふのである。

そこで泉屋・錢屋・平野屋の三軒が代表となつて右の事情を具し、兎に角我々日本の輸出商人としては、直違分だけ毎年損するのでは誠に迷惑であるから、我々の外人に對する賣物代價をも兩替支配にして、我々へは日本の相場場で小判を渡すやうにして戴きたいと願ひ出た。即ち次の通りである。

乍恐申上度口上之覺

一我等共儀銅商賣仕、累年異國に銅賣來申候。然處ニ異國之賣物銀近年者小判ニ而渡り申様被爲 仰付、則小判ニ而取遣仕候。就夫此度小判兩替直違之利合ヲ望御訴訟申上候様ニ及承候。左様ニ被爲 仰付候得ハ異國へ賣物相渡し申もの我々儀ハ不及申上數多迷惑仕候ニ付、乍恐御了簡奉願候御事。

一異國に渡申金子之直段小判壹兩ニ付金六拾八匁つゝニ先年被爲 仰出候へとも、長崎地下人并異國に賣物仕候もの共數多迷惑仕候ニ付、時々之相場ニ被爲 仰付五十八匁或ハ五拾六匁ニ近年取遣仕候御事。

一兩替利合大分被爲 仰付候ハ、異國仁も小判直段勘定ヲ以商事仕候得ハ、此利合程ハ御藥種御吳服其外異國之賣物日本ニ而之賣買高直ニ可罷成様ニ奉存候。又兩替直違大分

毎年異國仁損ニ仕候而ハ、渡海可仕様も無御座候。然時者長崎地下人諸商人ハ不及申上、御藥種大分高直ニ罷成候而ハ、萬民迷惑奉存候御事。

一異國ハ參候諸色賣物壹ケ年ニ金高凡卅八萬兩程代物可參候。此兩替利合を乃至小判壹兩

ニ付銀壹匁つゝ被爲 仰付候而も壹ケ年ニ

此利合銀三百三拾貫目<sup>(八ノ割)</sup>

但小判積り六千七百八拾兩餘

一日本ハ渡り申諸色賣物壹ケ年ニ凡金高八萬兩ほと、内五萬五六千兩ハ銅ニ而渡り申候。

此金子を異國人ハ小判壹兩ニ付銀壹匁つゝ高直ニ成小判請取候得ハ、金高八萬兩ニ而

此直違損銀八拾貫目

但小判ニ積り千四百卅兩餘

右之直違を毎年損ニ仕候而ハ異國に賣物仕候諸商人迷惑奉存候間、此賣物銀をも兩替支配ニ被爲 仰付、我等共方へハ小判日本之相場ニ相渡申様ニ奉願候。則此金子を異國之賣物代ニ立用仕候而も、殘而異國に渡シ申金卅萬兩ニ而此兩替利合壹ケ年ニ小判五千三百五拾兩餘相見に申候御事。

右之通乍恐 御了簡ヲ奉願候。以上。

寛文拾壹年

亥八月

長崎

御奉行所様

銅屋共

これは翌月の八月のことであるが、この結果に就いては「牛込忠左衛門様被爲 聞召分、訴狀長崎御持參、則長崎ニ而小判直違を日本商賣人ニ被下候」と右訴狀の寫に後書してあるから、とにかく銅屋の訴訟は通つたのである。後の元祿七年(西曆一六九四年)七月十日附の訴狀に添へた古來銅屋古歷書には、この時のことを、「同年八月ニ異國本朝金銀取遣り得失之目錄書於御江戸ニ長崎御奉行牛込忠左衛門様へ私共々差上候へハ、重寶成目錄指上ケ候。以後も存寄有之候ハ、申上候へ、縦百ヶ條書上ケ一ヶ條も役ニ立不申儀ニ候而も、不届成事申上候とハ被仰間敷旨御意被成、右之目錄長崎へ御持參、兩御奉行様御詮議之上、翌子年々日本買商人ハ小判時々之相場ニ被召上、異國人へハ六拾八匁替ニ御渡シ、此直違徳用銀大分御座候。此内ハ御公儀御銅(これは延寶四年以後のこと)并諸商人ハ諸色阿蘭陀人へ賣渡シ申小判直違之損銀を、貳十三ヶ年以前子年々於于今 御公儀様ハ拜領仕候。」と言つてゐて、長崎奉行が右の銅屋の意見書を大いに喜んだのは輸出商人の損金さへ補

償してやれば不平はなく、それで差引相當額（一匁の直違で五千三百五十兩）の金の流出防止になるといふ點である。

これを延寶二年（西曆一六七四年）四月三日附の銅屋訴狀に就いて見ると、寛文十二・十三（西曆一六七二・三年）兩年の取引はオランダ人との間では小判兩替一兩に付六十八匁、長崎一般は小判一兩に付五十七匁の定めで、従つて小判一兩に付銀十一匁づゝの直違であつた。中國との取引は舊に返つて銀で行はれたが、寛文十二年には金百二十五兩を金道具に拵へて持渡つてをり、これも六十八匁替であつた。このやうにオランダと中國とでその取引に差違があつたことに就いては、「徳川實紀」の寛文十二年三月二十三日の條に見える京都・大阪・堺の市人に對する令の中に「蘭物の價、近年金一兩を銀五十八匁と定めあたふれども、蘭船通商せる各島の銀價いやしきよしなれば、今より後金一兩に銀六十八匁の定もてあたふべし。本邦よりうりあたふる古錢・銅・染物・蒔繪の器材・今利陶器等の商賈、並に出島客舎の貨銀、損失なきやうにはからふべし。唐物の價近年金一兩に銀五十八匁の定もて、金をあたふれども、歸帆の後かしこの銀估騰貴して、艱困するよしなげき訴ふるにより、この後は銀もてあたふべし。もし金もて受取んとこふものは、その意に任すべし。」とあることによつて、その間の事情が知られる。さうすると當局の豫期した交換歩合の利

潤はオランダとの取引の場合だけとなり、それだけ減少した譯である。兎に角かうして江戸町年寄の新案は銅屋の意見書で多少補修された形となり、幕府は自らの手で之を實施することにしたのであつた。そこで兩人は更に翌十二年と翌十三年の銅商賣を望み、願書を差出したが、銅屋より迷惑の旨申出たので、これまた遂に不許可となつた。尤も彼等はその代りとして、砂糖の利銀を見積り、一箇年金七百兩づゝ貰つたといふことであるが、訴訟を認許しなかつたからといふ理由で二年間合せて千四百兩も與へるといふことはをかしい。これは畢竟彼等の新案を當局が採用して自ら實施することにした代償として、その兩替利益の一部を與へたものではあるまいか。<sup>①</sup>

註

- ① 銀貨の異國持渡の禁止と金貨持渡の指令の時期については問題がある。申(寛文八年)七月十八日泉屋外銅屋連判の訴訟状には、異國銅賣渡の赦免を謝して「尤四年已前々異國に銀子相渡申間敷之旨被仰付候ニ付取遣ハ銀子ニ而仕、異國仁手前差引相濟候而殘銀如何程御座候共長崎地下中寄合吟味之上殘銀小判ニ直シ金子相渡し來り申候間云々」とあり、寛文五年より銀貨持渡が禁止されたことは疑ふべからざる事實のやうに見える。ところが、長崎關係の古記録、
- 例へば古集記・延寶長崎記・長崎覺書・長崎志等(通航一覽卷之百五十六)には、いづれも寛文八年に至り、國內の銀の減少を憂ひ、唐・オランダともに銀子の持渡を停止し、金子を渡すことゝしたことを記してゐる。「阿蘭陀に金子渡り初兩替并間金初之事」の記述によると、寛文四年まで異國へ金子持渡は禁止であつたが、この年オランダ人より金子五百兩の持渡を出願して許され、ついで同五年五百兩、同六年三萬兩、同七年五萬七十五兩の輸出をそれぞれ赦免

せられた。その兩替相場は六十八匁とした。同記録について「寛文七末年迄は、異國へ金子相渡候義御停止にて、異國商賣白銀計にて仕候、然所に、寛文八申年諸國山々より、出候白銀次第に減少仕由にて、此年より異國商賣の儀金子を以仕候」とあるも、オランダ人の金子持渡の事實とあへて矛盾しない。即ちこれまでのオランダ人の金子持渡は、訴願による特赦であつたからである。「唐船年々賣高口錢銀覺」によると、賣高は寛文九年以後金計算になつてをり（唐船の銀子持渡の再許可は寛文十二年である）、「阿蘭陀船年々賣高并口錢銀覺」によると、寛文八年以後金計算となつてゐる。ナホッドの銀輸出表も一六六七年（寛文七年）までの銀高を記して、一六六八年以後銀輸出禁止としてゐる。さらにナホッドによると一六六三年（寛文三年）に小判の輸出がはじまり、翌年即ち寛文四年に小判五千五百九十九兩を求めたが、以上は公的のものでなく密かに買入れたもので、幕府より正式の許可を得てさらに五百兩を長崎奉行より入手したとある。これによると、前掲の泉屋等の訴訟狀の記載は、やゝ誤解があり、この狀提出當時に

は銀子持渡は禁止せられてゐたが、以前は金子持渡が特赦されてゐたに過ぎない。金子輸出が六十八匁替とされたことは、國內相場に比し十匁内外の餘利があり、この利潤は間金とよび市法の時代は大坂御金藏へ上納し、貞享二年以後は長崎諸役人地下中の助成にあてられた。しかも當時オランダ方はなほ金子輸出によつて、餘利があり、唐船の場合は損失であつたといふ。従つてオランダは金子持渡を希望し、これらの事情が金子持渡の禁止を、銀子のそれに轉換せしめた契機となり得たであらうが、基本的に國內の産銀の激減に對應してその流出による減少を防ぐにあつた。

（小葉田）

- ② 銅異國賣覺帳。
- ③ 註①の訴狀寫の後書。
- ④ 註①の訴狀寫の註記。
- ⑤ 寛文拾壹年八月の銅屋訴狀（「銅異國賣覺帳」）。
- ⑥ 註①に同じ。
- ⑦ 註①の訴狀寫の後書。
- ⑧ 當時の小判は慶長金である。こゝで悪貨といふのは慶長金

の切れ金や疵金の類であらう。(小葉田)

⑨ 元祿五年三月廿六日附銅屋訴狀に添へられた古來銅屋古歴

書には「兩年致苦勞候とて」と理由附けられてゐる。

## 七 寛文十二年の貨物市法商賣法と銅貿易商

さて又次には少し變つた問題が起つた。それは寛文十二年(西曆一六七二年)のことで、幕府は從來の彼我商人の相對自由貿易により外商が自由に直段の高下を操作して貨物輸入額が著しく増大し、その爲め金銀流出の夥しいのを憂へ、これを抑制すべく寛文十二年新たに貨物市法商賣法なるものを施行した。これは先づ京・江戸・大阪・堺・長崎の五箇所商人に就いて、彼等の中から定まつた目利役を出して、總ての輸入貨物を評價させ、奉行所でこの評價に基いて比較的低い適當の價格を定め、町年寄をして通事を経てこれを外商に通告し、若しこの價格に同意すればこれを購入し、同意しなければ積歸らせ、購入した貨物は最上評價を以つて五箇所及び諸國の商人に賣渡し、差益を會所の利益金として五箇所並に諸國商人の買高に應じて配分した。そしてこの配當金を市法貨物増銀と言ひ、そのうち唐船貨物の三分の一に對する増銀は以前から唐船貿易に關係の深い長崎の宿町及び附町に割當てられた。

ところで以上の市法が實施されたのは實は翌延寶元年かららしく、寛文十二年には暫定的な試法を行つた。さて銅輸出業者も一方で輸入業を兼營し從來外貨を購入してゐたので、寛文十二年度は前年買物高に應じ大體左表のやうな貨物銀高の割當を受けたのである。<sup>②</sup>

銅貳萬六千斤

貳拾四貫貳百目

京

布袋屋加兵衛

銅四萬九千斤

貳拾九貫九百目

堺

帶屋六兵衛

銅五萬斤

貳拾六貫四百目

同

糸屋治兵衛

銅拾萬八千九百斤

貳拾壹貫貳百目

同

絆屋徳左衛門

銅八萬貳千五百斤

貳拾六貫四百目

同

海部屋平右衛門

銅卅五萬貳千七百斤

貳拾九貫九百目

同

錢屋喜兵衛

銅拾壹萬貳千六百斤

貳拾四貫貳百目

大坂

塚口屋與右衛門

銅五萬六百斤

同

四貫目

塩屋小兵衛

銅五萬九千斤

同

壹貫五百目

銅屋善兵衛

銅拾五萬四百斤

同

貳拾九貫三百目

平野屋平兵衛

銅廿七萬三千三百七拾壹斤

同

貳拾六貫四百目

大坂屋小左衛門

銅拾三萬四千四百斤

同

貳拾六貫四百目

泉屋平八

銅廿七萬貳千六百廿九斤

同

參拾貳貫五百目

泉屋長十郎

銅四拾萬貳千貳百斤

同

貳拾九貫九百目

泉屋與九郎

尤も右の内銅屋善兵衛はこの年始めて開業して、直ちに割當を受けて居り、その反面京都の山形屋、豊後の増田屋は寛文九年の開業で、山形屋はこの年商賣を休んだから別としても、増田屋は僅かながら（一萬九百斤）輸出を行つてゐるに拘らず、割當を得なかつたといふやうなことが

近世前期に於ける銅貿易と住友

あるが、兎に角銅輸出業者が一方に於いて外貨輸入業をも兼ねてゐたといふこと、又その輸入高は銅の輸出高とは無關係であつたといふことは注目すべきことである。

ところが、それから何程も経たぬ同年十月になつて、長崎奉行より達しがあり、銅屋には明年以後貨物銀の割當をしない。それについて銅の輸出高五萬斤以下の業者は銅屋を廢めて貨物銀の割當を受けようとそれは自由だが、五萬斤以上の業者は縱令銅商賣を廢めたとして貨物銀の割當はしないから、引續き銅貿易をするやうにといふことである。<sup>④</sup>この場合五萬斤以上の輸出業者の轉業を認めないといふことは、銅貿易の國策上に於ける重要性を認識した爲であらう。

何故かういふことになつたかは尙よくわからないが、銅屋が何か二重に過分の利を得るかのやうに考へられた爲であつたらしいことは、元祿七年(西曆一六九四年)七月十日附の古來銅屋古歴に、「銅商賣人ハ小判直違銀并貨物拜領仕候へハ貳重之様ニ被思召候由ニ而」と言つてゐることから察せられる。しかしそれならば銅輸出業者に限らず、他の輸出業者も同じでなければならぬのに、銅輸出業者だけが問題になつたのは不審なことである。又小判直違銀を拜領するといふことは特殊な兩替制による損銀補償であるから、これと貨物銀割當とで二重になるといふことも直ちには納得し兼ねる。そこで銅輸出業者は長崎奉行に對しその不條理を述べて再考を要求した。前記元

祿七年の銅屋古歴書によると、この時の訴願には、「自餘之賣商人も小判直違銀と貨物と兩様拜領仕候へハ、銅屋共とても貳重ニハ不罷成、其上異國本朝小判取やり御得失之考ヲ仕目録差上ケ候へハ、重寶成儀申上候旨牛込忠左衛門様御意被成候。然ハ私共御忠節申上候者共ニ而御座候へハ、縦自餘之賣商人へハ不被遣候共、私共へハ右被下置候通貨物拜領可被仰付儀と奉存候。」といふふうには相當強硬な態度に出たやうである。それでも結局認許にはならなかつた。さうすると、これは或は輸出金額に於いて銅が壓倒的であつたことも關係あつたのかも知れない。しかし銅輸出業者達はそれでは納まらず更に江戸へ下つて訴願した。このことは延寶二年(西曆一六七四年)四月三日附の江戸での訴狀寫の終りに、「右申上候通長崎ニ而も御訴訟申上候得共、長崎ニ而ハ難被仰付由御意被成候ニ付、乍恐御當地へ相詰申上候。」と述べてゐることからも知られるが、一方又今度の件については、大阪の惣年寄の策動も關係あつたことは、右訴狀寫に「大坂惣年寄長崎貨物之儀追落シ取可申とて、大坂石丸石見守様に御訴訟申上候ニ付、銅屋中石見守様被召出、右之趣被仰聞候ニ付、俄ニ江戸へ相詰訴訟申上候訴狀之扣」との前書があることから知られるのである。<sup>⑤</sup>さて輸出業者が江戸勤番の長崎奉行岡野孫九郎に差出した訴狀の内容は次の通りである。

一 去年去々年兩年小判取遣兩替之儀、阿蘭陀人之荷物買申代銀者兩替五拾七匁、ニ被召

上、阿蘭陀方へハ六十八匁宛御渡被爲成候。就夫日本ハ阿蘭陀人へ賣渡し申銅・古銭・いまり焼物・染物・蒔繪道具・諸色之代銀を阿蘭陀方ハ兩替六拾八匁ニ小判相渡し申候を、五拾七匁之小判ニ當り申様ニ合銀を立用被爲仰付候ニ付、損徳も無御座候。然所諸色賣申商人ニハ貨物之割符被爲仰付、銅屋共計外ニ徳分（符チラン）も無御座候様ニ被爲聞召上、去丑年貨物之割御除ケ被爲成候。右申上候通小判合銀立用ニ被成下候儀ハ、賣物買物仕候小判取遣兩替同直段ニ罷成候ニ付、外之徳分ニハ不罷成候御事。

一阿蘭陀人に銅賣渡シ申直段之儀ハ、前々ハ年々少しつゝも下直ならてハ買不申候ニ付、徳分も無御座候。然共累年之家職ニ而御座候ニ付仕續申處、外之徳用も御座候様ニ被爲聞召上貨物之割符御除ケ被爲成迷惑奉存候。御慈悲ニ私共ニも去々年之通自餘之商人並ニ貨物之割符被爲仰付被下候様ニ奉願候御事。

これは條理をつくしたもので、長崎での訴願のやうに強い主張は見られないが、彼等の立場は具體的によく述べられてゐる。ところが岡野は長崎勤番の牛込より後任であつたので、牛込に遠慮し、牛込に願へと言つて埒が明かない。そこで此の上は評定所に願ひ出る外はないといふ段取りになり、この方ならば聽許を得る見通しもないではなかつたらしいが、當時たまたま前年延寶

元年に阿形宗智の銅貿易一手引請願が提起され、これに就いて歎願中で、従つて訴訟が二重になり、且つ後の方こそ銅屋死活の大問題であつたから、専らこの方に全力を注ぐことゝして、貨物銀割當歎願の方は取止めたといふことである。<sup>⑦</sup>そこで五萬斤以下の業者の中、布袋屋・帶屋・糸屋の三人は外貨輸入の方へ轉業した。又輸出銅十餘萬斤の絆屋・塚口屋も今後銅貿易を廢業するから貨物銀の割當を貰ひたいと訴願したが、却下されたといふ。<sup>⑧</sup>これは五萬斤以上の業者の轉業を認めぬといふ前の達しに従つたものであるが、このやうに銅輸出業者の犠牲に於いて銅貿易の存續を圖つたことは、後に業者の特權が問題となる時大きな關係を持つことゝなるのである。<sup>⑨</sup>

註

① 「銅異國賣覺帳」の延寶六年午三月の銅屋由緒書に寛文十

二年度までの開業者（同年を含む）について、「子年貨物之初ニ數年糸端物買申候銀高ニ應シ、貨物被下候云々」とい

ふ註記がある。

② この年の貨物銀高といふのは、「銅異國賣覺帳」によると

前三箇年即ち寛文九、十、十一の諸商人の買物高を平均としてこれより計出したものである。この年初めて長崎に下つたもの、或は以前三箇年つゞいて下らなかつたものは新

商人として適宜に割當てたやうである。（小葉田）

③ 「銅異國賣覺帳」の「子年銅屋共ニ被下候貨物銀高」にはなほ九貫目絆屋長右衛門と記してゐるが、「惣銅屋中貨物之次第」及び「貨物割付高書付銅屋云々」にはこれは見え

ず、又「惣銅屋中貨物之次第」には廿五貫三百目平野屋長兵衛・平兵衛、四貫目平野屋平兵衛とあるが、他の二者には廿五貫三百目平野屋平兵衛或は半兵衛とあるのみで、多少の相違がありその理由は明らかでない。

- ④ 「惣銅屋中貨物之次第」及び「貨物割付高書付銅屋云々」。
- ⑤ 「銅異國賣覺帳」、一部後出。
- ⑥ 長崎で貨物割付停止の達しがあり、長崎奉行へ訴願して容れられず、江戸へ下つたといふのに、こゝに大坂惣年寄の訴へにより大坂町奉行より達せられ、これによつて直ちに江戸へ下つたやうに記してゐるのはどういふ關係になるのか明らかでない。
- ⑦ 延寶二年四月三日附大阪堺銅屋訴狀寫後書。
- ⑧ 惣銅屋中貨物之次第。
- ⑨ 貨物銀或は貨物とあるを「長崎市史」通交貿易編東洋諸國部には貨物増銀と解してゐるが、これには問題があると思ふ。糸鑑拔書（通航一覽卷百五十七）に「前年買物高に應し貨物銀の御定被成候」とある貨物銀を割賦の増銀のことであるとし、同年の惣貨物高一萬八千二百六十三貫目餘

（實は一萬九千二百六十三貫目餘となる）を惣商人六千六百四十二人（實は六千六百四十六人）に増銀として分配したとするのである。さうすると増銀の分配はその増銀を生んだ當年の買物高を標準とせず、前年の買物高に應じて行ふといふことになる。貨物或は貨物銀なる名稱が貨物増銀なる特殊なる事象に充用せられるとは一般に考へ難い。例へば「銅異國賣覺帳」に「寛文八年唐船（中略）貨物銀一萬五百八十二貫九百五十五匁餘」とあるは、勿論増銀である筈はない。また同書に「唐船貨物之内三ヶ一ハ（中略）宿町附町致支配、増之入札任せ増銀ハ宿町附町配分仕申候」とある唐船貨物は貨物そのものである。この場合貨物銀は宿町は四十貫、附町二十貫といふ標準に従つて唐物を増銀つきで買取らせるのである。（小葉田）

## 八 阿形宗智の新規銅貿易出願問題と足尾五ヶ一銅

それでは、更に大問題たる阿形宗智の訴願とは一體どういふものかといふと、當時幕府直轄の

足尾銅山が榮えて銅の産出多く、幕府に手持銅が相當あつた。これに目をつけたのが阿形宗智・河村瑞軒など數人の者で、古來の銅屋たる錢屋・大坂屋と談合し、瑞軒が資本主となり、宗智を名義人として、この幕府在庫の足尾銅を毎年十萬貫つゝ一萬兩で拂下を受け、之を異國向に吹いて長崎で外人に賣渡し、その損銀の代りとして、(これを當時の相場で計算すると三千兩の損金となる。)長崎での銅賣捌の肝煎役を命ぜられ、惣銅賣高の中一割の口錢を貰ひ受けたいといふのである。當時の銅輸出高は寛文十二年(西曆一六七二年)が約三百四十二萬斤、延寶元年(西曆一六七三年)が二百六十萬斤であるから、その口錢も相當なものとなる。そこで銅屋達は一大事として取敢へず當路者にいろいろ内願し、かゝる訴願が聽許にならないやうに運動した。そのことは次の内願書によつて知られる。<sup>①</sup>

阿形宗智・錢屋仁左衛門・同作右衛門・大坂屋久左衛門・渡邊善兵衛・吉田勘兵衛・水野半左衛門・淺見茂兵衛・河村瑞賢何も申合、長崎ニ而銅賣手ヲ望、銅屋中ノ壹割宛口錢取申度との望御訴訟申上候ニ付、此方<sup>上段カ</sup>度々訴狀差申扣

### 口上書之覺

一足尾御藏銅拾萬貫目

代金壹萬兩也  
但金壹兩ニ付拾貫又つゝ

右之通ニ家質を取差上ケ壹ケ年ニ壹萬兩宛拜領仕、毎年右之直段ニ壹萬兩つゝ買上ケ可申

候。

右之銅拾貫匁宛ニ買上ケ候得ハ、只今世間之相場ニ而ハ乍恐 御公儀様御註進之様ニ奉  
存候。

就其ニ長崎ニ而銅賣口之肝煎を被仰付、惣銅賣高ニ壹割宛之賣口錢被下候ハ、難有可奉存  
候。

右之通御當地町人御訴訟仕申者御座候。

如斯之御訴訟申叶、於長崎異國人へ賣渡シ申銅高ニ而壹割宛之運上を取其上 御公儀様  
銅買上ケ申御威光を以、末々ハ銅座ニ可仕たくミニ而御座候。然時ハ諸國之銅山師并江  
戸・京・大坂・堺・長崎其外國々ニ而銅商賣仕候者數萬人御座候處ニ、商賣ニも相兼申  
候ニ付、諸國之銅山師共も數萬人及喝命迷惑仕候。已上。

延寶元年

丑極月廿日

銅屋 共

右ハ方々御内證へ差上ケ申候。

ところが、事態は銅屋達の不利に傾き、阿形宗智の訴願が聽許になるやうに内定したので、こ

こに銅屋達は更に鞏固に結束して、願意達成に乗り出すことゝなつた。それにはしかし今迄と同様の訴願の仕方を繰返したのでは効はない。幕府が足尾銅拂下による利潤を考慮して宗智等の願意を聴きとゞけた以上、少くもそれと同程度又はより以上の條件を以つて願はねばならない。そこで銅屋一同協議した結果宗智等が計畫してゐるだけの足尾銅を銅屋一同で引請け、これによつて生ずる損失は寛文十二年度と翌延寶元年度兩年度の銅屋銘々の賣渡高に比例して負擔しようといふことになつたが、海部屋・塚口屋・濱田屋・粹屋の四人はこの案に不服を唱へて、遂に仲間を脱退廢業するに至つた。即ち次の文書がその間の消息を示してゐる。<sup>②</sup>

### 一 札之事

一 江戸ニ而阿形宗智御訴訟申上候ハ、足尾山銅金子壹兩ニ付拾貫目替ニ仕、壹ケ年ニ銅十萬貫目、此代金壹萬兩ニ御請申、異國向へ吹下シ、唐人おらんた賣渡し申筈ニ相極り申由、凡此損金三千兩程御座候積り、此損金之替りニ、惣銅屋中々異國へ賣渡し申銅銀高二而一割之口錢ヲ取、其上唐人阿蘭陀へ宗智手前々賣渡し申度と御訴訟申上候。大方御了簡相濟申由承、我々及迷惑候間、一同ニ御訴訟申上候。相叶候へハ、右凡三千兩之損金御座候ヲ、是を中間中子丑貳年銘々銅渡し候高ニ而割付出し可申候。尤江戸ハ大坂迄

之海上之儀萬一可有御座候。右同前互ニ後日ニ異儀申間敷候。爲其連判仍而如件。

延寶貳年

刁八月廿五日

平野や長兵衛

しほや小兵衛

山かたや彌右衛門

丸銅や仁兵衛代  
松 浦 平 八

増田や傳兵衛

熊野や彦三郎

大塚や甚右衛門代  
徳岡與次兵衛

銅屋半左衛門

大坂屋小左衛門

錢や喜兵衛

泉や平八

泉屋長十郎

泉屋與九郎

右之通各一同ニ銅御訴訟被成候へとも、我々ハ此度之御訴訟ニ加り不申御中間除申候、後日如何様之儀御座候共互承中間敷候。爲後日判形如件。

延寶貳年

刁八月廿五日

海部屋平右衛門

塚口や與右衛門

濱田や吉兵衛

絆屋長右衛門

右之通皆々判形致させ申候。

尙大坂屋と錢屋とは初め宗智等と内約があつたので、この仲間が長崎奉行に訴願の後、大坂町奉行にそのことを届出した際、銅屋の届書に大坂屋の署名捺印を求めたところ、大坂屋は之を斷つたが、その手代である大坂屋小左衛門・錢屋喜兵衛が既に長崎奉行への訴願に加はつてゐることがわかつたので、後には仲間に合流した。<sup>⑧</sup> 錢屋もこれと同様であつたことは後の願書の連名によつて知られる。<sup>④</sup>

かくて右趣意の願書が出されたが、銅屋の願意は長崎でも大阪でも達せられなかつたので、更に江戸へ下つて直接評定所へ訴へ出た。<sup>⑤</sup> 何分相手には當時幕府に信望のあつた河村瑞軒がゐるので、事は面倒である。それは十一月中旬のことで、代表者は泉屋吉左衛門・同五郎右衛門・銅屋<sup>あかしなや</sup>三右衛門の三人、願意の主要は次の通りである。<sup>⑥</sup>

一 私達銅商賣の者は、先祖からの家業の事として、諸國の幕領藩領の銅山に手を出し、山師其他職人に迄資金を貸し與へて多くの人數を集め、銅山の繁榮を圖つて居り、一方大阪には數多の吹屋に多數の職人を召抱へて、製鍊に従事してゐる。然るに阿形宗智の訴願が聽許され、自分等から壹割宛の口錢を出すといふことになる、大分の金高であるので、自分等は勿論國々の銅山師職人等迄も壹人も商賣が續けられなくなる。何故なら差出す口錢分だけ高く外人が銅を買つてくれるならよいが、實は現在でさへ外人は銅百斤に付いて五分壹匁の高下を争つて買うてゐる有様であるから、さういふことは全然望めない。さうすると結局宗智へ一割の口錢を出すなら、荒銅の買元では一割五、六歩も安く買はなくては商賣に合はないことになる。これは元直段に吹賃吹減運送其他いろいろの掛り物が大分あるからである。さてこのやうに元直を安く買はねばならぬといふこと

になると、自然銅山が立ち行かなくなる譯であるから、もし宗智の訴願を聽許されるならば、宗智一人は救はれても、自分等銅屋並に諸人から出資した金銀は捨たり、身代はつづれ、又國々銅山及び江戸・京・大阪・堺其他銅に關係する多くの者達が飢渴に迫られるといふことになる。

一銅屋の人数が多いため競賣になつて外人に安く買はせることになるので、若し宗智一人が販賣に當るなら高く賣れるから、一割の口錢を出しても、銅屋としては従來に比して少しも損することはないと宗智は申上げたやうであるが、これは自分等としては、合點の行かぬことである。大體オランダは一國一人の買手である爲め、少しでも高直であれば買はない。先年も當方で銅百七十萬斤用意したのに、前年より百斤に付二匁の直下を要求し、當方が應ぜなかつたところ、漸く五十萬斤しか買はず、仕方なく殘餘の百二十萬斤は損して唐人に賣つた次第である。又昨年はオランダは國元の銅價が安くて、前年の銅も損をしたから、今年は前年の直段に百斤に付五匁つゝ安ければ少々買ふと言ふのを、甲比丹が中に這入り、昔から馴染の銅屋を困らすのはよくないといふ譯で、百斤に付百二十三匁五分で百貳拾萬斤買ふと言ふのを、いろいろ頼んで百五十萬斤賣り、残り

百九萬斤を大分損して唐人に賣渡したやうな譯である。

一唐人方へ賣る銅は格別競り合うて安く賣るやうに宗智は申すが、これは全然事實相違である。大體唐人も多量の銅を望む年とさうでない年とがあり、これによつて直段に高下がある。其上唐人の方は並銅を注文するので、直段が少し安いのである。

一大體銅山稼行は幕領藩領共その所々で運上を上納してゐるので、今迄長崎では運上なしに商賣し、之によつて數萬人が活計をたてゝ來たのに、此度宗智の願通りになれば、右のやうに支障を來し迷惑至極のことである。この上は足尾銅を宗智等の願ふと同分量十萬貫を同價格の一萬兩で毎年拂下を受けることに願ひたい。これによつて生ずる損失三千兩は如何様とも、兎に角これを自分等に命ぜられるなら、長年の家職のことであるから、自分等はもとより所々の銅山師・職人迄數萬人飢渴を免れ得ると思ふ。それ故是非自分等に御下命願ひたい。

一寛文十二年の銅賣高は金で七萬三千三十五兩餘、この口錢一割として金七千三百兩餘、延寶元年の銅賣高は同じく五萬四千七百八十五兩餘、この口錢同じく五千四百八十兩である。さらに當延寶二年長崎へ下した銅高は凡そ金八萬九千二百兩餘であるから、口錢は

金八千九百二十兩餘となる。(従つてこの訴狀には明言してゐないが、阿形等が幕府より銅の拂下を受けて金三千兩ほどの損失に甘んじながら、實は惣銅賣高に對する一割の口錢徴收によつて餘利を意圖したことが知られる。)

大體以上の通りで、この外前日に長崎奉行牛込忠左衛門(當時在江戸)へ銅屋一同として差出した訴狀には、「長崎で例年銅が賣り餘つてゐるのに、新たに足尾銅十萬貫も拂下げられたのでは、それだけで相場が下落するところへ、一割の口錢を出すことによつて荒銅買元直段を下げるから、兩方で大分銅價が下落し、従つて銅山が繼續出來なくなる。」と述べてゐる。今參考の爲めその訴狀の全文を掲げると次の通りである。

#### 乍恐口上書之覺

一於長崎例年銅賣餘り申候處ニ、御銅拾萬貫目宛毎年御拂被成候へハ、國々銅下直ニ罷成、諸人殊外痛ミ申候。其上宗智壹人ニ被爲 仰付、毎年金八千九百兩つゝ出し候へハ、銅拾萬貫目之餘慶と都合大分銅下直罷成候ニ付、當分ハ山繼續不申、山師數萬人飢申候。然者銅屋職人迄必至と身躰つふし飢申候。御慈悲之御了簡之上、銅屋共ニ右拾萬貫目宛被爲 仰付被下候ハ、山師職人銅屋とも飢申間敷と奉存候。以上。

刁霜月十三日

銅屋 共

御奉行様

さてこの訴状について幕府當局が種々審議した結果、銅屋の申出の理由あることを認め、同月十八日宗智へ與へた内許を取消して、改めて銅屋の訴願を聽許し、其上押賣押買といふわけでないから、銅屋に都合よければ、銅何程でも拂下を受けてよく、又不都合ならば、拂下無用であると申渡した。仲々理解ある處置である。<sup>⑦</sup>

しかし事はこれで済んだのではない。銅屋の都合次第では必ずしも拂下を受けなくともよしと言はれても、もともと十萬貫の拂下を條件としての訴願であり、又銅の拂下を受けなければ手持銅が多くて持てあましてゐる幕府當局にそれだけ迷惑を及ぼすこととなる。そこで翌十二月に入つて、先づ泉屋吉左衛門・同五郎右衛門・同三右衛門の三人の名前で、次いで全銅屋の連名で、五萬貫目の拂下を受けたいと願ひ出たところ、當局者は前に十萬貫拂下を受けると度々申出たから従來通り申付けたのに、事が済むと五萬貫といふことは全く食言で罷りならぬと甚しい譴責である。これではどちらが食言かわからない。そこで銅屋達は返答した。「如何にも拾萬貫目と書

付でも口上でも度々申上げたことはたしかである。併し自分等の願意を御聞届け下さつたのは、數萬人の迷惑を御聞分け下さつたからである。ところが十萬貫目では差當り山師數萬人が難儀するので、逆もの御救ひに五萬貫目に御願ひしたい。併し山師が渴命に及んでも構はぬと言はれるなら、何時でも十萬貫目御請けする。」と、これがその返答でなかなか手きびしい。<sup>⑩</sup>かくて改めてこの旨を認めた願書を提出したのであるが、これも彼等の生活權擁護より出た捨身の態度である。これに對し當局は改めて審議の上、翌年正月二十七日になつて銅屋の願意を容れることゝなつた。<sup>⑪</sup>これで當局の態度も首尾一貫したわけである。

さて許可が下つたので、泉屋・大坂屋・平野屋・銅屋・大塚屋・錢屋の六軒が請人となつて、早速次のやうな割當で五千兩の家質を差出した。

金六百八拾兩

堺<sup>ニ</sup>而

錢屋作右衛門

金三百兩

大坂<sup>ニ</sup>而

大塚屋甚右衛門

金五百廿兩

大坂<sup>ニ</sup>而

銅屋善兵衛

金七百八拾兩

大坂<sup>二</sup>而

平野屋平兵衛

金四百五拾兩

大坂<sup>二</sup>而

大坂屋久左衛門

金貳千貳百七拾兩

大坂<sup>二</sup>而

泉屋吉左衛門

この中泉屋の額が全額の半ば近くになつてゐることは注目すべきで、最初泉屋三人の名前だけで願書を提出し、次いで銅貿易關係者全員二十五人連名の願書を提出した際は、泉屋は手代を合せ六人もが名を連ね、又是より先宗智の訴願却下につき、後關係筋へ回禮に出頭した七人中四人迄泉屋が占めてゐることなどに共に、その優勢な地位を如實に示してゐる。<sup>13)</sup>かくてこの買請銅は豫ての仲間申合により、寛文十二年と延寶元年との銅賣渡高に應じ左表のやうに割當られたが、<sup>14)</sup>その中泉屋に對する割當が全體の三分の一以上にも及んでゐることは甚だ注目すべきであらう。

貳千五百貫目

大塚屋甚右衛門

四千六拾六貫六百六拾六匁六分

銅屋善兵衛

三千貫目

大坂屋久左衛門

六千六百六拾六貫六百六拾六匁六分

錢屋作右衛門

六千三百三拾三貫三百三拾三匁三分

平野屋平兵衛

吉左衛門

壹萬八千六百六拾六貫六百六拾六匁六分

泉屋平八

與九郎

六百六拾六貫六百六拾六匁六分

山形屋彌右衛門

千六百六拾六貫六百六拾六匁六分

丸銅屋仁兵衛

千八百三拾三貫三百卅三匁三分

塩屋八兵衛

八百三拾三貫三百三拾三匁三分

増田屋傳兵衛

三千六百六拾六貫六百六拾六匁六分

熊野屋彦三郎

さてこの銅を大阪へ輸送して異國向に吹き長崎で賣却したところ、代金は二千九百四兩で二千九十六兩の損金となつた。これは初めからわかつてゐたことであるが、さて實際損金となり、又年々これだけの損をするといふことになる、仲間の内にも動搖が起り、今年は下着銅の高によつて割付けよといふ者があつて悶着が起り、長崎奉行の裁決で長崎年寄衆の裁定に従ひ、オラン

ダへ賣渡した銅は今年下着銅の高に應じ、又唐人へ賣渡した銅の分は約束證文の通りとし、以後は清蘭兩國分とも證文通りとするやうにといふことになつた。<sup>15)</sup>

かくて豫ての契約により翌年正月五千兩の買請代金を上納したが、この時損失のことを申述べたらしく、二月九日になつて異國向銅の吹減吹手間諸雜用並に銅直段に就いて諮問があつた。そこで早速書付を以つて回答し、その際併せて毎年このやうに損するのでは迷惑だから、代金上納の儀は期限を少し延ばして戴きたいと歎願した。すると當局では二月十八日になつて、銅屋の痛みになるやうなことはないといふので、爾今拂下停止といふことになつたといふのである。<sup>16)</sup>

併し實は内情はそんなに簡単なことではなく、少し譯があつた。といふのは、是より先、前年の十月十二日附で銅屋の訴狀が出てゐる。それによると、足尾山師が該銅山で銅を異國向に吹いて長崎へ送り、清蘭兩國人への總賣高の五分の一だけ直賣りするやうにしたいと願ひ出たといふことであるが、自分等は年々銅が賣れ残つて困つてゐるのに、この上足尾山師が少しでも長崎へ銅を送るといふことは甚だ迷惑である。しかし何分公儀の銅のことであるから、止めて下さいとは願ひ上げ兼ねる。従つて五分の一は御許可になつても致方ないが、その時は代りに買請銅の方は御免除願ひたい。又若し足尾山師が五分の一以上も送るといふことであれば、銅屋のみならず、

諸國の山師どもも家職續かぬことゝなるから、御配慮願ひたいといふのである。<sup>⑩</sup>ところが幕府としては足尾山師の願出を好都合としたのであらう。日時は不明であるが、恐らくこれから間もない頃、長崎奉行岡野孫九郎が大坂通過の際銅屋中を呼出し、異國へ賣渡す銅高の中で來四年から幕府の銅を五分の一だけ賣渡す意向であるが、銅屋達に差障ることはないかと老中から御尋ねである。銅屋共の痛みにならぬなら、幕府の銅を賣却することにしたいが、どうかといふのである。この五分の一とはどれ位の量になるかといふと、當時の輸出銅高は二百數十萬斤より三百萬斤であるから、五、六十萬斤といふところで、之を貫目にするると八萬貫から十萬貫位となつて、阿形宗智の願と略々同額となる。これはどうも變な具合で、幕府は足尾銅の處置に頭を悩ましてゐることが知られるが、これを輸出するのに銅屋の諒解を求めたといふことは、銅輸出に關する銅屋の特許權を明確に認めてゐたことを示すものとして、大いに注目し値する。ところが、之に對する銅屋の返答がまた意外に弱腰であつた。それは「御公儀の銅のことであるから、銅商人共の商賣を差留め、年々の輸出銅高分を賣却されても致方がないのに、五分の一と言はれることは有難い。銅屋共の商賣を取縮めるから、どうか御銅を御賣却なさつて下さい。」といふのである。<sup>⑪</sup>ここに封建思想が濃厚に窺はれる。さてかういふ點を考へると、幕府が銅屋の銅買請を無用と言

つたのは、既にかうした下心があつてのことで、簡単に銅屋の利益擁護とのみも考へ難いであらう。

一方銅屋の方では、愈々足尾山師による五ヶ一銅賣拂が決定して見ると、仲間の内に紛議を生じた。それは今後の買請銅を如何にするかといふことである。簡単に考へると、買請銅をすれば損をするし、幕府は買はなくともよいといふのであるから、あつさり止めればそれまでのことである。ところが第二年度の買請のことは既に手續もすみ、また年々買請を約束した手前もあり、有力な銅屋共は今後も買請銅を繼續しようとした。すると微力な銅屋連は、それどころか、既に約定済の第二年度の買請銅の引取方をも澁つたので、業を煮やした泉屋・大坂屋・錢屋關係の十人は、他の者が澁るならば、自分等だけでも銅買請をつゞける。しかも量は五千兩分でも一萬兩分でも勘定奉行の了簡次第にすると出訴し、<sup>19)</sup>遂には他の銅屋達も結局これに同調することとなり、四年三月末には銅屋一同二十五名の連名で、改めて買請銅のことを願ひ出た。しかもその量は今迄と同價格で、五千兩分でも一萬兩分でもと言つて、從來以上でもかまはぬといふのである。<sup>20)</sup>

さてその理由は、從來御慈悲を以つて無事家職の銅商賣を續けさせて戴いた冥加であると言ふことであるが、これはどうも無理な話である。それでは何故またこんな無理をしなければなら

いかといふと、これも一に家職擁護の爲であつたと解される。それといふのは、例の阿形宗智は延寶二年に兼ての計畫が惜しいところで失敗すると、今度は趣向を變へ、山城屋徳右衛門(塚口屋與右衛門の吹屋)・熊野屋吉兵衛・堺屋三郎兵衛・丸銅屋次郎兵衛など上方の銅山師・吹屋數人と示し合せて、多額の銅を長崎へ吹下し、古來の銅屋を賣崩さうとして翌年願ひ出で、銅屋の愁訴で不許可となつたらしいが、<sup>21)</sup>それから數箇月の間に紀州の前島彦太郎(熊野屋彦太郎)大阪の福山屋次郎右衛門手代茂兵衛・同所堺屋三郎兵衛手代利兵衛など三人の熊野の銅山師と足尾山師との銅貿易開業の訴願が出た。そしてこれも延寶三年四月の銅屋訴狀に、「先に宗智の出願に方り、上方山師其外を呼下し、宗智の出願が却下された場合は、重ねて山師其外の者達に訴訟させることを密議した。」と述べてゐることからすると、矢張りその裏に宗智の策動があつたらしく思はれる。ところが今度の訴願はいづれも聽許された。<sup>22)</sup>そこで翌四年になると、更に北國・西國その他の山師達が大阪で新規に銅吹屋を取立て銅異國賣の訴願を準備するといふ有様である。<sup>23)</sup>このやうに近年銅山師が續々長崎で銅の直賣を望むやうになつたのは、銅價が下落したからで、それは延寶二年長崎で銅七十萬五百斤代金一萬四千兩程の銅が賣残つたところへ、翌三年は銅屋が五萬貫目即ち三十一萬斤餘の銅を買請け、更に宗智其他が相當額の銅の貸下を得て、世上の銅が過剰になつたからである。<sup>24)</sup>

かういふふうに、従来の銅屋に對し續々競争者が現はれてくる状態で、銅屋の家職の維持も容易でなくなつて來たから、彼等としても自分の都合ばかり言つてゐられず、家職維持の爲には一時的な不利も之を忍ばねばならぬ立場に迫られた。これが即ち彼等が自己に不利であり、しかも當局から免除されたに拘らず、尙強ひて買請銅を續行しようとした理由であつたと考へられる。

さて四年三月下旬に二回目の買請銅の訴狀を差出したところ、當局では銅屋達が去年損をしたと言ふから買請を免除し、足尾山師に五ヶ一拂下を申付けたのである。併し其方共も銅商賣につき冥加として別に銅の拜借を望むならそれもよいから、長崎奉行に申出よとのことであつたので、早速長崎奉行へ願ひ出た。<sup>(25)</sup>ところが損するといふ者に拂下げる譯には行かぬとて却下になつたらしく、四月九日附で更に評定所へ差出した訴狀には次のやうに陳述してゐる。

一私共義者度々蒙御慈悲長崎銅商賣仕續渡世送り申義ニ御座候ニ付、御銅之義何分ニも拂上ケ申度奉願候。然共損失在之義者被爲仰付間敷由御意被爲成候。左候ハ、小判壹兩ニ付荒銅拾貫目宛ニ相定、五千兩分ニ而も壹萬兩分ニ而も、上方ニ而家質差上ケ置御銅拜借仕、代金上納七ヶ年延ニ被爲仰付被下候へハ、私共義者銅商賣人ニ而御座候故、損失

も無御座候。然共代金上納年數之義者御了簡之上被爲仰付被下候様ニ奉願候御事。

右の陳述で、代金上納を七箇年延にして貰へば損失がないと言つてゐることは、注目すべきで、具體的にどういふ計算の上に立脚しての論かは不明であるが、兎に角これでやれるものであつたらしい。しかし幕府は遂にこの訴願を聽許せず、銅屋の買請銅は二年切りで終つたやうである。

一方足尾山師の五ヶ一異國賣銅の方は、延寶四年から行はれることゝなつたが、その代金を長崎より江戸まで順次送りにしたので、幕領藩領の役人並に海陸人馬共に迷惑を蒙つた。そこで、當時泉屋と大坂屋との出店が江戸にあり、長崎には名代が詰めてゐるところから、兩家はその代金の爲替方を命ぜられ、年々凡一萬兩分の家質として、泉屋から八千八百兩、大坂屋から二千二百兩分を出し、代金の半分は翌年三月中、残り半分は九月十五日迄に、又一萬兩以上の分は十二月廿五日迄に上納することに取り極め、翌五年より實施した。<sup>(26)</sup>この點は五ヶ一銅も早速古來銅屋と關係をもつことゝなつたが、次いで貞享五年(元祿元年・西曆一六八八年)からは、銅の江戸より長崎への輸送も泉屋・大坂屋の支配に委ねられ、足尾銅の産出減退に伴ひ、元祿四年(西曆一六九一年)からは下野國栗山銅(栗山銅山も天領内に在る。)も一緒に兩家の支配に委ねられることゝなつて、一層その關係が密接となつた。<sup>(27)</sup>

このことは業者にとつてその特權維持上好都合であつた譯である。

註

① 「銅異國賣覺帳」、尤も河村瑞軒が資本主、阿形宗智が表向の名義なることは元祿五年九月七日附銅屋訴狀及び同年七月十日附銅屋古歴書に見える。

② 銅異國賣覺帳。

③ 同右、延寶貳年刁十月八日附銅屋衆宛大坂屋久左衛門一札。

④ 同右、延寶貳年刁十月八日附大阪・堺銅屋訴狀。

⑤ 長崎・大阪・江戸三箇所訴願の次第については、元祿五年

九月七日附の大阪在任銅屋の町奉行への訴狀に「私共奉驚長崎ニ而色々御訴訟仕候得共不相叶、御當地ニ而御願申上

候得共御取上無御座候ニ付、御江戸へ相詰云々」とあり、

同七年七月十日附の銅屋古歴書にも同様のことが見えてゐる。今これを當時の資料について見ると、延寶二年十月九

日附で泉屋五郎右衛門が江戸勤番の大坂町奉行彦坂壹岐守

へ差出した口上書に、當月二日大阪で奉行石丸石見守へも訴へ出て置いたことを述べ、又十月十六日附の同人より同

奉行へ差出した口上書には、長崎奉行牛込忠左衛門が當月

七日大阪へ着いたので、大阪・堺の銅屋が罷出て長崎での訴訟通り聞届けられたいと願つたところ、奉行は江戸で訴願するがよい。併し老中様から御尋ねがあらうから、長崎での訴願の通りよくよく所々の奉行へ申上げて置く様にと言つたといふことが見えてゐる。

⑥ 延寶貳年霜月十四日附泉屋吉左衛門・同五郎右衛門・銅屋三右衛門訴狀。

⑦ 右延寶二年霜月十四日附訴狀寫の後書。

⑧ 註⑥の訴狀に同じく泉屋吉左衛門・同五郎右衛門と連署し

てゐるのは銅屋三右衛門で、この名はその五日後の十一月

十九日附の訴狀にも泉屋吉左衛門・同五郎右衛門・同平八・同興九郎・塩屋八兵衛・大塚屋甚右衛門と相並んで記され

てゐるので、この場合の三右衛門も銅屋の誤りではないか

とも一應は考へられるが、泉屋三右衛門は當時泉屋の江戸出店支配人として實在し、この頃からの訴狀類にもしきりにその名が見え、却つて銅屋三右衛門の名は右の二訴狀以

外には見當らないからこの泉屋三右衛門は誤記ではない。

- ⑨ 延寶二年刁十二月九日附泉屋三人願書及び同年寅十二月附二十五人連名願書。

- ⑩ 延寶二年刁十二月九日附願書寫後書。

- ⑪ 延寶二年刁拾月十九日附願書。

- ⑫ 延寶二年寅十二月附二十五人連名願書後書。

- ⑬ 當時銅屋名代は十三しかなかったのに、二十五名も銅屋として名を連ねてゐるのは、名代所持者の一族手代が同一名代の下に營業し得たからであらう。

- ⑭ 延寶二年寅十二月訴狀寫後書及び「御請負申上候銅合五萬貫目割付之覺」、延寶三年八月訴狀。

- ⑮ 「辰年江戸ニ而御訴訟申上候覺」及び延寶三年卯十一月九日附願書。

- ⑯ 「辰年江戸ニ而御訴訟申上候覺」及び延寶四年辰三月十八日附訴狀。

- ⑰ 銅異國賣覺帳。

- ⑱ 「銅吹屋仲間由緒書」、「銅異國賣覺帳（貞享二年八月廿四日附訴狀）」。

- ⑲ 延寶四年辰三月附訴狀。

- ⑳ 延寶三年三月廿七日附訴狀。

- ㉑ 延寶三年卯閏四月附訴狀。

- ㉒ 延寶四年辰三月附訴狀並に註⑮⑱。

- ㉓ 延寶四年辰三月附訴狀。

- ㉔ 延寶三年卯閏四月及び同四年辰三月附訴狀。

- ㉕ 延寶四年辰三月廿九日附訴狀。

- ㉖ 貞享二年八月廿四日附訴狀、延寶五年八月七日附泉屋大坂屋口上書、同年八月廿三日附長崎御銅賣代金御江戸爲替覺。

- （延寶五年に足尾で吹立て長崎へ廻送した棹銅高は十二萬五千五百五十貫目で元直は一兩につき棹銅十三貫五百目の定で唐・オランダへ賣渡した。―小葉田―）

- ㉗ 元祿七年七月十日附銅屋古歴書。

## 九 貞享二年の外貨輸入歳額の限定と銅貿易特許商

さて、新規銅貿易開業に關する紛争の方は、前述の延寶六年(西曆一六七八年)の銅屋株整理再確認後暫くはなかつたらしいが、貞享二年(西曆一六八五年)の後半期に入つて、先づ長崎の町人山口治左衛門といふ者が密かに大阪で金六千兩餘の銅を買集め、長崎へ輸送の上、新規開業を願ひ出るといふことが起り、次いで同じく長崎の町人で曾て丸銅屋の代理者であつた松浦平八も、銅賣問屋の名代ありと稱して開業を願ひ出で、其他江戸町人で前年迄貨物年寄を勤めてゐた泉屋宗壽も訴願した。これに對し長崎奉行は古來の銅屋以外は一人も新規開業を認めぬと、きつぱり訴願を却下したといふことである<sup>①</sup>。

しかし、この貞享二年といふ年は長崎貿易史上劃期的な年で、この年正月には寛文十二年(西曆一六七二年)施行の貨物市法商賣法の廢棄と明暦元年(西曆一六五五年)廢棄の絲割符法の復活とが令せられ、次いで八月には外貨輸入の歳額が定められた<sup>②</sup>。このやうな事になつたのは市法商賣法は初めは或程度輸入金額を抑制し、従つて金銀流出の防止に資するところがあつたが、輸入歳額に制限がなかつた爲め、其後外商が利潤の絶對額即ち總利潤額の増大を目指して、次第に輸入貨物の量を増すや

うになつた結果、遂に本法施行の意義を失ひ、一方又本法の施行に伴ふ長崎奉行所の莫大な利潤によつて、その配分の恩恵に浴する長崎市民の風俗が華美となり、長崎奉行以下關係所にも兎角の風評を生ずるに至つたからである。

そこで新たに決定された輸入歳額は如何程かといふと、それは唐船六千貫目、蘭船金五萬兩（三千貫目）合計九千貫目で、<sup>③</sup>これでは市法商賣法の施行で抑制された寛文十二年度の輸入額オランダ方金十四萬九千四百二十六兩餘即ち銀にして約一萬六百六十一貫目、唐船方約一萬五千貫目合計約二萬五千六百六十一貫目に<sup>④</sup>比して殆んど三分の一であるから、非常な減額である。それだけにこの新法の影響は大きく、そこからいろいろの問題を惹起せしめることゝなつた。

先づこの新法に對しては、當然のことゝして、唐・蘭兩國人より緩和方の愁訴が提起された。恐らく日本の輸入商よりも歎訴したであらう。ところが寧ろ意外なことには、一見關係ないかのやうに思はれる輸出側の銅貿易商もまた翌九月に大阪・堺・紀州在住者十三人の名で大坂町奉行へ訴狀を差出したのである。その陳述の要旨は大體かういふことになつてゐる。<sup>⑤</sup>

私共は諸國五十箇所許りの銅山から、自營又は仲買によつて荒銅を手に入れ、之を大阪で内外地向に製鍊してゐるのであるが、諸國よりの産出銅は棹銅にして九百萬斤程あ

り、その内内地向百萬斤程を除き八百萬斤程は、外地向に拵へて長崎へ下すことにしてゐる。その代金は凡十五萬兩である。又大阪で荒銅より鉸り出す銀は千七百貫目程で、之を金に換算すると二萬八千三百兩程となるから、合せて十七萬八千三百兩程といふ譯である。尤も毎年長崎での實際の輸出高は五百萬斤餘で、その代金は九萬千六百兩程であるから、都合十一萬九千九百兩程宛といふものが、私共の取扱ふ銅によつて外貨輸入による流出金高の中から日本に残るといふ譯になる。尙この外内地向に賣り出す銅百萬斤も、實は過半異國向の諸道具となつて、外人に賣られてゐるのである。

さて今より十八年以前寛文八年に銅の輸出が禁止された時、私共が訴願した結果、金銀の代りに銅を渡すことになるとの意味合を御諒解下さつて解禁して戴き、商賣を繼續して現在右のやうな状態となつてゐる。その爲め山で働いてゐる者は五十箇所の銅山で二十萬人程、それに近郷の炭焼人足等が十萬人餘り、又大阪吹屋職人が一萬人總計三十一萬人程に、諸國より大阪へ、大阪より長崎へ銅を廻送する廻船數千艘の不明の要員を加へ、數十萬人が銅山の御蔭で生計を立て、この餘力で私共妻子眷屬等迄數百人渡世してゐる次第である。

ところが今度輸入額を制限された爲め、唐人蘭人とも銅を購入する金がないから、銅を買はぬと言つてゐる。これでは私共の年々の豫定が狂つて途方に暮れるばかりである。従來は銅を賣渡す心積の下に外貨を買取つてゐたもので、つまり外貨を銅で買ふといふ譯であつたが、それが出来ないことになつた。大體外人が銅を買ふので國內五十箇所の銅山が稼行され、自分等から絶えず出資して、數十萬人の者が渡世し、自分等も家職を續けてゐるのであるが、今度のやうなことになる、自分等の銅山出資金も捨たり、銅山はつぶれて、數十萬人の者が失業し、私共も身代滅亡といふことになつて、この上なく難儀なことである。それで御慈悲と思召して、何卒従來通り銅を外人へ賣渡せるやうに御配慮願ひたい。若しそれがむつかしければ、唐人も持渡りの唐物と私共の銅と相對で交換したいと長崎町年寄迄願ひ出てゐるから、さういふふうにもして戴くと、従來通り商賣を繼續することが出来、私共はもとより數十萬人の者が助かり、誠に有難く存じ上げる次第である。何卒格別の御高配に預りたい。

輸入の制限といふことは、單に外人と國內の輸入業者だけの問題かと思はれたが、物事はすべて相關的で、意外にも循環して輸出の方面に影響し、銅關係者數十萬人の死活問題となるといふ

ことであつて見れば、事態は重大である。右の訴願が相當力のこもつた強いものであることも、さこそとうなづかれる。それにしても、銅貿易と銅鑛業との關係が極めて緊密で、寛文延寶頃に比し、兩者が相倚り著しい繁榮を示したこと、又銅貿易業者が銅貿易の振興によつて金銀の海外流出防止に貢献してゐるとの明確な自覺を持ち、之を訴狀の中に強調してゐるなどは、大いに注目すべきことである。

ところで、事情は豫想とは相違した。外人は貿易額の制限で銅を買ふ金がないと言つて、銅輸出業者を狼狽させたけれども、それは彼等の困惑の一時的表現であり、又策略でもあつたので、事實は銅の購入が結局彼等に最も有利であつたため、その購入額は減ることはなかつた。それは當時の銅の輸出高を見れば明らかで、「寛四辰年々々長崎銅下り高」には次のやうに見えてゐる。<sup>⑥</sup>

一銅五百拾三萬五千五百斤

貞享元 子年

一貳百四拾六萬四百斤

阿蘭陀 百九匁替

一貳百六拾七萬五千百斤

唐 船 百三匁五分替

一同五百六拾三萬四千百斤

同二 丑年

一貳百三拾四萬五千九百斤

阿蘭陀

一三百貳拾八萬八千貳百斤

唐船

ノ

一同六百五拾七萬四千六百斤

同三 寅年

一貳百拾壹萬八千九百斤

阿蘭陀

一四百四拾五萬五千七百斤

唐船

ノ

一銅五百三拾三萬貳百斤

同四 卯年

一百五拾萬斤

阿蘭陀

一三百八拾三萬貳百斤

唐船

ノ

これによるとオランダの方は多少づゝ減つてゐるが、唐船の方は逆に増し、全體としては寧ろ増加といふ皮肉なことになつてゐるのである。この唐船による輸出銅の増加といふことは、清國

近世前期に於ける銅貿易と住友

が康熙二十三年即ち我が貞享元年に遷海令を廢止し、これによつて來航唐船が激増したことゝ關係がある。遷海令といふのは、是より先明の遺臣鄭成功が臺灣に據り、南中國沿海の民のこれに内應するものが多かつたため、永曆十五年即ち我が寛文元年(西曆一六六一年)に發せられたもので、江南の浙江・福建・廣東等の沿海の住民をして三十シナ里内の地に轉住せしめ、漁船商船の別なく一切出海を禁じ、康熙二十二年即ち天和三年臺灣の平定によつて、翌年この禁令を解いたのであつた。かくて従來は三四十艘殊に延寶以來は大體二十數艘であつたのが、貞享二年には八十五艘、三年には百二艘、四年には百三十七艘の多きに及ぶといふやうな事になつてゐる。<sup>⑦</sup>従つて銅の輸出減少に關する銅屋の懸念は全く杞憂であつた譯で、銅屋の訴願が容れられず、又外人側の其後の運動にも拘らず、この制限が撤回されなかつたのも、こゝに理由があつた。

ところで、かうなると、こゝに注目すべき一事があらはれた譯である。何故なら輸入額が激減したにかゝはらず、輸出銅が減少するどころか、更に増加さへしたといふことは、金銀の流出防止に對して、銅貿易の占める意義が一層大きくなつたからである。今これを貞享二年の輸出入の實際に就いて見ると、この年の輸出銅五百六十三萬四千百斤はオランダは百斤につき百九匁(内出島口錢三匁宛)として銀二千五百五十七貫三十一匁(内出島口錢七十貫三百七十七匁)、清國は

同じく百三匁五分（内口錢二匁宛）として銀三千四百三貫二百八十七匁（内口錢六十五貫七百六十四匁）、即ち實際の銅代價は銀で五千八百二十四貫百七十七匁となり、輸入定高銀九千貫の内三分の二に當る。<sup>8)</sup> しかも寛文年間に金二萬四五千兩と計上された銅以外の輸出品が尙この外にあつた筈だし、又この中から口錢、出島蘭館及び唐館の貸付金滞在費その他を差引くと、残るところは餘り無いといふことになるであらう。さうすれば、これによつて幕府の金銀流出防止といふことは、大體に於いてその目的を達し得たことになるわけである。

かくて輸入額の減少といふことは、銅屋達には影響はなかつたけれども、貿易額に伴ふ口錢の減少によつて、長崎地元民の収入減を來したため、彼等地元民はその代り財源を得ようとして、有利な銅貿易に着目し、翌三年地元の有力量者は、地下救済の爲め銅百斤に付き銀五匁宛潤銀を出すことを條件として、銅の一手賣を願ひ出たのである。ところがこれに對し奉行は從來とは事變り、その職務上地下救済の爲といふ點に惹かれ之を認可しようとしたので、銅屋達は大いに驚き、江戸・大阪・長崎三箇所これが制止を歎願した。この歎願書は長崎町人達の申分の不合理を指摘して次のやうに述べてゐる。

新訴願人は自分等に一手に命ぜられるならば、古來の銅屋並に諸國の山師迄痛まないや

うに異國人へ高直に賣上げ、その餘慶を以つて地下を救濟すると言ふけれども、これは合點の行かぬことである。何故なら、自分等も少しでも高く賣りたいと思つて年々色々に交渉するけれども、高直にすると、賣捌き兼ねると言つて少々しか買はぬので、賣殘銅が多く出來、その爲め大分の寢金となつて、自分等は勿論諸國山師も迷惑することが屢々であるから、彼等の考へるやうなうまいわけには行かない。尤も輸出高を例年の半分又は三分の一にすれば、多少高直に賣ることが出來ようが、少々直段が高くても賣上高が少なければ、結局輸入超過額が多くなつて、外國へ金銀が多く渡り、其上賣残り銅が多くなつて、多額の寢金が出來、爲に荒銅購入の資金に差支へ、従つて山もつゞかなくなり、銅屋・山師・銅吹細工人妻子眷族數十萬人が渴命に及び迷惑至極なことである。成程新訴願人は少量でも高直にさへ賣れれば、賣高に應じて地下人救銀を出し、その外自分等も餘慶銀を收得出来るであらうが、自分等の方はさうは參らず、甚だ迷惑であるから、この點何卒御裁量願ひたい。<sup>⑨</sup>

かくてこの歎願は翌四年六月に聽許され、地下へ格別の潤銀を出すこともなく、古來銅屋の從來通りの營業が認められたのである。<sup>⑩</sup>

註

① 貞享二年丑八月廿四日附訴狀及び同年九月二十五日附口上

書、元祿五年三月二十六日、同七年七月十日附銅屋古歴書。

② 「糸亂記」、「長崎集」、「長崎鑑」、「長崎略史」、「年々帳無

番」、「崎陽群談」には市法貨物商賣法の廢棄を貞享元年の

やうに記してゐるが、これは誤りである。

③ 「長崎覺書」、「崎陽群談」、「塩尻」、「ケンペルの「日本歴

史」、「年々帳無番」。

④ 「通航一覽」卷一六〇及び一六一。

⑤ 貞享二年九月附大阪・堺・紀州在住十三人の銅屋訴狀。

⑥ 「銅異國賣覺帳」の同期間各年度の銅輸出明細表を參考と

して掲げる。即ち次の通りである。

一銅五百拾三萬五千五百斤 貞享元子ノ年異國人に賣

一貳百四拾六萬四百斤 阿蘭陀

但此内

一貳百九友替内三友宛出嶋口錢

一貳百六拾七萬五千五百斤 唐人

但百三友五分替内貳友口錢

一銅五百六拾三萬四千四百斤 丑ノ年異國人に賣

近世前期に於ける銅貿易と住友

一四拾五萬五千五百斤 但唐人春賣此節五ヶ一ハ

下り合不申候

一貳百三拾四萬五千九百斤 但 阿蘭陀

一拾九萬貳千七百斤 但唐人秋賣右高之内六拾萬

千九百斤 五ヶ一

一貳百六拾四萬斤 但 同冬賣

一銅六百五拾七萬四千六百斤 寅ノ年内五拾八萬三千六百斤

一百拾壹萬九千七百斤 唐人春賣

一貳百拾壹萬八千九百斤 阿蘭陀

一百三拾八萬貳千七百斤 秋唐人

一百九拾五萬三千三百斤 冬唐人

如此

一銅五百三拾三萬貳百斤 卯ノ年内四拾五萬貳千三百斤 五ヶ一

一八拾八萬五千五百斤 春唐人

一百五拾萬斤 阿蘭陀

一百九拾四萬八千七百斤 秋唐人

一九拾九萬六千四百斤 冬唐人

如此

⑦ 長崎紀事、長崎志。

⑧ 「オランダは云々」以下（小葉田）。

ナホッドの輸出銅の一ピコールのタエル相當價は、例へば

一六七二年、一六七三年等は「唐人阿蘭陀に賣渡申銅高覺」

（銅異國賣覺帳）の記事と一致するのであるが、一六八一年

（天和元年）より一六九〇年（元祿三年）まで百十九匁とな

り、十匁の差がある。或は百九匁とするのは、オランダ人の

六十八匁替の計算であるに對し、わが商人の幕府による補

價銀を除いた受取銀を示したものであらうか。（小葉田）

⑨ 貞享三年寅十二月附諸國銅屋共訴狀。

⑩ 貞享五年辰正月十七日附訴狀、元祿五年三月二十六日及び

同七年七月十日附銅屋古歴書。

## 一〇 違法銅貿易の盛行と銅貿易特許商

しかしこのやうに輸入歳額の制限が嚴守され、外商と長崎地下人との利益が大幅に縮小されたことは、そのまゝではすまなかつた。自然の結果としてこゝに現はれて來たのが密貿易で、この場合外商が最も希望した日本品は銅であつただけに、この方面に種々の紛争を惹起することゝなつたのである。

先づ最初は曾ての銅貿易商大阪の塚口屋長左衛門の手代與右衛門の問題で、彼は山城屋徳右衛門或は讃岐屋などゝ變名し、貞享二年（西曆一六八五年）から間吹銅・荒銅・丁銅・中平銅・絞銅などを長崎へ下し、同五年即ち元祿元年に事發覺して翌年より長崎下向を差止められた。①次いで貞享四年に

は長崎の町人郭平次右衛門が炭屋市兵衛・谷口久左衛門と申合せ、長崎の舊錢吹屋を借り受けて間吹銅を吹拵へ、これを異國へ賣りたいと願ひ出た。これは以前貞享二年に山口治左衛門が棹銅の異國賣を願ひ出て失敗したので、今度は間吹銅としたのである。ところが認可を得たといふ話なので、銅屋一同は翌年正月十七日長崎奉行川口源左衛門が長崎より大阪へ到着の際、その宿舍(長崎屋五郎兵衛宅)へ出向いて、自分等は御定目を守り銀を含まない棹銅のみを賣つてゐるのに、このやうなことを許可されるならば、棹銅商賣が退轉し、數萬の銅吹關係者が饑渴に迫られて迷惑の上ないから、これを停止して貰ひたいと訴へ出た。これに對し奉行の方では、貞享二年に市法商賣が破却になつた上は、誰が銅商賣をしようとも差支ない筈であるが、古來の銅屋に不便を加へ、從來通り銅貿易は古來の銅屋に限ることゝしたのである。今度郭平次右衛門が長崎町年寄を経て、舊錢吹屋で間吹銅を吹きたいから吹屋を拜借したいと願ふので、許可したまで、異國交易までは許してゐない。それにしても銅吹くことまでとやかく言ふのはあまりのことで、所謂「餘り成理ノ高スルハ非之一倍」といふものであらう。しかし今度の間吹銅が異國へ渡るやうなことがあつても、それは大した數量でもなからうから、若し將來銅屋の妨害になるやうになつたら、改めて訴訟せよといふことであつた。<sup>②</sup>この長崎奉行の市法商賣法破却に對する解釋は妥當とは思はれない

が、兎に角これで異國銅商賣についての長崎奉行の考が餘程變つて來たことが感ぜられよう。

ところが、翌五年になると、今度は大阪の小吹屋である河内屋傳次・平野屋忠兵衛・同小左衛門・同三右衛門の四人が色々の鑄型違銅を長崎の柿本屋又兵衛方へ下し、又同じく大阪の小吹屋川崎屋平兵衛・多田屋市郎兵衛の二人は河内屋方へ吹賣し、柿本屋がこれを換物或は割安賣で外人に密賣する外、他の小吹屋共も長崎・堺・京の商人へ吹賣するといふことが起つた。そこで大阪の銅屋達は再び長崎奉行川口源左衛門が江戸より長崎へ歸任の途を擁し、十月廿二日大阪の宿舎で取締方を訴願したが、その返答は依然として前回と同様であつたので、十一月十八日更に大坂町奉行へ歎訴した。そのうち程なく長崎奉行山岡十兵衛が長崎より江戸參觀の途上大阪に到着したので、町奉行より山岡奉行の意向を徵すると、古來銅屋共の申すところは尤もの次第であるが、之を停止すると長崎町人の痛みになるから、先づ先づ御捨置下されたいとのことである。<sup>③</sup>長崎奉行の態度が既にこのやうであつて見れば、銅貿易に就いての制限が緩和され、爾後鑄型違銅・間吹銅の取扱ひが、一層盛んとなるべきことが容易に想察される。かくて柿本屋又兵衛の密貿易なども既に貞享五年(元祿元年・西曆一六八八年)に問題となり、又兵衛は入牢、殘銅千八百丸餘の中、間吹銅九百丸は沒收となつたが、其後更に大阪より到着した千三十六丸の間吹鑄型違銅は河内屋・平野屋

より大阪並に長崎の奉行に訴願して認可を得、悉く唐人へ賣渡すといふやうなこゝなつた。<sup>④</sup>次いで前記長崎町人炭屋市兵衛も間吹鑄型違銅の賣買肝煎を始め、堺の絆屋新左衛門・京屋長左衛門は間吹鑄型違銅を以つて外貨購入の代價に當てるやうになり、又大阪平野屋清右衛門の手代徳兵衛は、元祿元年(西曆一六八八年)に平野屋の銅屋株が塚口屋に讓渡された後も長崎に居住し、こゝへ傍輩より間吹鑄型違銅を下すといふふうであつたので、銅屋より長崎奉行へ届出たところ、年番年寄高木彦右衛門は、鑄型違銅は棹銅と同然であるから禁止しよう。併し間吹銅は又別で、近年地下人が家業としてゐるので、上司へ取次ぐことは出来ないとの回答があつたといふ。<sup>⑤</sup>このやうに絞銅と間吹銅とを區別し、古來銅屋は絞銅を取扱ふのであるから、間吹銅を別人が取扱ふのは差支ないとの解釋は、銅貿易の本質を見失つた曲解若しくは強辯であるが、そこに長崎地下人の輸入貿易制限による窮境打開への動きが見られよう。しかも後の元祿九年(西曆一六九六年)正月廿一日附の炭屋市兵衛の訴狀に、元祿五年休業の已むなきに至つた迄の狀況について、「私義長崎ニ而數年間吹銅唐人方へ商賣仕來候而則歸帆積御帳ニも御記被爲成候。」と述べてゐるところを見ると、長崎町人の間吹銅商賣は事實殆んど公然と行はれるやうになつたらしい。同年五月附の京・江戸・大阪・長崎四箇所在住十三商人の異國銅賣一手扱に關する訴狀にも、「於長崎私共義前々々唐人

方へま吹銅商賣仕來り申候者ニ而御座候。」と言つてゐる。

しかし長崎奉行の密貿易に對する取締が緩和されたからと言つても、それは主として輸出面に於いてのことで、その輸出が定額外貨物の密輸入と結びつく場合には嚴重な處斷を實施した。元祿四年長崎町人の大がよりな密貿易が發覺して一味が處斷された事件などはその一例である。即ち彼等は年々間吹銅・鑄型違銅を異國人に賣り、これによつて先方の貨物を入力してゐたのであるが、その中三十六人の者は元祿四年八月に至つて事露はれ、山口五郎右衛門・同仁右衛門・同甚右衛門・同加平次・同勘兵衛の五人兄弟の中、勘兵衛は自殺し、その屍體は鹽漬にして磔、他は手錠牢舎、また吉兵衛・次左衛門・長右衛門の三人は逃走して大阪で捕縛の上、長崎へ送つて牢舎、清水屋加兵衛親子は割符支配人によつて牢舎せしめられ、嶋屋吉左衛門は牢死し、佐藤茂右衛門は山口屋・嶋屋に頼まれて間吹銅買込に上阪した廉で御預けとなり、飛脚又兵衛は密輸入の荷物を持上つて京の金屋甚右衛門・松尾仁兵衛・山口屋八左衛門方へ渡した廉で牢舎、京三人の間屋は町御預けとなり、殘る二十三人は磔の上打首の刑に處せられた。この二十三人はいづれも山口屋・清水屋の同類で、その中二、三人は長崎人であるが、他は他國者或は船頭水手であつたと

ところで、このやうな規定外銅の輸出の盛行には、言ふまでもなく大阪の小吹屋が大きな關係を持つてゐた。彼等は間吹銅を吹拵へて自らもこれを長崎へ下すと共に、堺・長崎等の町人よりの注文でも造つたのである。この間の消息については、古來銅屋の申立に次のやうに述べてゐる。

一 近年新規ニま吹銅荒銅丁銅中平銅色々鑄形を違長崎ニ差下申候者共御座候。尤初貳三年ハ少分之儀ニ御座候故、御訴訟申上候儀恐多延引仕候所、次第ニ大分指下シ、御公儀様ニ者荒銅と書上ケ、異國人と荷主小宿と相對ニ而下直ニ賣渡申ニ付、何程下候而も其年切ニ不殘賣仕舞申候御事。

一 右鑄形違銅之分不殘於御當地新吹屋共吹下申ニ付、様子相尋候得者、自分ニ差下申義者纔之様ニ申、堺長崎之町人共誂申ニ付、何方へ賣候も不存候なと様々ニぬけ道を申迷惑仕候。近年ハ大分之義ニ而御座候ニ付、内證ニ而誂人を拵吹下シ申義ニ御座候。

かくて密貿易の盛んとなる結果は、割高な銅屋の棹銅の賣買が減少することとなり、元祿四年度は七萬九千兩分賣残るといふ有様であつた。これでは銅屋達の家業に甚しい障害となり、又銅屋が足尾銅の五ヶ一賣を擔當してゐた當時としては、延いて幕府の収益にも影響することになるので、元祿五年三月下旬銅屋一同より右鑄形違間吹銅賣の停止方を大坂町奉行へ願ひ出た。<sup>⑦</sup>この

願には古來の銅貿易由來書と幕領銅山表・小吹屋表と共に貞享元年以來の輸出銅高表とが添附されたが、これによると、貞享元年度以降元祿三年度迄の七年間は平均五百四十萬斤餘で、五百萬斤に満たなかつたのは元祿元年の四百六十二萬斤餘唯一回だけなのに、元祿四年度は三百八十六萬斤餘で、平均より百四十萬斤、特例の元祿元年と比しても尙八十萬斤も少く、それだけに業者の苦痛が輕少でなかつたことを示してゐる。

しかし、この訴願は簡單に認容されなかつた。小吹屋達は先祖から銅屋をしてゐるとか、他國者よりの注文で吹くのであるなど、いろいろに申立てゝ争つたらしい。そこで更に其後四箇月を経た七月下旬大阪の割符役人に對して、自分等は古來特に銅の異國賣を許されて御定目通り商賣し、少しも猥りがましい事をしないのに、新規に猥りがましい商賣をされては困るから、御差止め下されたいと訴願するところがあつた。<sup>⑧</sup>そしてこの時小吹屋十一軒の家業年數書と古來銅屋の棹銅と新規の間吹銅とでの交易に於ける日本の得失の計算書を提出した。

この計算書によると、棹銅はその製作に餘計の工賃を要する爲め、銅十六萬貫即ち百萬斤について、間吹銅は棹銅より銀約百貫目安く、従つて同じ貫目の銅を賣れば、間吹銅の場合にそれだけ日本の受取が減じて損になる。それに間吹銅の中には銀を含んでゐるから、その銀を取り出す

ことを考へると、これまた十六萬貫につき銀百貫目の損であり、尙近年は新規の間吹銅流行の爲め、從來普通の間吹銅より銀の歩附著しくよいものまで間吹銅にして輸出されるから、尙百貫目も日本の損となり、彼是都合銅十六萬貫目について三百貫目の損となるが、當春以來既に百萬斤許りの間吹銅が長崎へ下つてゐるといふのである。即ちその要所を摘記すると次の通りである。

一古來を賣渡シ申棹銅拾六萬貫目

但 唐百萬斤也

此代銀千貳拾貫目

但 通詞口錢引殘テ如此

ま吹銅拾六萬貫目

但 唐百萬斤也

此代銀九百貫目

但 通詞口錢引殘テ如此

但 銅拾六貫目ニ付棹者拾匁高クま吹へ拾匁餘安ク賣申候。

殘テ百貫目計

此銀日本之御損と奉存候。銅貫目ハ同事ニ而異國へ安ク賣候ニ付如此。

又百貫目計

銅を申銀

近世前期に於ける銅貿易と住友

但 古來之棹ニ仕候へハ、銀氣ヲしほり取跡ヲ吹申候。荒銅と申ハ銀氣ヲ取不申、山出シ銅ニ而御座候。ま吹と申も山出シ銅ヲ壹ヘン吹申候得共、銀氣者少もぬき取不申候。凡銅拾六貫目ニ付銀氣拾匁宛有之積リニ仕如此。

貳口ノ銀貳百貫目

日本之御損と奉存候

又百貫目計

銅ノ出申銀

棹銅ノま吹ハ拾六貫目ニ付代銀六七匁安キ物ニ御座候へ共、近年ハ新規之異國向ま吹銅はやり申故、結句六七匁棹銅ノ爰許之賣買高ク御座候。依之ま吹銅拾六貫目ニ銀氣拾匁之積リノ外大分銀氣有之候銅も皆新規之異國向ま吹銅ニ仕候ニより、右貳百貫目と積り申外今百貫目も日本之御損と奉存候。當春ノ只今迄凡ま吹百萬斤計下り申候。然者日本之費銀凡三百貫目ハ慥ニ可有御座様ニ奉存候。口ニ書付申通ま吹ハ棹銅とハ六七匁安キ物ニ御座候ニ、七匁高ク候へハ、都合拾貳三匁ま吹高ク御座候ニ付、彌銀氣大分有之銅ヲもま吹ニ仕候。棹銅と申候ハ銀ヲしほり取候跡ヲ吹申候。

棹銅とま吹銅を吹申雜用銀多少ニ付諸人之痛ニ成候積り書

一銅拾六萬貫目

但 唐目百萬斤也

右棹銅ニ吹申入用

一銀百八拾貫目

是ハ合吹しほり吹迄ニ入申候

一銀六拾貫目

是ハ棹銅ニ吹候入用

一銀七貫目

是ハ銅入申箱代

又貳拾貫目

但是ハ四ヘン吹ニ而くす吹共ニ八ヘン吹申故掛り物銀如此大分入申候。

メ貳百六拾七貫目

右之銅高ま吹ニ仕候得者、此吹賃銀四拾貫目但是ハ壹ヘン吹ニ而御座候故、掛り物如

此少分ニ入申候。

指引殘テ銀貳百貳拾七貫目

棹銅吹申ニ者如此多ク入、此銀ニ而銅吹申細工人并ニ所々炭燒御當地炭問屋箱屋其外

是ニ掛り申者數千人家業相續仕身命を送り申御事ニ御座候。

尤もこの損益計算は極めて大數的のもので、例へば間吹銅の大阪價格が騰貴したからとて、原料の含銀率が忽ち平均二倍にまでも上昇するやうになるかは疑はしく、又間吹銅の購入價格が騰

貴すれば、輸出價格も騰貴するのが普通で、従つて棹銅との價格差は少くなる筈であるから、果して事實十六萬貫目(即ち百萬斤)に付銀三百貫目もの差を認め得るかは一應問題となるが、二年後の元祿七年四月に作製された損益書を見ると、間吹原料銅の含銀率の増加といふ點は明示を避けてぼかされてゐるものゝ、棹銅と間吹銅との賣直の差は十六萬貫即ち百萬斤につき、銀百四十貫目とあつて、更に増加してゐるので、間吹銅の賣直は買直の騰貴によつては影響されなかつたらしく、従つて百萬斤について銀三百貫目の損失といふことは、大數としては大體認めてもよいやうである。

さうすると、當時の輸出高を平均五百萬斤と見て、千五百貫目即ち金約二萬五千兩となり、従つてこの損益論は國策上甚だ重要な意味を持つものであるから、當局として無視出來ない筈である。殊にこの損益書の冒頭に、

一 御分量銀九千貫目と被仰出候義者、異國に金銀多ク渡り不申様ニと被思召上候様ニ奉存

候所、ま吹荒銅近年大分賣渡シ候。此銅ニ者白銀御座候故、御定之外ニ銀多ク渡り申積

りニ御座候得共、當り所も可有御座候と恐入、ヶ様之儀者得不奉申上候。

と言つてゐるのは、當局の痛いところを衝いたと言へるであらう。それでも當局の裁斷は容易に下らなかつたので、銅屋達は九月初旬更に條理を盡した訴狀を差出した。<sup>⑨</sup>この訴願に於いて彼等

は長崎奉行が長崎町人に憐愍を加へられるのは尤もだが、そもそも市法商賣法といふのは二十一年以前寛文十二年(西曆一六七二年)に始まり、十三年繼續の後八年以前貞享二年(西曆一六八五年)に廢止されたものであるに對し、自分等の特許權は長年の由緒に基き、遙か以前寛永十五年(西曆一六三八年)に始まり、寛文九年(西曆一六六九年)再確認され、殊にその節銅を輸出すれば、それだけ銀の流出が少くなり重寶だといふことで願の通り許され、荒銅より隨分白銀を絞り出し、跡を棹銅にして日本の勝手になるやうに賣渡せと仰せられ、爾來御趣旨を守つて今日迄繼續し、その間又公儀五ヶ一銅の賣捌をも擔當するやうになつてゐるもので、市法商賣法とは別箇のものであり、市法商賣法廢止後と雖も矢張りこの原則は認められてゐるといふことを強調し、次に幕府の根本方針は銀の流出防止にあるので、幕府の銅を外人に賣渡す場合もすべて抜銀することになつて居り、輸出棹銅約五百萬斤の製作によつて數萬人のものが生計を立てゝゐるのであるから、間吹銅の輸出を許可してこれが盛んとなれば、白銀が大分日本の損失となる上、此等のものが迷惑することを述べ、更に自分等も既に數代異國向銅商賣をしてゐるので、間吹銅を造つて異國人へ賣ることも勿論よく知つて居り、その方が勝手もよいのだけでも、荒銅の銀を絞り取ることが日本の利益であり、又これによつて數萬人が生活してゐるわけなので、御定目を守り間吹銅は賣らないのである。とこ

ろが御法度を守る自分等は守り倒れになり、渴命に及ぶといふのでは迷惑である。若し近年小吹屋のやるやうに間吹銅を輸出してもかまはぬなら、自分等にも御許し願ひたい。さうすれば自分は百年餘りも仕なれた家業であるから、漸く七、八年以來の新規業者の小吹屋共には一錢も賣らせないやうにすると、苦しい立場と決意を示し、かういふわけで銅貿易の株といふものは古來明確で、又從來は間吹銅を外人へ賣るといふことは曾て聊かもなかつたのに、八年以前貞享二年以來内密に荒銅や鑄型違間吹銅を吹下すやうになり、近年に至つては大びらにやるといふことになつて、これでは棹銅の製造が退轉し、數萬人が渴命に及ぶことになるから篤と御審議の上、新規商賣を御停止されたいと言つてゐる。

實際貨物市法商賣法といふのは、輸入貨物に關してのことであるから、それが停止になつて外貨の輸入が相對自由取引となつたからとて、輸出銅に關する特許權も同時に廢棄されたと解するのは曲解であり、又寛文十三年(延寶元年・西曆一六七三年)に五萬斤以上輸出の銅屋の轉業を認めず、しかも彼等に市法貨物銀の割當が停止されたことや、延寶四年から特に銅屋との諒解の下に、その犠牲に於いて、幕府銅の五ヶ一輸出が行はれてゐることは、銅屋の特許權承認に有力な根據を與へることとなる。かくて古來の銅屋と小吹屋との間に對決が行はれた上、九月十八日に判決があつて、

遂に古來銅屋の勝訴となつた。即ちその判決申渡しは次の通りである。

### 覺

一古來の銅屋拾六人之者共と當地小吹や共と異國向銅商賣之儀ニ付今度及爭論候へ共、異國賣之次第ハ此度兎角之不及僉儀事。

一 小吹や共へ申渡候。惣而新規新法之商買之儀ハ何程かるき儀ニ而も先年ハ堅停止ニ申付置候。殊銅異國に賣買之儀ハ大切成儀ニ候處、我儘ニ鑄形ヲちかへ、眞吹銅荒銅丁銅中平銅之類色々ニこしらへ、長崎へ差下、殊更方々の形ちかへ之詛物迄吹遣候仕方、重々不届千萬ニ候。急度可申付候へ共、此度ハ令用捨候。向後ハ前々之通地銅計を吹商買ニ可仕候。異國向眞吹荒銅之類、自分ハ不及申ニ、他所ハ詛候とて吹出し長崎へ下候ハ、急度曲事可申付事。

一 古來之銅や共へ申渡候。銅ヲ異國へ商買之儀ハ大切成事ニ候間、向後彌念入銅之形等前々之通可仕候。外ニ鑄形をミたし我まゝ之仕方仕もの候ハ、早々可申出事。

申 九月十八日

右第一の「異國賣之次第ハ此度兎角之不及僉儀事」は意味明確を缺くが、これまでの異國賣に

ついで、一應不問に附して殊更に僉議しないといふことであらう。兎に角これで古來銅屋の地位は更に鞏固となつたわけである。<sup>⑩</sup>

ところでこの年間吹銅の賣残りが七萬七千四百貳拾斤あつたので、長崎奉行は大阪で停止したものを賣らせることは憚りあるが、僅少であるから穩便に賣仕舞はせ、爾後賣らせないやうにせよと年寄に命じ、翌六年春に賣らせた。すると同年十月に深堀並に大村組の者がまたも間吹銅賣のことを願ひ出た。これに對し奉行の川口と山岡とが立會で「ま吹之義法度ニハ不申付候間、唐人望候ハ、勝手次第ニ賣渡し申様ニト」言ひ渡したとて、四、五萬斤賣出すことになつたといふ。かういふ點で長崎奉行は大坂町奉行とは異なつた解釋を持してゐたのであるから、長崎での間吹銅の輸出は停止さるべくもなかつた。<sup>⑪</sup>

さて密貿易業者は大阪で銅を吹くことが出来なくなつたので、大阪の塚口屋長左衛門借家の小吹屋金田屋兵右衛門は更に長崎・江戸の者達と組合ひ、翌年になつて肥前藩の家來鍋島官左衛門の領内ためし村といふところに銅山を發見したとて、運上銀十五貫目先納して、吹屋を取立て、密かに銅を買下し、これを鑄型違の間吹銅に吹直し、長崎へ廻送して外人に賣出すといふ策に出た。ところが、それが領主に聞えて追放されると、引續き更に肥前國大村領内はさみ村(波佐見ならん)と

いふところに銅山が発見されたとして、領主へ願ひ出て許可を得、またも銅を密かに買下し、銅屋の申入れにも應ぜず、更に豫州立川の銅をも買入るといふ有様であつたから、遂に七年四月中旬銅屋よりその取締方を大坂町奉行へ願ひ出た。かくて取調の上同二十八日兵右衛門は手錠を打ち町方へ御預けといふことゝなつた。<sup>⑩</sup>

しかし一方同類の者達は長崎の年寄高木一丸・同彦右衛門の指圖を受け、江戸へ出て在江戸の長崎奉行近藤五左衛門に再三訴願し、その許可が得られないので、旗本赤井五兵衛に頼み込んで、大官數名の斡旋状を申請け、六月の末に大坂町奉行加藤大和守へ訴状を提出した。その言ふところは、「大村領内に銅山があるので、去々年領主に願ひ出て領主より長崎奉行の諒解を得た上で許可を得、本銅山の銅と他國よりの買銅とを以つて間吹銅を製し、唐人方へ去年から賣渡してゐる。ところが今度大阪で自分等が荒銅を買入れることは法度であるやうに言ひ觸らし買入れが出來ず、甚だ當惑してゐる。殊に豫州立川山の銅買請の契約があるので該地へ行つたところ、大阪町人より山奉行へ書状が來てゐて、是亦買入不能となり、迷惑な次第である。大體諸國の銅は皆大阪へ持寄り商賣することになつてゐるから、當地で銅が買へないといふことになる全く難儀なことである。何卒大阪吹屋同様大阪問屋方で入札出來るやうに御取計下さい。」といふのである。

願人は江戸の湊屋庄兵衛・長崎の山口仁右衛門・古田養仙の三人である。<sup>13)</sup>そこで大阪の銅屋達は早速七月二日を以つて、この三人が金田屋の一類であること、その願書が不法で若しこれを許可されるやうなことがあれば、將來は諸國銅山より直買をする謀計もあり、旁々異國向銅はすべて大阪で吹くといふ古來の御定目に背き、又規定の棹銅輸出に大支障を來し、自分等南蠻吹關係者の迷惑はもとより、國益を損すること甚しい、といふことを例の通り申述べて、善處方を願ひ出した。その結果古田養仙等の願はあつさり却下された。そしてこの時奉行は諸役人が段々代つて、現在の者は事情をよく知らないやうだつたから、今一度江戸へ行つて篤と事情を申述べよとのことであつたので、指示に従ひ訴狀に昔からの銅商賣の詳しい來歴書を添へ、改めて二部を大坂町奉行所へ、一部を江戸の勘定奉行と江戸勤番の長崎奉行へ差出した。これは古田等の陳述では、今度の件につき、初め大村侯より老中へ話すと、長崎奉行へ尋ねてその様子次第にされよといふことであつたから、長崎奉行へ尋ねられると、別に停止といふわけではないから、御領内勝手次第に御賣りなされるやうにとのことであつたといふので、長崎奉行の方は地元の利益擁護の爲としても、諸役人が一向に事情を知つてゐないことが明らかにされたからであつた。<sup>14)</sup>

しかし古田養仙等はこれ位では引込まなかつた。更に堺の帶屋六兵衛・同子息吉三郎・小西五

兵衛・播磨屋長左衛門、泉州日根郡波有手村の濱口屋左次兵衛等五人と示し合せ、五人の名前で多田銅山の鉸銅を買取り、これを大村領内へ差下して、鑄型違銅に吹き直し、異國人に賣渡す策略をめぐらした。このことがわかつたので、銅屋達は早速多田銅山の代官長谷川六兵衛に對し、今後彼等に多田銅を賣らないやうにして貰ひたいと願ひ出た。<sup>15</sup>これは九月の初めであるが代官の方では、現在の入札拂法が利益であるので、その方にしたいとの意向を洩らした。<sup>16</sup>當時多田銅は入札拂が行はれてゐたが、元祿七年の七月、八月はともに、古田養仙等が一番札で、大阪の銅屋は二番札となり、九月は京都町人が一番札を入れた。そこで銅屋は新たな條件をつけて訴狀を代官に提出した。これによると、三箇月の一番札、二番札の差は平均銅十貫目につき銀一匁一分二厘三毛三絲で、一箇年の積り銅高五萬七千九百七十四貫四百目について公儀の徳分は銀六貫五百十二匁六分四厘となるが、(多田銅山は幕府領である)銅屋で一番札平均より高く四十二匁の割合で何箇年でも永續的に買請けるか、或は多田銅の年産額を約六萬貫と見て長崎で賣り、その代銀高ほど異國荷物懸りものなしに諸商人入札直段をもつて買取るやうにして戴き、その代り増銀十匁宛高直に請負ふか、この二つのうちいづれかを許されたいと述べた。<sup>17</sup>尤もこの内後の案はこの時始めて現はれたものではなく、曾て元祿四年(西曆一六九一年)大阪の帶屋徳兵衛・龜屋仁兵衛(川口十郎

右衛門・平野屋與三左衛門の名代)よりこれと同様のことを江戸の御勘定所に願ひ出たことがあつた。泉屋・大坂屋の江戸店よりこの報を得て驚いた銅屋では泉屋と大坂屋とが江戸店の名で由緒を申立て、若しさういふことを許可される御積りなら、更によい條件で自分達に取扱はして貰ひたいといふことを御勘定吟味役へ願ひ出で、結局新規の企を認めぬといふことで沙汰止みとなつたことがあつた<sup>15)</sup>。従つて右の訴願はこれをこゝに復活したとも見られる。

次いでたまたま新任の長崎奉行近藤備中守が同月二十三日に大阪に到着したので、翌二十四日銅屋一同が挨拶に出向き、その序を以つて、前に七月十日附で提出した訴状の寫と共に、今度の事件についての願書を提出した。その願書は單に仲間以外の者の新規異國賣の停止を願つただけのものであるが、文中當時日向國に於いても、長崎者が數人申合せて、鑄型違銅・間吹銅・荒銅を大分吹拵へ異國人へ賣渡す才覺をしてゐるのを、最近に知つた旨を述べてゐるのは注目される<sup>16)</sup>。

ところが、銅屋仲間では、一旦多田銅を十貫目に付き四十二匁で買ふといふことに申合せたけれども、近年新規の者達に妨げられて賣残り銅が多く、當年も金九萬兩餘の銅が残つて困惑してゐる際なので、矢張り今の相場以上で買ふことは止めたいといふ者が續出した。そこで泉屋吉左衛門・大塚屋甚右衛門・大坂屋久左衛門の三人が相談し、十月三日附で、改めて自分等三人だけ

でも今年中前の内願通りにやらして戴きたいと申出たのである。(尤も今度は第二案の請負交易の場合の貨物購入は、定額内でも定額外でもないと言つてゐる)<sup>(20)</sup>そこに銅屋の必死の運動が見られる。さてこの三人の願書は聽届けられるに至らなかつたが、それは長崎者の虚偽の申立が發覺して、大村領主から制禁の銅を領内で吹くことを停止したため、問題が自然沙汰止みとなつたのであつた。<sup>(21)</sup>ついで十一月の初め長崎奉行山岡對馬守が長崎より大阪に着いたので、銅屋一同前に九月廿四日近藤備中守に呈したと同様の訴狀と銅屋古歷書とを呈したところ、「古來銅屋共之儀兼而御聞及、其上書付一々御尤ニ思召候。依之新規之鑄形違銅異國人へ賣渡申儀終於長崎ニ于今御赦不被成候間、左様ニ相心得候様ニ」といふふうにな、至極簡單に諒解を得、一同は非常な喜びであつた。<sup>(22)</sup>この點長崎奉行の態度は前とは又變つて來たやうに見受けられる。

しかし間吹銅・鑄形違銅異國賣の問題はこれで片附いたのではなく、翌八年には京都の町人万屋忠兵衛が九月より多田銅を買入れて異國賣をたくらんでゐるとして、十一月には大阪在住の銅屋より町奉行へ停止方を願ひ出てゐるし、<sup>(23)</sup>翌々九年正月には、曾て元祿五年迄間吹銅の唐人賣をしてゐた長崎の炭屋市兵衛が、家業に離れて困つてゐるからとて、前々通り間吹銅の唐人賣を願ひ出で、その條件として、現在の輸出銅の内十分一だけの間吹銅賣を許可して戴き、その運上とし

て十萬斤につき金五十兩を差上げるといふのである。<sup>24</sup>此等の願は勿論いづれも許可にならなかつたらしいが、右の炭屋の訴狀の中に「唐人共より間吹銅買受申度由毎年申候。」と言つてゐるのは注目すべきことで、外商のこのやうな希望がある限り、問題は簡單には終らないのである。

註

① 元祿五年七月廿一日附訴狀。

② 貞享五年正月十七日附訴狀及び元祿五年七月廿一日附訴狀。

③ 元祿五年七月廿一日附及び九月七日附訴狀並に元祿初年拔

賣記。

④ ⑤ 元祿初年拔賣記。

⑥ 元祿四末ノ年ま吹銅拔荷物顯申様子。

⑦ 元祿五年三月廿六日附銅屋訴狀。

⑧ 元祿五年七月廿一日附訴狀。

⑨ 元祿五年九月七日附訴狀。

⑩ 古來銅屋と小吹屋爭論判決覺書。

⑪ 元祿六年四月廿八日附及び十月九日同十日附長崎來狀。

⑫ 元祿七年四月十八日附訴狀寫及び後書、同七月二日同十日

附訴狀。

⑬ 元祿七年六月廿八日附古田養仙等三人訴狀。

⑭ 元祿七年七月二日附訴狀寫後書及び元祿七年七月十日附訴狀並に銅屋古歷書寫後書。

⑮ 元祿七年九月四日附銅屋訴狀。

⑯ 元祿七年十月三日附長谷川六兵衛宛泉屋・大坂屋・大塚屋訴狀。

⑰ 元祿七年九月附訴狀、なほ此項補訂(小葉田)。

⑱ 元祿四年八月十四日附泉屋・大坂屋訴狀、同七年九月四日附銅屋訴狀。

帶屋等は多田銅一箇年出高凡そ三萬貫と見積り、大阪賣直段十箇年平均銅十貫につき銀五十匁なるを、十匁宛直増し二匁宛は山師助成とし、都合六十二匁宛現銀で買取るとい

ふのである。泉屋・大坂屋の江戸店の訴状の内容は、多田銅を六十二匁で買請け長崎で賣れば、一箇年銀三十二貫目餘の損銀となるが、唐物を銅代銀高ほど懸りものなしに諸商人入札直段で買取れば、百二十二貫目餘の徳用となるとし、この徳用銀中いかほどでも銅直段増差上ぐる故に、兩人に多田銅買請を許されたいといふのである。この内譯計算は、長崎廻銅の直段の建方を見る上に参考になる故に、次に表示する。(元祿四年八月十四日附泉屋・大坂屋訴狀附録覺)

銀一六〇、〇〇〇匁 鍔銅二〇萬斤代、一〇貫につき銀五

〇匁

三二、〇〇〇匁 代銀一〇匁宛直増(銅一〇貫につき)

六、四〇〇匁 山師方へ二匁宛助成(右に同じ)

七、六八〇匁 問屋拂、一〇貫につき銀二匁四

一三、〇〇〇匁 鍔銅を棹銅に吹くかゝり物

三、〇〇〇匁 銅箱代、長崎までの舟賃

四、〇〇〇匁 諸事雑用

一〇、〇〇〇匁 大阪にて現銀買上、長崎にて賣拂ま

近世前期に於ける銅貿易と住友

での利足銀

二二六、〇八〇匁

二〇四、〇〇〇匁 棹銅二〇萬斤賣代銀、棹銅一〇〇斤

につき正味銀一〇二匁

三二、〇八〇匁 損銀

一二二、〇〇〇匁餘 唐荷物掛り物なしに諸商人入札直

段にて買取徳用積

但、入札直段銀一貫目につき、荒物

類掛り物七〇〇匁、反物類は五〇〇

匁、平均六〇〇匁

この懸り物といふのは、先に市法賣買においては入札平均(直段の輸入直段と、諸商人購入の入札最高直段の差額は、間銀と稱して長崎町人等に頒與されたが、貞享二年相對賣買となり、反物は六分より二割、荒物は一割より三割までを取り、その後長崎町中の雑用増加に伴ひ、元祿元年より反物は四割、荒物は五割の長崎町人配分金を取立て、その他の懸りものを合すると反物は約五割、荒物は約七割に達した。(帶屋等は云々以下一小菜田)

⑱ 元祿七年九月廿四日附長崎奉行近藤備中守宛訴狀。

⑳ 元祿七年霜月八日附山岡對馬守宛銅屋訴狀及び同寫後書。

㉑ 元祿七年十月三日附長谷川六兵衛宛泉屋・大塚屋・大坂屋

㉒ 元祿八年十一月大坂町奉行宛銅屋訴狀。

訴狀。

㉓ 元祿九年正月二十八日長崎奉行宛炭屋市兵衛訴狀。

㉔ 元祿七年十月十七日附加藤大和守宛銅屋口上書。

## 一一 銅代物替貿易の出現と特許商

このやうに、貞享二年(西曆一六八五年)の外貨輸入額制限以來、規定外の間吹銅・鑄型違銅・荒銅等の密輸の動きは甚だ執拗なものであつた。古來の銅屋はこれに惱まされつゞけながらも、繰返し願を重ね、必死の運動を續けることによつて、纔かにその特權を維持して來たのであるが、その間に四圍の情勢は次第に切迫し、遂にさしもの特權も別の面で或る程度の侵害をうけざるを得ないことゝなつた。それは他ならぬ代物替貿易の認許によるものである。

この代物替といふことは、既に早く元祿四年(西曆一六九一年)大阪の帶屋と龜屋とにより、多田銅の輸出に關して同地の代官の斡旋により御勘定所に出願され、古來の銅屋がこれに對抗して更によい條件を持ち出し、其後同七年九月より十月にかけて銅屋より再度訴願したことは、前述の通りであるが、こゝに同じ十月京都の商人茶屋休嘉といふ者が、その内容を更に擴大した新らしい案を

以つて、長崎奉行へ訴狀を提出した。それは次のやうな内容のものである。

一 唐人貿易を十萬兩七十艘に限定され、以前とは異國商品が格別に減つたので、その直が次第に高くなつた。唯今迄は諸方の商人達が前に買入れた手持品を段々出して賣つてゐるから、俄かに大きな直上りのやうには見えないが、以前とは殊の外高直となつてゐる。一定額貿易の爲め、その年賣残つて積戻しを命ぜられた品が、翌年・翌々年と何度も渡海するといふことになるので、その間に品物は痛んだり古くなつたりする。

一 以前は唐船は四季共隨時入津し、荷物有次第商賣するといふふうであつたから、諸商人はそれを考へて下直に入札したが、近頃は唐人が日本の内情を聞合せるのか、其の年々日本で高直の品を割當の定額（六千貫）の内へ入れて員數を書き出すので、その品目を見た商人は自然競買になつて、高直に入札するやうになる。

一 就いては定額の貿易高の外に、銅二百萬斤で規定の七十艘の積戻り品の買入を許可されたい。御許可を戴ければ、萬事従來通り唐人との交易が濟み、残り荷物を積歸る節、その年日本に不足の品を買入れることにする。さうすれば諸商人もこれを考へて徒らに高直の入札を致さず、従つて諸品の直は安くなるであらう。その上積戻り品を銅で買ふこ

とであるから、密貿易の恐れもなくなり、規定外の闇の金銀が異國へ流れ出ることもな  
くなると思はれる。

一 さてこのやうに御許し下さるならば、交易の支配役人は御指示によつて長崎地下の方に  
依頼し、其上で唐物と銅との直段を正當に決めて買取ることにする。尤も銅は古來の銅  
屋より買調へ、春夏秋の唐船出船に差支なきやうにし、この銅商賣の利分は如何程あつ  
ても、その半分は長崎中へ差出すことゝ致したい。

一 右の願出通り御許可になれば、定數外に唐船が入津するかやうであるが、これはあく  
まで七十艘分の賣殘品を買取らうといふのであるから、定數外の入津船があらうとは思  
はれない。先年はこの點を申上げなかつたので御不審もあるかと存じ、念のため申添へ  
る。

一 右願通り御許可になれば、諸品の直が下り諸方の爲になることである。就いては冥加と  
して長崎のためになるかと思ふことを左に申上げたい。

長崎港の内近年岸際がすべて淺くなつて何かと不便であるから、自分の願通り差許され  
る間はこれを掘上げ、その土を將來田地になるべきところへ上げたく、その上冥加とし

て毎年現米千石宛長崎の御藏へ上納し、長崎中米拂底の際の御用に立てたい。

次にその原文を掲げて見よう。

乍恐謹而御訴訟之事

一長崎表毎年入津之唐船數七拾艘、商賣之惣金高拾萬兩ニ御定被爲 仰付、先年々ハ異國之諸色各別ニ減申候故、直段次第ニ高直ニ罷成候。唯今迄ハ諸方商人共前廉ハ買置候諸色賣殘置候を段々指出シ賣申候故、俄ニ大分之直上りとハ見へ不申候得共、先年々と殊外高直ニ罷成候御事。

一唐船毎年御定之銀高を以唐人共銘々之荷物を御割付高程賣拂、相殘所を積戻リニ被爲仰付候。反物之類又者藥種等前年積戻リ候荷物又幾度も渡海仕候ニ付、置古シニ罷成、藥種ハ虫さし或ハくさり、故ハ水入、反物等も色合惡敷成、其外諸色之内も次第ニ古ク罷成可申様ニ乍恐奉存候御事。

一先年者唐船時節を不定四季共ニ入津仕積渡リ之荷物有次第ニ商賣被爲 仰付候故、先船之荷物之類跡船ニ何程か積渡リ可申哉、此段無覺束候故、諸人あやふみ、其年之諸色下直ニ致了簡入札仕候處、今程於長崎諸商人異國之諸色買取候節高札を入申間敷由年々被

爲 仰付、諸商人相守申上候得共、唐人共承合候哉、其年日本ニ而高直成荷物御割付之内へ品々之員數書出シ申候故、商人共ハ其色立を見積り、其年不足之物ハ諸方買手多ク御座候故、就中入札之商人共我かちニ望ニ存、何とそ手前之札ニ落申様ニと心差申候故、殊更思入高ク次第ニ高直ニ罷成候御事。

一 乍恐私奉願候ハ、御定商賣高之外ニ、銅貳百萬斤を以御定七拾艘分之賣餘り持戻ル荷物買申様ニ奉願候。被爲 仰付被下候ハ、萬事唯今迄之通唐人商賣仕廻殘荷物持戻り申節、其年日本ニ不足之物夫々直段相究買申様ニ可仕候。然者諸國商人あやふみ申所御座候故、むさと高札入申間敷様奉存候。然者諸色下直ニ罷成可申様ニ奉存候。其上持戻り之荷物銅ニ而買取候ハ、拔荷等も御座有間敷、御定之外不知金銀異國へ相渡申間敷様ニ乍恐奉存候御事。

一 銅貳百萬斤ニ而唐人持戻り之荷物買留メ申様ニ御赦免被成下候ハ、右之支配役人之義ハ乍恐蒙 御指圖長崎之衆中を頼申度奉存候。其上ニ而唐人荷物直段銅之直段紛無御座様ニ相究買取可申候。尤銅之義ハ只今迄賣來申候銅屋共方ハ買調、春夏秋唐船出舟之刻少も差間不申様ニ仕、紛無御座候所之帳面差上ケ可申候。扱又右之銅商賣仕候利分如何

程御座候共、半分長崎中へ差出、相殘所頂戴仕度奉願候御事。

一奉願候通ニ被爲 仰付候ハ、變も御座候而御定之外ニ舟數入津可仕様ニ御座候得共、御定メ七拾艘之外を商賣不被爲 仰付、私奉願候も七拾艘分之賣殘荷物買取申候得ハ、外ニ船數多ク入津可仕様ニも乍恐不奉存候。先年此段書上ケ不申候ニ付、若ケ様之義御不審ニも可有御座哉と奉存、此度申上ル義ニ御座候。今程も毎年七拾艘之外入津仕候得共、御定之外ハ積戻しニ被爲 仰付候得ハ、私願被爲 仰付候而も、差問申義も御座有間敷哉と、乍恐奉存候御事。

右奉願候通ニ被爲 仰付被下候ハ、諸色下直ニ罷成諸方之くつろぎ窶ニ成申義ニ御座候。然者爲冥加又者長崎之ためニ罷成可申かと奉存候義與書ニ申上候。右之趣御赦免被爲 成下候ハ、難有可奉存候。以上。

覺

一長崎湊之内惣而之岸際年々淺ク罷成、唐船明船之繫キ場所埋り、殊以唐人屋敷邊之船場別而淺ク罷成、末々小船之通ひも罷成間敷様ニ奉存候間、私奉願候通ニ被爲 仰付候内ハ、梅か崎ハ惣町並之裏入江海邊之遠淺堀上ケ可申候。右堀上ケ候土以來御田地ニ可罷

成所へ得御下知上ケ置新田築立差上ケ可申候。右之場所埋次第年々渡シ可申候。其上爲  
冥加毎年現米千石宛長崎御藏へ御上納可仕候。若長崎中御米拂底之時分御用ニも立可申  
かと奉存、乍恐申上義ニ御座候。以上。

右之趣相勤差上ケ申様ニ被爲 仰付被下候ハ、難有可奉存候。以上。

元祿七年戊十月

茶屋

休嘉

山岡對馬守様

長崎御奉行 宮城越前守様

近藤備中守様

これで定額貿易になつてから外國商品の直上りとなり、密貿易はもとよりその他にも面白くないことがあらはれて、自然その対策が考へられつゝあつたことが知られる。これはナホッドが西曆一六八九年即ち元祿二年に蘭人・唐人より貿易額の増加と貿易條件の緩和を歎願し、また一六九一年即ち元祿四年に長崎・堺の重立つた商人二人が幕府に對し九千貫の貿易額では到底國內の需要を充たすに足らないから、一萬六千貫目に増額されたいと請願した事實のあつたことを述べて

あるのによつても容易に理解されるであらう。そこで茶屋の案を見ると、古來の銅屋から購入した二百萬斤の棹銅で、定額外の積戻り品との代物替を行ひ、之で外貨の直下りを圖ると共に、銅商賣の利分の半ばを長崎へ差出す外、尙港内の浚渫新田の築造非常米の備蓄までしようといふのであるから、何方にも都合よろしく、なかなかよく考へたものである。それに代物替にする現物銅も、昨元祿六年は七萬兩餘分、當七年は九萬兩餘分、即ちこれを銅量にして夫々四百萬斤餘と五百萬斤餘もの賣残りがあつたといふから、その方の心配はない。<sup>②</sup>

ところで、茶屋のかうした訴願はこれが初めてではなく、更に早くからなされてゐたことは、右の訴狀の中に代物替で輸入する外貨は定數七十艘分の積戻品であるといふことについて、先年はこのことを書き上げなかつたので、若しや御不審もあるかと思つて、今度申上げると述べてゐること、又住友の「年々帳」にこの訴狀を寫すについて、筆者がその前書として、「京茶屋休嘉近年代物替望江戸長崎毎年登り下り、就中當戊ノ九月江戸ノ長崎へ參、同十月ニ於長崎ニ指上ケ申訴狀、高木清右衛門殿ニ而大坂屋仁右衛門寫取大坂屋へ登せ申候。」と記してゐることから知られる。さうすると、當局としては、未だこの案を必ずしも最良とは考へなかつたらしい。「年々帳」の筆者も右の前書によつて、「おろか成訴狀少々合點不參候得共寫置申候。」と特に斷つて

ある。それなら何處が愚かで合點が行かぬのかとなると、どうもよくわかり兼ねるが、當時銅屋自身が銅を賣り残して困つてゐるのに、その銅屋から銅を買上げて新規貿易を、始めようといふのなら、銅屋自體の手でそれをやればよいわけで、銅屋以外の者がやれば、またまた銅屋株の侵害となるから、或はさういふ點からの批判であつたのではあるまいか。

さてこの訴願の處理された経過は明らかでないが、兎に角認許にはならなかつた。ところが翌八年八月になると、江戸の町人伏見屋四郎兵衛が銅による代物替を許可された。その願書そのものは傳はらないので、詳しいことはわからない。前記茶屋の訴狀に相似たものがあつたらう。要するに銀高千貫目分銅で殘荷物の代物替を行ひ、その利益金を以つて千五百兩の運上を納め、地下へも若干配分するといふのである。<sup>③</sup>この伏見屋の訴願を前の茶屋のと比較すると、茶屋の銅二百萬斤は當時の賣直二千四十貫目であるから代物替の分量そのものが少ないのと、長崎地下への配分金の外に別に運上を納めるといふことが變つてゐるだけで、願意そのものから言へば同じである。それに茶屋が許されず伏見屋が許されたといふことは、必ずしも、右の二箇條にのみ關係あるのではなく、別に或は伏見屋が當局と何か特別の關係があつた爲ではあるまいか。寶永七年（西曆一七〇年）の「別子山村明細帳」に、元祿四年後藤覺右衛門が代官の時、伏見屋四郎兵衛が別子山

村の林山で御用木を請負うたと見えてゐることはこの場合注目される。それはいづれにしても兎に角代物替はかうして銅屋以外の者によつて實施されることゝなつた。従つて「年々帳」の筆者の茶屋の訴狀に對する「おろかなる訴狀」といふ批評は當らなかつたわけである。

かくて伏見屋は十月長崎へ下つて代物替を行ひ千五百兩（銀九十貫目）を運上として差出し、銀八十五貫目を長崎町中へ配分した。<sup>④</sup>これで相當の利を得たためであらう。今度は翌九年度分として更に一萬兩の運上を條件に銀五千貫目の代物替を願ひ出で、これまた許可された。<sup>⑤</sup>して見ると輸出銅額の大小といふことに問題はなかつたらしい。さてこの銅は勿論古來の銅屋より賣渡すので、それは銅屋の交易銅以外のものであつたが、それにしてもこれによつて古來の銅屋の銅異國賣の獨占が侵害されたことは事實である。

ところで、この五千貫目分の代物替が許可されることになる、何分相當の銅量なので、自然大阪で地銅が騰貴し、銅細工人が迷惑するといふことになつた。これに目をつけたのが、京・江戸・大阪・長崎などに居住の曾ての間吹銅賣十三人で、彼等は連合して當時の輸出向銅九百萬斤を高下なきやう中分の直段で、大阪銅吹屋より買取り、銅細工人にも銅山師にも、將又代物替商にも支障のないやうにして交易したいとて、一萬兩の運上を條件に輸出銅の一手取扱願を九年五

月提起した。即ち次の通りである。

一唐人阿蘭陀方へ買調申候銅分私共方へ商賣仕度奉願候。銅直段之義ハ中分之直段ヲ以大坂銅吹屋へ私共方へ買取り申、無高下差間不申候様ニ可仕候。然上ハ諸細工人之勝手能御座候。其上銅山仕候者共も悅申義ニ御座候得者、段々銅大分出可申義ニ奉存候。且又代物替被爲 仰付候者之障りニも罷成不申候。異國へ持渡り申候銅分凡九百萬斤程可有御座と奉存候。右之銅不殘私共商賣ニ奉願候。被爲 仰付候ハ、銅賣高九百萬斤ニ而爲御運上と壹ケ年ニ金子壹萬兩宛毎年差上御請負仕度奉願候。<sup>⑥</sup>

こゝに當時の輸出銅九百萬斤といふのは、代物替の分を合せてのことであり、代物替商もその銅は同じく銅吹屋から買ふのに、その全量を引請けながら、代物替商の障害にならないといふのはどういふ意味かわかり兼ねるが、兎に角この訴願は伏見屋の場合とは違つて古來の銅屋の交易銅そのものを引請けたいといふのであるから、それは又曾ての阿形宗智等の單に銅屋交易の肝煎として一割の口錢を取るといふのとも異なり、古來の銅屋の特權の完全な否定である。この訴願は五月の末に出されたもので、例により銅屋の愁訴によつて結局採用にはならなかつた。<sup>⑦</sup>

併し是より先正月には、既述のやうに長崎の炭屋市兵衛が毎年金子五千兩の運上を條件に輸出

銅十分の一分の間吹銅の唐人向輸出を願ひ出たこともあり、このやうな一般狀勢の下にあつては、銅屋達も次第に不安を感じ、家職擁護の爲め何等かの策を講ずる必要に迫られた。それには新訴願人は常に幕府に有利な新らしい條件で出願するのであるから、銅屋達も古來の由緒だけを楯に自分等の家職相續だけを訴へ幕府に損をさせたまゝでいつまでも過して行く譯にも行かず、對抗上どうしても何等か有利な條件を持出さねばならない。そこで彼等が考へたことは年々一定の家職相續冥加金を上納するといふことで、異國銅貿易一手願が不成立になつて間もなく、翌年閏二月泉屋吉左衛門・大坂屋久左衛門・大塚屋甚右衛門の三人が代表で御禮の爲にとて江戸に下り、長崎奉行近藤備中守のところへ出頭した節、毎年銀子三千枚即ち銀百二十九貫目、金にして約二千兩の運上を上納したいと申入れた。そこで備中守は尤もな次第であるといふので、勘定奉行荻原近江守とも協議の上、老中へも上申して聽許されることゝなつたのである。<sup>⑧</sup>

ところで伏見屋による五千貫目の銅代物替は翌十年よりは長崎町年寄の手に移つた。これは同年寄から利益金を運上として納め、その内六百貫目（一萬兩）を長崎地下へ下附されることを條件に願ひ出たからである。そして又同年長崎の町年寄で商賣方吟味役であり、銅代物替の獲得に奔走した高木彦右衛門が運上金二萬兩餘上納を條件として、船額十艘を増し、二千貫目の代物替

を許されんことを乞うて許された。これを追御定目高と言つてゐる。尤もこの二千貫目の方は俵物諸色を以つてするのであつたから、銅貿易とは別である。<sup>9)</sup>

註

- ① 一兩六十匁替とすると十萬兩は六千貫となる。又唐船を七十艘に制限したのは元祿元年、翌二年より實施された。
- ② 元祿七年七月二日附の大阪在住銅屋訴狀に去年も金七萬兩餘の銅が長崎で賣残り迷惑至極だとなり、又同年十月三日附の泉屋・大坂屋・大塚屋の訴狀には、當年金九萬兩餘の銅が長崎で賣残り迷惑してゐると見えてゐる。この金額の銅量への換算は、貞享二年九月附の大阪・堺・紀州在住の銅屋十三人の訴狀に銅高凡五百萬斤の代金九萬千六百兩程とあり、又元祿七年七月十日附の銅屋口上書に「棹銅拾六萬貫目但唐目百萬斤也、此代銀千貳拾貫目但通詞口錢引殘如此御座候」とあることから容易になされる。
- ③ 崎陽群談第二、通航一覽所收「令節錄、令條集」、長崎虫眼鏡。
- ④ 長崎虫眼鏡。
- ⑤ 長崎覺書、銅吹屋仲間由緒書、折たく柴の記。
- ⑥ 元祿九年五月附河内屋作兵衛以下十三人訴狀。
- ⑦ ⑧ 銅吹屋仲間由緒書。
- ⑨ 「長崎覺書」、「崎陽群談」、「折たく柴の記」、ナホツドの「十七日蘭交渉史」。尤も「折たく柴の記」別のところには追而御定高を元祿十一年からとし、金井俊行氏の「外國商法沿革志」も同年としてゐるが、これは十年に決定して十一年から實施したと解せばよいであらう。

## 一二 輸出銅額の決定と銅貿易特許權の停止——銅座の設置

さてしかし問題はこれだけではすまず、更に深刻となつて來た。幕府はその財政難から元祿八年(西曆一六九五年)勘定奉行荻原重秀の議を容れて、金銀貨の改鑄を行ひ、翌九年より十年に互り新舊貨幣を交換せしめたが、言ふまでもなく新貨は舊貨より粗惡である。そこにまた事が起つた。既に述べたやうに、從來でも選貨が行はれた位であるから、粗惡な新貨による取引が問題になるのは當然である。果して外人は新貨による取引よりも損失のない代物替を望んだらしい。九年度十年度の唐船貿易で代物替銅が四百數十萬斤にも及んでゐるのに、正常の自由取引銅がこゝ十年來の毎年の高より俄かに百萬斤も減つて三分の二位になつてゐるのも、この間の消息を物語るものゝやうに思はれる。<sup>①</sup>かくて銅が交換貨として重要な意味を持つことゝなり、遂に外人の希望によつたのであらう。總額一萬六千貫の輸入歳額に對し、最高額唐船方六百四十萬二千斤、オランダ方二百五十萬斤、都合八百九十萬二千斤の銅を年々輸出することに決められた。<sup>②</sup>ミュンステルベルヒが「銅は西曆一六七二年(寛文十一年)銀輸出禁止後金と共に最も重要な輸出品であり、殊に西曆一六九六年貨幣の改鑄品質低下の結果、金貨の商賣は不可能となつたため、銅は決選的交換貨となり、輸入は銅に對して交換することを得るだけの高に限定さるゝことゝなつた。」と述べてゐるなど、<sup>③</sup>即ちこれを言つたものである。尤もこれは外人側の一方的な希望だけによつて定められたのでは

あるまい。銅を輸出すること多ければ多いだけ、それだけ金銀の流出を防止出来ることになる譯で、「崎陽群談」に「唐船方御定高六千貫目阿蘭陀三千貫目、銅代物替銀高五千貫目、追御定高貳千貫目、合而壹萬六千貫目の商賣ニ相究り、此内阿蘭陀三千貫目計金五萬兩の積りにて、相残り候銀高壹萬三千貫目分不殘銅ニ而相渡候て可然との事に相究、右の銅高凡積八百九拾萬貳千斤ツ、一ケ年に相渡候積りに但阿蘭陀方三千貫目の内にも銅貳百五十拾萬斤爲  
買候積り、是ハ金子少しく相渡し可申ためなり事究り候。」とあるのは、多少誤解も含まれてゐるやうだけれども、大體に於いて當局の意圖を傳へ得たものであると思はれる。<sup>④</sup>しかも當局が輸出銅の歳額をこのやうに決定したといふことは、將來それだけの集荷の可能性を見込んだ爲で、このことは元祿九年・十年の輸出銅がこの歳額を上下してゐるのを見ると一應うなづけさうである。當時の我が國銅山の實狀はこゝで詳しく考察する餘裕もないが、唯一つ數年前新たに開發を見た伊豫の別子銅山の産銅が、この場合相當大きな關係をもつものであつたことだけは指定しておきたい。何故なら同山は元祿四年(西曆一六  
九一年)の開坑以來異常な活況を呈し、五年目の八年には早くも百萬斤を突破、九年には百五十萬斤を遙かに超え、十年には二百二十四萬五千斤餘、十一年には最高二百五十三萬五千斤餘にも及ぶといふ成績であつたからである。<sup>⑤</sup>

さてこの輸出銅の定額決定は、新井白石の「折たく柴の記」に、元祿十年のことゝ見えるが、

その實施は翌年からであつたのであらう。ナホッドは之を元祿十一年からのことにしてゐる。<sup>⑦</sup>ところでこのやうな貨幣に代るものとして輸出銅額を決定した上は、當局としてはその體面上からも是非とも定額を集荷することが必要となつた譯で、こゝに輸出銅は特殊な意味を持つことゝなつた。爾來輸出銅を御用銅の名で呼ぶやうになつたのはその爲で、このことは銅貿易史上劃期的な事實である。<sup>⑧</sup>

それにしても總計八百九十萬二千斤といふ定額は相當の量であるから、これを今後年々不足なく輸出するといふことは必ずしも容易なことゝは言へず、そこに一つの問題が生じた譯である。すると又拔目なくこれに目を附け定額銅輸出の一手請負を願ひ出るものが現はれた。それは江戸の桔梗屋又八・岡久左衛門・納屋長左衛門で、十一年より向ふ七年間毎年棹銅で金一萬兩、間吹銅で金六千兩、合計一萬六千兩の運上納入を條件として、遂に許可を得た。かくて十年九月廿九日には大阪通過の長崎奉行近藤備中守より銅屋一同に對して其の旨の通達があつたが、こゝに至つて、さしも久しい銅屋の銅異國賣の特權も始めて停止の運命に陥つたのである。<sup>⑨</sup>勿論これについては例によつて事前に銅屋の愁訴があつた筈で、住友良慶の「先祖聞傳書」に、元祿九年か十年頃桔梗屋又八の銅賣一手願訴願の際、長崎奉行より照會のこともあるかと、南蠻吹傳授に關し大阪吹

屋中より蘇我壽濟に納めた證文を差下し、それが間違つて紛失したといふことを記してゐるのは、即ちその間の消息の一端を傳へるものであらう。しかし當局が一手請負にする方を確實と考へ、又運上収入も多いとあつて見れば、これを阻止出来なかつたのも亦已むを得ない。

ところが、實際にやらして見ると、資金調達の不如意から、銅の調達がうまく行かず、遂に銅屋に對し、今年のところは従來通り銅屋の中三、四人から長崎へ銅を差下し、又八立會で異國人へ直組し、又八の名義で賣渡すといふことにして貰ひたいと申入れた。しかしこれは運上金負擔の點に問題が残し、又俄かの變革で銅屋達の資金繰りにも見通しのつき兼ねるところがあつたので、銅屋達は承引しなかつた。資金繰りの見通しがつかないといふのは、銅屋は毎年上方輸入商が長崎へ下す外貨買入金のを替方を引請け、彼地での銅代金で拂ふやうにしてこの爲替の金を棹銅調製資金に充當することにしてゐるのに、今年は何分初めての企てのことゝて、諸商人が危んで爲替を組むまいから、今迄通り大量の銅を調製出来ないといふのであつて、このやうに棹銅の調製といふことが輸入商の外貨買入資金と密接に結びれてゐるといふことは、甚だ注目すべきことである。其後又八より銅買入直段につき交渉があつたが、何分下直の爲めまともならず、遂に又八より大坂町奉行へ斡旋を願ひ出たので、保田美濃守が中に入り、銅屋に對して、「今のやうな

ことでは長崎表の異國取引に支障を來すから、御奉公と存じ滞りなく銅を賣渡せ」とのことであつたので、已むなく前年の大阪での棹銅賣直段(百斤に付九十二匁六分三厘四毛)で賣渡すことに願ひたいと申出た。<sup>⑩</sup>その結果恐らく銅屋の申出が容れられたのであらう、十一年度は兎に角定額の輸出を完了し得たやうである。<sup>⑪</sup>しかし桔梗屋等は當初の思惑がはげれたらしく、翌十二年度からの請負を願下げにして仕舞つた。かくして同年五月には再び従前通り銅屋達より銅を異國へ賣渡すことを命ぜられたのである。<sup>⑫</sup>

かくて特權は一年の後に回復されることゝなつたものゝ、銅屋達にとつても定額銅の長崎廻送は矢張り容易なことではなかつたらしい。別子銅山の産銅が十一年度・十二年度共に二百五十萬斤を超えるといふ好成績であるのに、足尾始め他の銅山が不振であつたのであらう、十二年度の輸出銅は七百四十八萬六千四百三十五斤といふふう<sup>⑬</sup>に定額よりは餘程少い。それも昨年度から始まつた鉸銅の外古地銅まで加へてのことである。しかしこのやうになつたといふことは實を言ふと、もともと八百九十萬二千斤といふ定額決定に無理があつたからでもあつた。何故なら九・十・十一の三箇年に互つて年々八百九十萬斤前後の銅を輸出し得たといふけれども、それはその年々の産銅に從來の滞貨を相當量差加へたればこそそのことで、必ずしも年々それだけの産銅が確保さ

れてのことではなかつたからである。そこに當局の違算があつた譯で、その間の事情は元祿十三年(西曆一七〇〇年)十月銅屋達から大坂町奉行へ提出した覺書(14)に

異國賣銅高之儀、前々ハ壹ケ年ニ四五百萬斤宛相渡申ニ付、毎年長崎ニ賣殘シ、此銅段々相重り、去ル(八)亥年ニハ六百萬斤餘殘可申積り之處ニ、其年銀高千貫匁之代物替之被爲

仰付、依之渡高百萬斤餘相増申故、此年殘五百萬斤御座候。且又翌子年(九)ハ代物替五

千貫匁ニ加増被爲 仰出候ニ付、此代り銅五百萬斤程宛入用、都合八九百萬斤之渡り高

ニ罷成候得共、亥年残り大分ニ所持仕候故、其餘計ヲ以(十)寅年迄者無御手支仕來候。然所

寅年之賣殘纔ニ罷成候上、錢座等出來、彼是ニ而銅引方多ク御座候。

とあることによつて知られるであらう。

かういふ次第で、十三年度の見込は前年より更に百五十萬斤程も減ずるといふことであつたら、長崎奉行は甚だ憂慮して、銅の生産購入並に長崎免稅等について積極的に配慮するところがあつたが、結果は豫想以上に減り(15)鍔銅・古地銅の外更に丁銅・間吹銅をも加へ、漸く五百十二萬六千四百十五斤といふ有様であつた。(16)「崎陽群談」に「唐阿蘭陀方一ケ年商賣銀高壹萬六千貫目ニ候處、右の銀高ニツリ合候程一ケ年の出銅無之、廻銅減し候ニ隨ひ商賣銀高も年々ニ減し來り、

荷物買留高少く成來り、夫故諸物の價次第に高直ニ成候上、諸色の高直ニもつれ旁ニ而入札直段せり上候而唐人前元直段年々高直ニハ罷成候。」とあるのはこの間のことを言つたもので、當局の焦心が察せられ、かういふところへ江戸の町人堺屋五郎右衛門等五人から今年新山の産銅で貳百萬斤分を長崎へ廻送して御役に立て、その代りに明年より十年間銅商賣を許されたい旨を願ひ出したので、幕府は取敢へず廻送情況を見た上で認許を決することにした。<sup>(17)</sup> 既に桔梗屋の一手賣を認めた程の幕府であつて見れば、定額銅確保の爲には特權など最早問題にならない。

しかし二百萬斤では尙充分と言へず、其上當初の計畫は遲滯して成績思はしくなかつた。そこで氣を揉んだ幕府は十四年新たに銀座の加役として大阪に銅座を設け、銅吹屋を悉く之に直屬せしめて、銅の集荷製鍊輸出一切を管轄支配せしめることとした。<sup>(18)</sup> その結果銅吹を兼ねない單なる銅輸出業者は廢業の已むなきに至つたし、銅吹兼業者も最早直賣權を停止されることゝなつたのである。銅輸出業者は初め銅吹を兼ねた者が多かつたが、次第にその數を減じ、銅座設置當時は僅かに泉屋二軒・大坂屋・大塚屋・熊野屋の五軒に過ぎなかつた。それだけにこの銅座の設置は銅貿易史上劃期的な事實である。<sup>(19)</sup>

註

- ① 寛文三卯年々々唐船買渡銅高帳。
- ② 「折たく柴の記」「崎陽群談」、ナホツドの<sup>十七世紀</sup>日蘭交渉史」。
- ③ 「長崎市史」の矢野博士稿による。但し銀輸出禁止を寛文十二年としてゐるのは誤りである。又貨幣改鑄をたゞ元祿九年とのみ言ふことも妥當でない。
- ④ 「崎陽群談」の敘述では銅はもともと唐船にのみ當てられたやうであるが、追御定高二千貫は俵物替であるから、之を除いた唐・蘭輸入高一萬四千貫目に對するものと解すべきである。
- ⑤ 「寛四辰年々々長崎銅下り高」によると九年に八百八十四萬七千五百二斤、十年は八百九十萬六千二十三斤、又「寛文三卯年々々唐船買渡銅高帳」の唐船分とナホツドの記す蘭船分との合計によると、九年は八百六十六萬九千七百六十八斤、十年は八百九十萬八千七百七十八斤である。
- ⑥ 別子銅山公用帳。
- ⑦ 「銅方之諸事留帳」や「銅吹屋仲間由緒書」に元祿十一年から長崎に長崎會所といふ役所が出来、銅屋より唐人に賣渡す銅代もこの會所へ請取るやうになつたと言つてゐることや、桔梗屋又八の銅輸出一手請負が十一年から始まつたこともこれを傍證するものであらう。由緒書に十二年としてゐるのは「折たく柴の記」を誤解したものと解される。
- ⑧ 「銅吹屋仲間由緒書」に見える元祿十年十二月附の翌十一年度の定額銅集荷の口上書に既に「異國賣銅萬一相調不申御用之御差支ニも相成候時者」とか「御用之御儀ニ御座候得者」などの文句が見える。
- ⑨ ⑩ 銅吹屋仲間由緒書。
- ⑪ 「寛文三卯年々々唐船買渡銅高帳」によると十一年度の唐船分は六〇八二三九五斤、又ナホツドによると同年の蘭船分は二九三七九〇〇斤、都合九〇二〇二九五斤である。何故唐船分と蘭船分とがそれぞれの定額に對して出入あるのか不審である。尤も二書の數字は他の年次について「寛四辰年々々長崎銅下り高」と一致せず是亦不審である。「崎陽群談」のこれに關する記述には誤解があるやうである。
- ⑫ 銅吹屋仲間由緒書、折たく柴の記。
- ⑬ 「寛文三卯年々々唐船買渡銅高帳」及びナホツドの<sup>十七世紀</sup>

日蘭交渉史」尤も「元祿十四巳年ヨリ銅座留帳」による  
と、元祿十二年度の輸出高は七百三十二萬二千六百二十二  
斤餘、十三年度のそれは五百九萬八八百九十三斤餘で更に少  
く一致しない。

因に「元祿十四巳年ヨリ銅座留帳」所載の元祿十二年度  
輸出銅額並に明細を掲げよう。

元祿十二年卯唐人阿蘭陀に賣渡申棹銅本割代物替共覺

一百八拾三萬五千百拾貳斤三步 春船廿艘

但直段百斤ニ付百拾貳匁替内五匁口錢引

殘テ百七匁ツ、

本割

一四拾壹萬四千五百貳拾斤 右ノ内拾五艘

一代物替分九拾三萬四千五百七拾九斤半 右同斷

一本割分拾五萬八千九百拾斤 右ノ内五艘

一代物替分三拾貳萬七千七百貳斤八步 右同斷

ノ

一百八拾六萬五千貳百貳拾九斤七步六五九 夏船

但直段百斤ニ付百拾貳匁替之内五匁口錢引殘テ百七匁ツ、

一本割分九萬九百七拾斤 右ノ内三艘

一代物替分九萬三千四百五拾七斤九步四 右同船

一願賣分四萬七百五拾斤 右同船

近世前期に於ける銅貿易と住友

一本割分九萬五千六百拾斤 右ノ内七艘

一代物替分拾三萬八千九百六斤五步四壹八 右同船

一本割分四拾貳萬貳千九百四拾六斤半 右同船

一本割分四拾貳萬貳千九百四拾六斤半 右ノ内拾八艘

棹三拾壹萬四千六百六斤 右ノ内拾八艘

内 較九萬六千貳百六拾斤

間吹壹萬貳千八拾斤半

一代物替分九拾八萬貳千五百八拾八斤七步八四壹

右同船

右同船

右同船

一百三拾七萬貳千貳百八拾斤九步 秋船貳拾壹艘

但秋船賣貳拾壹艘參候得共右内四艘へ諸色買調銅者少も賣

渡し不申候

一百卅六萬六千七百八拾斤九步 右ノ拾七艘へ

一棹銅百貳拾八萬九千七百廿斤

但直段百斤ニ付百拾貳匁ノ内五匁口錢殘百七匁かへ

一鑊銅六萬五千四百八拾七斤四步

但直段百斤ニ付百七匁かへノ内五匁口錢殘百貳匁かへ

一間吹銅壹萬五千五百七拾三斤半

但右同斷

近世前期に於ける銅貿易と住友

一 棹銅五千五百斤

右拾七艘へ

但右同斷此銅ハ右拾七艘ノ唐人ハ五千五百斤分之代銀出船之時分殘シ置出船以後下着候銅唐通詞方へ相渡ス

一 貳百五拾萬斤

阿蘭陀へ賣

但此内貳拾五萬斤ハ預ケ置辰年返弁仕替也

一本割分百七拾九萬八千貳百四拾五斤六歩一四〇四

但直段百斤ニ付百拾四匁かへノ内三匁口錢引殘百拾壹匁

かへ

一代物替七拾萬千七百五拾四斤三歩八五九六

但右同斷

七百五拾七萬貳千六百廿貳斤五歩六五九 (九ノ誤カ)

⑭ 「從元祿五年七月 鑛業諸用留」の元祿十三年十月二十九日附

「異國向銅賣直段高直繩成候品御吟味ニ付様子申上候覺」。

⑮ 「從元祿五年七月 鑛業諸用留」元祿十三年二月十六日附泉屋

吉左衛門・大塚屋甚右衛門宛長崎奉行所藥師寺又三郎書狀

並に同年七月九日附右町奉行宛泉屋吉左衛門書狀。

⑯ 註⑬に同じ、尤も「元祿十四巳年ヨリ銅座留帳」による

と、元祿十三年度の輸出銅高は五百九萬八千九百九十三斤餘で

更に少い。

⑰ 「從元祿五年七月 鑛業諸用留」元祿十四巳年ヨリ銅座留帳、  
至全十三辰十月

元祿十四年七月十八日條。

⑱ 元祿十四巳年ヨリ銅座留帳、折たく柴の記。

⑲ 元祿十一年桔梗屋又八の一手賣の際は銅吹屋だけからではなく、一般銅屋からも彼に銅を賣つたので、このことは「銅吹屋仲間由緒書」に明瞭に見えてゐる。そして桔梗屋の一手請負廢止後銅屋の特權が回復されたことも、同由緒書に十三年塩屋八兵衛の株が京都の分銅屋七兵衛に譲られたことを記してゐることから知られる。ところが「元祿十四巳年ヨリ銅座留帳」には十三年度の長崎下棹銅五百二十二萬九千五百八十五斤の中四百九十五萬千八百八十五斤は大吹屋共より下し、他の二十七萬七千七百斤は銅屋の外諸商人より買下したとあつて、大吹屋以外の一般銅屋は實際には關係してゐない。何故かういふことになつたのかは不審である。尙銅座設置の際の大吹屋は五人といふが、泉屋理右衛門は當時泉屋吉左衛門の宅に同居して本家の經營に參與するといふ形で、他のやうに獨立した銅吹屋ではなかつた。

### 一三 銅座の廢止と大阪銅吹屋

ところが、銅座を設置して見てもこれを結果的に見ると、銅の集荷成績は必ずしも芳しくない。爾後正徳元年(西曆一七二一年)に至る十一年の間輸出高は多くは五、六百萬斤臺で、七百萬斤を超えたことは三回到過ぎない。殊に寶永七年(西曆一七一〇年)は五百六十萬斤足らずで、例年よりは餘程少く、幕府はこの年十一月長崎奉行に對し、長崎への廻銅不足の旨を唐人・蘭人に告げて納得させ、荷物を積戻るか、他の代物替にするか、それとも荷物を長崎へ預けるか、いづれかを選ばせるやうにせよと命じた程であり、<sup>①</sup>その翌正徳元年などは輸出高四百三萬五千斤であつた。この年、大阪へ買入銅(荒銅)高六百十萬八千五百斤であつたが、そのうち二百八萬二千二百九十二斤は中川六左衛門及び銅座・銀座の直買分で、吹屋の買入銅は四百二萬六千二百斤であつた。そして御用銅として吹屋より銅座へ賣渡した棹銅は二百三萬五千斤であり、吹屋が賃吹した中川の直買分と吹屋より中川に賣渡した棹銅六十二萬斤餘、合せて棹銅二百萬斤は中川が請負つた分である。<sup>②</sup>これは初め銅座が本年は四百五十萬斤を廻送する豫定であつたところへ、中川が不足分を請負ひ出で、結局銅座へ來るべき分が中川の手落ちたからであるが、兩者の競買によつて銅價は騰貴し、中川

は損をしたらしい。「折たく柴の記」にこの間のことを次のやうに述べてゐる。

十四年辛巳に至て、銀座の輩に、銅座の事を兼しめられ、諸國に産する銅を買得て、長崎に運送すべき事を仰下さる。されど、又年々に銅の數たらずして、交易行はれず。外國の人歸るべき期を過て、年を越すには至りたるなり。其事の御沙汰ありて、銅運送すべき事承りし銀座のものどもに催促しぬれど、諸國の銅山より産する所、年々に減じて、其價騰り貴く、其價を増し加へらるべしなど申す事にて事ゆかず。正徳元年辛卯に至て、銀座の者ども、銅四百五十萬斤をば運送すべき由を申す。其數足らざらむ所をば承るべしと望申すものありしかば、中川六左衛門といひし商人也望む所をゆるされしに、銅の價なを騰り貴くなりて、これも其利をうしなひて事ゆかず。我國にて用ゆべき所の銅も用たらず。明れば二年壬辰の二月に至れども、銀座のものども運送すべきと申せし所の數にもたらざる所、百五十萬斤なれば、云云

そこで幕府は又々方針を改め、正徳二年三月中旬には銅座を廢止して再び民間人に銅輸出を委ねることゝした。これに就いて「折たく柴の記」には、「三月十七日、銀座のものに兼ねしめられし銅座の事を停められ、同十九日に、大坂吹屋のもの共に、此事を仰下されぬ。」と見えてゐ

るが、この記述には後の事實が織り込まれてゐるやうで、實際は當初から必ずしも直ちに大阪の銅吹屋とのみ決定した譯でもなかつたらしい。といふのは、この新方針の通達を受けた大坂町奉行所では、取敢へず二十六日より大吹屋たる泉屋・大坂屋・大塚屋の三軒に就いて、曾ての銅商賣の仕方なり、今後の見通しなどを調査したが、その間の経緯を記した「銅方之諸事留帳」には、「誰ニ而も勝手次第銅買調差下候様ニ被仰出候」とか、「此度之義ハ銅吹屋之外素人ニ而も銅請負長崎廻可致者有之候哉否御吟味在之筈ニ候」などいふ記事が見えてゐるからである。そこに幕府當局が輸出銅の集荷に如何に焦心してゐたかゞ窺はれる。<sup>③</sup>

併し大坂町奉行所の意向としては、從來物慣れた銅吹屋でさへむつかしいといふのに、他の者ではとても覺束ないから、矢張り銅吹屋に請負はすべきだといふ譯で、先づ吹屋達の意向を徴し、其間又曾ての銅屋であつた、銅屋あかしねや・塚口屋・泉屋兩分家にも照會するところがあつた。ところが銅吹屋達の意向は、近年銅の産出が少く、銅價が騰貴してゐるところへ、去年中川六左衛門と銅座との競買になつてから一層甚しく、銅相場が棹銅百斤に付銀二百目もするのに、輸出直段が唐人向百十四匁二分、蘭人向百十五匁九分といふ状態では、輸出はとも引合はないから、銅高を決めて請負ふといふことは出来ないといふことであり、この點は舊銅屋も同じで、唯彼等ほもし

銅座設置以前のやうに古來の銅屋より輸出するやうに命ぜられる場合は、その人數に加はりたいと申添へた。<sup>④</sup>

これでは事はなかなかむつかしく、當局の處置が注目されるが、三月晦日になつて奉行所より大吹屋三軒と小吹屋四、五人に呼出しがあり、奉行北條安房守が直接彼等銅吹屋に對し、長崎貿易擔當の老中大久保加賀守の仰せで自今大阪銅吹屋共より長崎へ銅を差廻すやうに、といふことであるから、左様心得よと口達した。驚いた銅吹屋側では、取敢へず大坂屋久左衛門が一同を代表して、(泉屋は當主吉左衛門が銅山拜借金のこと、江戸滞留中なので手代の清兵衛が出頭した。

大塚屋も當主が有馬入湯中で手代嘉兵衛が出頭した。)當時國內での銅の相場が高直となり、長崎賣直段とは格別の相違で、大分の損失となるから、御受出來兼ねる旨を申出たところ、尤もの次第だが、御用が差支へるから是非御請するやうに、其方等の斷りは當地では聞届け難いから、急ぎ江戸へ下つて所存の趣を申述べ、御用に支障を來さぬやうにせよとのことであつた。そこで早速大坂屋に、奉行の指示で丸銅屋次郎兵衛と平野屋忠兵衛とが小吹屋の代表として附添ひ、北條安房守の江戸在勤有司即ち長崎奉行・大坂町奉行及び勘定奉行宛の狀箱をもらつて、四月三日大阪出立、同十二日江戸に到着し、早速翌日泉屋吉左衛門が加はり、四人で關係有司の許へ出頭

して、銅方御用の件につき参府した旨を届け、託された状箱を差出した。

かくてその夕頃四人は佐久間・久松兩長崎奉行の許へ呼寄せられたが、この唐突の参府の上に、豫め口上書を出すこともなく、直ちに店頭したことについて、當局は立腹の態である。併し四人から一通りこゝに至つた経過を聞き、銅屋達が今後の處置について眞剣に考へ、貿易季節が差迫つた今日、一刻も早く所存の程をも申述べて、事の解決に資したいとの意圖であることを知つて、一應心解けたやうである。即ちその際の銅屋の陳述には次のやうな一節が見える。

私共義此度之御用御受負可仕とて罷下りたるニ而ハ無御座候ゆへ、其一通りヲ口上書相認候義心易御義御座候得共、私共退候而ハ、當分他へ可被仰付者不相見候。縦何方へ被仰付候由も、大坂ニ而銅吹出候ハ銅屋共ニ而御座候。然者最早長崎へ銅差下可申時節趣銅座被召上候ニ付、是ハ以之外御差支と奉存候ニ付、道中すからも此度之御用弁候義如何様ニ被遊たる物ニ而可有御座敷と、乍不及相考罷下候。御書之義早ク差上候ハ、縦私共口上書差上不申候内(にも)もニ、御尋之義可有御座候間、可申上と奉存、口上書今日差上ケ不申候由申上候。

何と言つても、事は銅屋の死活問題であるから、請負ひ兼ねると言つたところで、直ちに年來

の家業を廢するといふやうな簡単な意味ではなく、解決の鍵が結局彼等自らの手中にあることは充分自覺してのことであり、當局も亦銅屋を離れて今俄かに今後の方策を立てやうもない。なかなか微妙なところである。ところで奉行は矢張り所存の程を書類にして呈出せよと命じたので、十六日これを提出した。その要點は大體次のやうなものである。

一 近年出銅が減少して、銅價が次第に騰貴してゐるところへ、昨年は銅座と請負人中川六左衛門との競買になつた爲め、いよいよ銅價が昇つて、今では大阪で百斤二百目程の相場となつてゐるから、この高直の銅を買入れて長崎へ廻したのでは夥しい損銀となる。

殊に去年以來の右の高直の様が既に諸國へ聞え、銅山師等は其の考で銅を用意してゐること故、今急に直段を引下げて買取るやうなことをすれば、山師の損失となつて、何かと差支るので、自分等の所存通り銅を買入れる事はむつかしく思はれる。

一 銅買入方を一手に命ぜられるならば、御威光で下直になると思ふが、近年諸色高直のため原價が高くついてゐるから、銅山師の利益になるやうにせなければ、結局銅の出方が劣ることとなる。

一 以前私共が自由に商賣してゐた仕方に命ぜられるならば、大阪で銅價の低い時分を見計

ひ、銀子の才覺に應じ買調へて差廻すやうにするが、それには元手銀が手支になるかと懸念される。

一又銅屋が廻銅を擔當する場合は、銅高が不足する虞れがあるので、今後は異國向の銅は長崎奉行に於いて買上げることとされてはどうか。さうすれば銅吹屋は元手銀の手支がなくなつて都合がよい。

しかし奉行は十九日になつて種々當局の所見を述べた後、長崎奉行が銅を買調へるといふことを拒否し、更に銅屋の意見を求めた。この時の奉行の言葉に「惣而此節外之當り障りを存候而所存を残し候義無用ニ候。其方共々外ニ銅之道を存候者無之候間、存寄不殘可申出候。」とか、「銅之道存候者さへ積り違可有義ヲ、我々共積り候而相可申ものニ候哉。畢竟我々相考候々ハ其方共之考か當り候方へ近ク候。然者其方共之積りを聞申さてハ了簡成かたく候。」などゝあるのは、當局の偽らぬ告白で、この問題の解決に銅屋が如何に重要な立場にあつたかよくわかる。

さて、銅屋達は奉行の要求に基き、口上書を以つて、本年長崎廻着銅の豫想は三百五十萬斤なること、又銅調へ方については、大阪での棹銅の仕入は百斤の代銀百五匁でなければ引合はぬのを、特に百斤に付銀百四十匁で買取り、此の銅船積次第當局より代銀の支拂を受け、その差額の

三十五匁は當局より補償を受け、殘銀の百斤に付百五匁分は長崎での賣渡代銀を以つて返納することにしてはどうかといふ案を出し、しかしそれも廻銅高を極めて請負ふことは出来兼ねるし、また不時の差支も出来て當局の意圖に反することがあつても如何と思はれるから、矢張り長崎奉行買上案に願ひたいと申述べた。ところがそれからどういふ経過を取つたのか、其の間の事情は明らかでないが、五月十九日になつて、佐久間・久松兩奉行から口達があり、長崎廻銅の儀はいよいよ其方共に申付けるから、五百萬斤廻送するやう奔走せよ。委細は大坂町奉行所へ言つてやるから、大阪で申渡しがある筈とのことである。之に對し銅屋達から三百五十萬斤さへ覺束なく思ふのに、五百萬斤の廻送は出来難い。又銅代銀渡方の儀は如何になるかと尋ねると、五百萬斤の調達が困難といふことは尤もの次第だが、この高を異國人商賣に割付けたから、先づ五百萬斤といふ目標を立て、不足の分は異國に銀子を渡す考である。これで其方共の銅調達方の苦勞も少くなるだらう。又銅代銀のことは手支ないやう大坂町奉行所へ言つてやるから、出来れば五百萬斤以上も調達するやうにせよ、とのことである。次に又中川六左衛門が請負を願つてゐる百萬斤はどうなるかと尋ねると、其方等が一手に調達するやうにしなければ差支へるといふことだから、これを停止するといふことである。

そこで翌日四人が勘定奉行と在府大坂町奉行へ歸阪の挨拶に出頭し、泉屋吉左衛門だけは拜借金のことがあるから殘留すると届出たところ、勘定奉行荻原近江守は長崎廻銅の御用向が大切であるから、吉左衛門も歸阪し、拜借金の方は廻銅の用務が済んでから改めてせよとのことである。當局が如何に長崎廻銅を重視したか知られる。

かくて一同は長崎奉行より大坂町奉行宛の状箱を託されて六月三日大阪へ歸着(泉屋吉左衛門は遅れた)、即日その旨を届出で、翌日銅吹屋中揃つて奉行所へ出頭して、委細の報告書と共に託された状箱を差出した。かくて北條安房守の前へ呼出され、老中大久保加賀守の仰せにより長崎廻銅いよいよ大阪銅吹屋共へ命ずることになつたから、廻送高凡五百萬斤と心得出精するやうにとのことである。そこで銅屋一同も、何分長崎御用は大切な事であり、且又自分等の家業の事だからといふので、愈々命を奉ずることになつたが、それについて二つの條件を持ち出した。

その一、江戸で御願して置いたのに何の御沙汰もないが、矢張り棹銅百斤に付銀三拾五匁の補償銀を戴きたい事。

その二、御用銅仕入元手銀に就いても、江戸で御願して置いたのは違ひ、以前銅座へ御渡しになつた格で長崎で御渡し下さるといふことであるが、せめて今年だけは當大阪で

棹銅吹立舟積次第銅十萬斤に付銀百貫目宛の積りで御渡し下され、右の銅を長崎で賣渡

した代銀の内から返納するといふことに願ひたい。

これでいよいよ事は決定し、十二年振りで銅貿易は再び民間人の手に歸つた譯である。<sup>⑤</sup>尤もさうは言つても、今度の銅貿易業者の顔觸れは銅座設置前とは非常に變つてゐる。それは銅座廢止當時その支配に屬してゐた十七軒の吹屋に限られた。<sup>⑥</sup>従つて以前のやうに貿易專業者や大阪以外の居住者などはなく、すべて大阪在住の銅吹兼營者で、以前から繼續したものは大吹屋たる泉屋・大坂屋・大塚屋と熊野屋(尤も當時は小吹屋)の四軒に過ぎない。それに今度は以前のやうな純然たる自由貿易とは言へず、輸出銅高に五百萬斤といふ責任額があり、その點一種の統制を蒙つたのである。そこで彼等は責任額を果す必要から、荒銅の購入と棹銅の調製にも全體としての運営を圓滑ならしめる爲め、新たに千貫割の法といふものを定めた。即ち次の通りである。

銅吹屋拾七人千貫割

一銅九拾五丸

大坂長堀茂左衛門下  
古來銅吹屋

泉屋吉左衛門

一同九拾丸

同西横堀炭屋町  
右同斷

大坂屋久左衛門

但 此内五丸大坂や三右衛門へ分遣候故八拾五丸へ割方相減候

一同七拾三丸 同瓦屋町壹丁目  
右同斷

大塚屋甚右衛門

一同七拾三丸 同西横堀炭屋町古來銅吹屋丸銅や仁兵衛弟  
正保元年申十一月日本用銅小吹屋

丸銅屋治郎兵衛

一同七拾三丸 道頓堀釜屋町萬治三年庚子年日本用銅小吹屋  
但今橋平野や利兵衛が出ル

平野屋忠兵衛

一同七拾三丸 道頓堀新難波中之町元祿十四巳年同斷  
但銀座長尾七郎右衛門親類之由

富屋藤助

一同七拾九丸 同斷 寛文五巳年同斷  
但奥州南郡中村之産ニ而多田銀山が出ル

多田屋市郎兵衛

一同七拾九丸 道頓堀湊町寛文十二子年同斷  
和州十市郡之産ニ而古來銅吹屋平野や清右衛門が出ル

平野屋三右衛門

一同七拾九丸 同所元祿五申年同斷 和州十市郡之産ニ而平野や三右衛門親類

平野屋きん

一同五拾四丸 紀州和歌山住宅大坂ニ出店道頓堀新難波東の町承應年中銅吹屋  
但古來銅吹屋熊野や彦三郎同家延寶三卯年異國賣銅屋株立

熊野屋彦太夫

一同四拾貳丸 大坂道頓堀湊町元祿九子年同斷  
但和歌山十市郡之産ニ而平野屋三右衛門親類

平野屋市郎兵衛

一同四拾九丸 道頓堀釜屋町寶永四亥年同斷  
但大坂や久左衛門別家

大坂屋又兵衛

一同三拾九丸 道頓堀新難波東ノ町元祿十四巳年同斷  
但熊野屋彦太夫別家

熊野屋徳兵衛

一同三拾九丸 道頓堀釜屋町正徳元卯年同斷  
但富屋藤助別家

富屋伊兵衛

近世前期に於ける銅貿易と住友

一同三拾三丸

同所正徳二辰年と同斷  
大坂や久左衛門別家

大坂屋三右衛門

但大坂屋久左衛門が五丸分遣候故三拾八丸之割方ニ相増

一同三拾三丸

同所延寶四辰年と同斷 但川崎屋茂兵衛吹商賣を讓請元  
祿之末寶永年中の吹方致候依之最初の年數を以如斯

川崎屋平兵衛

一同三拾三丸

道頓堀湊町正徳元年の同斷  
但古來銅吹屋平野屋清右衛門手代小左衛門弟ニ而元祿七戌年  
湊町新庄屋清右衛門致吹屋守治郎兵衛と申候清右衛門ハ紀昃野  
銅山相稼候故右住所ニ吹揚を立足減之試吹致吹屋へ賣拂來候野  
清右衛門紀昃へ引越則治郎兵衛町向相勤居申候其後治左衛門改  
吹商賣ニ取掛正徳元年卯十一月右屋數致買得候ニ付如此

吹屋治左衛門

今これを見ると、大吹屋と小吹屋との差額が甚だしく、不審に感ぜられるが、これは手山銅を除いて一般市場の入札購入銅に就いてのことであつたらしい。

ところで、一方幕府側は、責任輸出銅高を決定して強制的に請負はせただけに、銅屋の業務運営に對し特別の考慮を拂ひ、便宜を供與するところも多かつた。例へば銅屋達は六月六日に長崎への銅廻送船には、海上浦々での停滞なきやう「御用」の文字を記した小旗を建てること、又現在銅問屋にある地銅を至急入札し、尙爾後の廻着銅も滞りなく賣出すこと、尤もこれについては銅吹屋以外には猥りに賣らさず、已むを得ない場合は吹屋にとわるといふやうに、諸事支障を來さぬやう銅問屋に命ぜられたといふことなど願ひ出ていづれも翌七日聽許され、翌々八日に

は當局より銅問屋に對し銅の廻着及び毎月の銅の請拂の吟味は以後吹屋へ申付けたから、吹屋へ届出るやうにとの申渡しがあつた。次いで十七日には前に願ひ出てあつた、銅代銀の大阪前渡しの場合も、江戸よりの指令によつて認許の旨傳達があり、廿六日には廻船年寄に對し廻船で何方へ銅を積下す場合にも必ず銅吹屋へ通達すべき旨の申渡しがあつた。これは大阪への廻着銅を猥りに他所へ積出さない爲である。また同二十八日には大阪町々へ重ねて諸國よりの廻着銅は早速吹屋へ届出で、又銅を隠匿したりメ賣することを禁ずる旨の觸が出され、越えて九月にもまた隠匿メ賣禁止の觸が出された。此等によつて當局が銅屋の業務遂行に對し如何に熱意ある支援を與へたかゞ知られるであらう。かくて銅屋達は當正徳二年度は日數の少いに拘らず、彼等の當初の豫想通り三百五十三萬四千二百十三斤の輸出を行ひ得たのである。<sup>⑦</sup>そして又この間正徳三年五月十五日には、去年聽許を得て銅廻船に「御用」の文字を記した小旗を建てゝあるが、文字だけでは遠方から見分け難いから、今後は「日の丸」印の小旗に仕替へたいと願ひ出たのに對し勝手次第に用ひよ、尤も日の丸の上に「長崎御用銅」と書き記すやうにと簡單に許可されたし、翌四年正月には去年・去々年兩年の異國賣銅の損銀五百九十八貫三百三十七匁貳厘を補償すると通達があつた。従つて銅吹屋の當初の願は悉く叶へられた譯で、當局の長崎廻銅に對する熱意の尋常でな

いことがよく窺はれる。

しかし年々五百萬斤の廻銅といふことはさう容易なことではなく、當時の貿易には種々考慮すべき問題があつた。そこで幕府は新井白石の建議に基き、正徳五年の春貿易法を改め、輸入歳額を唐船六千貫、蘭船三千貫合計九千貫目、船數を唐船三十艘、蘭船五艘とし、これに對する輸出銅を唐船方三百萬斤、蘭船方百五十萬斤合計四百五十萬斤に縮少し、尤も四百五十萬斤とは一つの標準で、長崎表廻銅高を四百萬斤より四百五十萬斤までとし、實際の廻銅高を右の割當に準じて相渡すこととしたのである。唐船には別に俵物などの雜物替を託した。これが所謂正徳の新例で、銅貿易はこれより更に新たな段階に入るのである。

註

- ① 「通航一覽」卷一五八、令條留。
- ② 寛四辰年々々長崎銅下り高。
- ③ 以下特別の註記なきものは「銅方之諸事留帳」による。
- ④ 「年々諸留留」正徳二年三月廿六日附銅屋以下舊銅屋口上書。
- ⑤ 以上「銅方之諸事留帳」及び「銅吹屋仲間由緒書」、又以下特別の註記なきものは「銅吹屋仲間由緒書」による。
- ⑥ 銅吹屋は銅座設置の時より次第に興廢があつた。
- ⑦ 寛四辰年々々長崎銅下り高。

以上論述したところ稍々多岐に互つたが、これによつてとかく明瞭を缺く嫌ひがあつた近世前期の銅貿易問題は可成り明瞭になつたかと思ふ。従來は大阪の銅吹屋並に銅貿易商の株の成立過程とその兩者の關係が明確でなかつたため、とかく誤解を生じ易く、又その活動が捕捉されにくかつたが、それが一應解明されることになつた。又従來知られてゐた事柄でもその内容を著しく具體的ならしめ得たし、その他別に從來全く知られてゐなかつた幾多の新事實を紹介した。

かくて此等を通じて知られることは、先づ近世の銅鑛業と銅貿易との特殊な關係で、當時の銅鑛業は結局貿易によつて支持され、貿易の盛衰が直ちに鑛業の盛衰を左右したのであり、且つ銅貿易商は又多く南蠻吹の銅精鍊業、時には更に銅山業をも兼營し、直接或は間接に彼等によつて我が國の銅山が開發されたのであつた。

次に注目されるのは輸出銅の全輸出品に對して占めた歩合が極めて大きかつたことで、寛文年間には總輸出高凡そ八萬兩の中銅が五萬五、六千兩であつたと言はれるが、當時の輸出銅は二百八、九十萬斤前後といふところである。ところが、其後輸出銅額は次第に増加し、貞享の初には年額約五百萬斤餘凡そ九萬千六百兩となつたから、その總輸出額に對して占める歩合は更に増大した。しかも貞享二年（西曆一六八五年）には輸入額が九千貫目即ち約十五萬兩餘に削減されて、輸出入額がほゞ

均衡を得る状態となつたから、幕府が腐心した金銀の海外流出防止に貢献するところが頗る大となつた譯である。

況や密貿易防止のため、其後銅代物替貿易が認許されるやうになり、元祿十年(西曆一六九七年)には從來の輸入定額に代物替輸入額を加へて、新たに外貨の輸入歳額が決定され、これに對應する取引財として八百九十萬二千斤の輸出銅額の決定を見るに至つて、輸出銅は特殊な意味を帯びることとなり、こゝに所謂「御用銅」なる名稱が生じた。このことは即ち銅貿易の國策的意義を最も明瞭に表はしたものと云へるであらう。かくてこゝに銅貿易は國家的事業としての性格を帯び、遂には國營とされる程重要なものとなつたのである。

ところで、この銅貿易に於いて、貿易特許商が早くからその業務の國策的意義を自ら明確に認識しつゝ營業してゐたことは非常に注目すべきで、この點では絶えず當事者の交渉を見る幕府有司側に定見なく、反對に業者から教へられつゝ纔かにその策を誤らなかつたといふやうな状態であつた。そして特許商がこのやうに自己の業務に就いてその重大な意義を深く認識し、絶えず又強くこれを唱道しつゞけたことが、外部からの絶えざる各種の妨害にも拘らず、長期に互つて能くその特權を維持し得た所以であつた。

しかし、その業務が國策的であつただけに、非常事態に立ち至るに伴ひ、それが國家管理に移されるといふことは自然で、こゝに元祿十四年（西曆一七〇一年）遂に銅座の設置となり、銅貿易はその運営に委ねられることゝなつたが、それでは豫期の成績を擧げ得なかつたため、十年餘りで廢止され、銅貿易は再び民間商人の手に返された。とは言へ、それは最早銅座設置前への復歸ではなく、今度は定められた大阪の銅吹屋十數人だけが直接輸出に當ることゝなり、曾てのやうな貿易專業者や大阪以外の居住者は除かれ、又輸出の責任額が設定されて一種の統制を受け、その代りに種々の便宜を供與されるといふやうに従來とは著しく異つた様相を持つことゝなつたのである。

しかし銅貿易業者にとつて困難な事態が現はれたが、これは銅直段の問題である。即ち元祿八年貨幣の改鑄が行はれて、物價は一般に騰貴する有様であつたに拘らず、銀で表示される輸出銅直段は、従前に比して僅かばかり増したのみである。しかも寛文十年以後の銅價はしだいに相當低くなつてをり、これはオランダの輸出についてのみならず、唐船輸出においても同様なことが見られるのである。オランダは、金の六十八匁替決定のため一六七二年（寛文十二年）以來小判の輸出が消極的となり、殊に貨幣改鑄の結果は、日本貿易の利益を主として銅に頼ることゝなり、銅價の切下が主な關心事となつたのである。そして同時に、金銀流出を防止せんとする幕府の政策の

下に、銅は輸出貿易を支へる最大の重要品となり、その量は激増していった。幕府は遂に御用銅として取扱ふに至つたが、銅に與へられた貿易上の使命ともいふべきものが、相對的に低い銅直段をながく規制したものとしよう。このため銅座廢止後、長崎廻銅を民間業者に委ねるに當り、幕府は多額の銀を以つて補償しなければならず、かゝる傾向が今後において銅商のみでなく銅鑛業に對しても深刻な影響を及ぼすことになつた。<sup>①</sup>

ところで、この銅貿易に従ふ業者中泉屋はその開業が最も古かつたばかりでなく、又最も優勢であり、それは時代が遡る程顯著であつた。例へば寛永十四年(西曆一六三七年)の銅輸出禁止の際、解禁運動に奔走した七人の業者中泉屋一族は五人を占め、他家僅かに二人といふことであり、その後歎願效を奏し、解禁が實現した際、特許權を得た者は、十人を餘り多く出なかつたらしいが、しかもその中四人までも泉屋一族が占めてゐる。次いで寛文八年(西曆一六六八年)の再禁止の際も、解禁歎願に當つたのは、泉屋三人と大坂屋及び堺・江戸の錢屋三人合せて七人で、しかも錢屋の三人は各別に特許權を持つてゐたのでなく、二人は手代であり、且又錢屋そのものは未だ獨立營業でなく、大坂屋との共同經營の形にあつたといふし、その後特許業者が増加して、延寶六年(西曆一七〇六年)に改めて十六の銅貿易株が確認された時、泉屋は四株を獲得し、その比率は全國の四分の一、郷

土大阪の五分の二といふ程の有様であつた。

しかも尙これを貿易内容の實績上から見ても、寛文の末頃から延寶の初め頃にかけての泉屋の輸出銅は、業者全體の輸出銅の三分の一以上にも及んで居り、その後の實情はこれを確むべき直接資料を缺くものゝ、吉岡古銅山の復興や別子新銅山の開發などのことがあつて、引續き優勢な實績を挙げ得たことは容易に想像される。泉屋が幕府の足尾五ヶ一銅に特殊な關係を持つやうになつたのも、かうした背景によるものであつた。

かくてその後銅座の設置により狀態に大きな變化を生ずるに至つたと言へ、泉屋の業界に於ける優位は依然として永く變ることとはなかつた。これは南蠻吹の宗家として大阪の銅吹屋並に銅貿易商を育成した特殊な事情よりして、もとより自然の數と言つてよいであらう。

それだけに泉屋は前後を通じ一貫して、銅貿易の推進には常に大きな役割を果してゐた。頻々と繰り返された銅貿易特許商の各種の訴願には泉屋は常に代表として立つてゐる。寛永・寛文兩度の銅輸出禁止の際の解禁歎願運動を始め、同じく寛文八年の金貨による直接取引問題や同十一年の金銀貨交換歩合問題の際の訴願、更には延寶二年(西曆一六七四年)の阿形宗智の新規銅貿易出願問題の際の訴願などはその著しいものであり、その他各種の違法銅貿易停止の訴願など、比々皆然ら

ざるはない。かういふ點で、近世の銅貿易史は、泉屋を度外視しては、絶対に理解し得ないものであり、そこに自ら住友の比類なき重要な地位が認識される譯である。

註

- ① 「しかし銅貿易者にとつて云々」の項（小葉田）。

## 附 錄

銅輸出高表（自元和七年  
至正德五年）

延寶二年十一月十四日附泉屋・銅屋連署訴狀

貞享二年九月附大阪・堺・紀州銅屋十三人訴狀

元祿五年三月廿六日附銅屋訴狀

正德二年四月十六日附銅吹屋口上書

## 解題

### 銅輸出高表（自元和七年至正徳五年）

唐船の部の銅高並に船數は「寛文三卯年々々唐船買渡銅高帳」、又、蘭船の部の銅高はナホッド、カイパー兩氏の表（板澤武雄氏著「日蘭貿易史」並に富永牧太氏譯ナホッドの「十七世紀日蘭交渉史」所收）、同船數は「通航一覽」に據つた。尙、寛文四年以降各欄の（ ）内の數字は「寛四辰年々々長崎銅下り高」のものである。尙、各年度唐・蘭各船欄並に合計欄の數字が住友各資料乃至ナホッド氏等の資料とで差違があるのは、計數の立て方の相違またはそれぞれに若干の誤脱があることに依ると思はれる。例示するならば、元祿八年度の唐船欄中（ ）内の數字には蘭船分たる出嶋代物替三千八十六ピコル餘（三十萬八千六百三十八斤餘）を含めてゐ、それにひきかへ蘭船欄のナホッド氏の數字には上記出嶋代物替並に渡缺の六百九十五ピコル（六萬九千五百斤）を含めてゐない。この種誤脱は他の箇所にもあるものと想像される。尙、單位ピコルは百斤に當る。卷首挿繪参照。

## 延寶二年十一月十四日附泉屋・銅屋連署訴狀

延寶二年阿形宗智・河村瑞軒等によつて、幕府直轄の足尾銅の拂下並に長崎貿易銅一手賣の訴願がなされ、聽許の内定が聞えたので、再三訴願の不許可を内願してゐた銅屋達は、結束して遂に江戸へ下り直接評定所に訴へ出た。この訴狀は右銅屋達の代表泉屋吉左衛門・同五郎右衛門・銅屋三右衛門の連名で、その中に彼等銅屋が銅山開發、銅精鍊發達等のために多大の貢獻を爲し來つた事實、宗智等の訴願聽許はこれら銅業を危殆に陥れるものであること、又銅貿易の機微なる點を述べて宗智等の言ふ如く簡單なものでない實情を縷述し、終りに御奉公として宗智等の條件にて足尾銅の拂下を受けた旨を述べてゐる。又參考資料として全國主要幕領私領の銅山表を添へてゐる。因に銅屋達の訴願は十八日遂に達せられた。(銅異國賣覺帳・公訴文永鏡所收)

## 貞享二年九月附大阪・堺・紀州銅屋十三人訴狀

連年の輸入超過に悩んだ幕府は貞享二年從來の貨物市法商賣法を廢棄し、唐・蘭二國よりの輸入歳額を限定する措置に出た。しかしこれは寛文十二年度の市法商賣法の施行で抑制された輸入

歳額のほとんど三分の一といふ非常な減額であつた。そこで種々の問題を惹起したが、當然唐・蘭兩國人より緩和方の愁訴が提起された。又恐らく日本の輸入商よりも歎訴したであらうが、一見關係ないかの如き輸出側の銅貿易商よりも大阪・堺・紀州在住者十三人の名で大坂町奉行へ訴狀を差出し、銅山・銅精鍊・銅貿易相互の密接なる關係を述べ、貿易額の緩和なくしては銅關係數十萬人の死活問題となると歎訴してゐる。尙、彼等が銅貿易の振興によつて、金銀の海外流出防止に貢獻してゐるとの明確な自覺を持してゐる點は注目すべきである。卷首挿繪参照。

### 元祿五年三月廿六日附銅屋訴狀

貞享二年市法商賣法の廢止、輸入額の制限は外商と長崎地下人との利益を大幅に縮少する結果となり、自然密貿易が行はれ、違法銅貿易の盛行を見るに至つた。かくては棹銅の賣行きは不振となつて、多額の賣残りを出す結果となり、當時幕府の五ヶ一銅の賣捌きを擔當してゐた銅屋達は非常な苦境に立ち至つた。そこで元祿五年三月廿六日銅屋一同より鑄型違銅・間吹銅の停止方を大坂町奉行へ訴願した。この頃になると幕府關係有司の中にも銅貿易株設定の來歴について熟知せるもの少く、又間吹銅貿易の利を追ふ國內商人と共に、外商も間吹銅を望むところもあつた

ので、銅屋達は特權擁護のため屢々困難に逢着した。この願書には古來の銅貿易由來書・幕領銅山表・小吹屋表と共に貞享元年以來の輸出銅高表が添附されてゐる。尙、由來書第一項の寛永年間第一次銅貿易停止時期の誤謬については第八輯を参照されたい。又、第七項寛文十二年の銅貿易商に對する貨物割當停止の條はこの種訴狀の性質上潤色されてゐる。(年々帳無番・銅異國賣覺帳所收)

### 正徳二年四月十六日附銅吹屋口上書

幕府は貿易定額銅の集荷成績所期の如くは擧がらなかつたので、遂に正徳二年三月中旬銅座を廢止し再び民間人に銅輸出を委ねることとした。それにつき銅吹屋にも種々問合せがあり、銅吹屋達は産銅の減少、銅價騰貴のため定額銅の集荷を請負ひ兼ねる旨を答へた。三月晦日大坂町奉行より大阪銅吹屋へ老中の意向として長崎廻銅申付けのことを口達した。驚いた銅吹屋側では請負ひ兼ねる旨申出た所、奉行より江戸に下り訴願すべく指示を得た。そこで、大坂屋久左衛門に小吹屋の代表丸銅屋次郎兵衛と平野屋忠兵衛の二人が附添ひ東下し、四月十三日在府中の泉屋吉左衛門共々に關係有司の許に出頭、銅方御用の件につき參府の旨を届け大坂町奉行北條安房守の狀

箱を差出した。この訴状はその節佐久間・久松兩長崎奉行より參府についての口上書を求められ差出したもので、貿易銅の定額請負の不可能なる理由を詳述したのち、銅座設置以前の方式の如く命ぜられるならば相當分は廻銅し得るも元手銀に差支へること、結局貿易銅は長崎奉行買上げの上策なる旨を申出てゐる。(銅方之諸事留帳所收)

右諸資料の印刷に當つては、底本の原形を存するに勉め、當字・假名遣等は成る可く舊に依つた。又側傍に( )を附して適宜註記を加へた。



延寶二年十一月十四日附泉屋・銅屋連署訴狀

乍恐謹而御訴訟

一私共義者先祖の銅屋共ニ而御座候先年阿蘭陀平戸へ入津仕候以來銅商賣仕來り申候然ル處七ヶ年已前申年異國へ銅賣渡シ申儀御停止ニ被爲 仰付差當り迷惑仕御江戸へ相詰御訴訟申上候へハ其年計御赦免被成下難有奉存如例年銅賣渡し申候然共末々御停止ニ被爲 仰付候へハ私共家業ニ離レ身躰立不申迷惑奉存又翌年酉年御江戸へ相詰異國へ銅賣渡し申度奉願御訴訟申上候へハ御慈悲之上永々御赦免被爲成下于今銅商賣仕續偏難有奉存候御事

一今度於江戸阿形宗智御訴訟申上候ハ足尾山銅金子壹兩ニ付拾五貫目宛ニ被爲召上御藏ニ納り申御銅大分ニ御座候由此御銅金一兩ニ付拾貫目宛ニ仕り拾萬貫目此代金壹萬兩右之直段ニ御請申候而大坂ニ而異國向ニ吹長崎へ差下シ異國仁ニ毎年拂御奉公ニ仕度御訴訟申上候右之銅江戸の大坂迄登せ異國向ニ吹長崎へ差下し候へハ壹ヶ年ニ凡金子三千兩失墜參申候此損金のため銅屋共ハ異國人へ之賣手宗智壹人ニ被爲 仰付銅屋共賣高銀之内ハ銀百匁ニ拾匁宛之口錢銀を取申

度望を申上候御事

一私共銅商賣仕候ハ先祖<sup>ノ</sup>之家業之事ニ御座候ヘハ御藏入之御銅山其外所々御私領之銅山へ手入仕山師其外職人等迄ニ金銀を借<sup>シ</sup>數多之人數を集メ山を榮かし申候勿論大坂ニも數多之吹屋共職人餘多抱銅吹せ申候然所ニ阿形宗智ニ被爲 仰付壹割宛之口錢出し候ヘハ大分之儀ニ御座候ニ付私共儀ハ不及申上國々之銅山師職人迄も壹人も銅商賣仕續キ申事成不申候其段ハ大分口錢銀出し申候程ヲ唐人阿蘭陀方ヘ高直ニハ買不申候尤銅百斤之別ニ而五分壹匁之高下之あらそい致買申候事ニ御座候處宗智方ヘ於長崎ニ賣口ニ而銀壹割宛之口錢出し候ヘハ荒銅買元ニ而ハ壹割五六歩も下直ニ買申さてハ相不申候子細ハ元直段ニ吹賃吹減運送萬掛り物大分御座候ニ付元ニ而彌壹割五六歩も下直ニ罷成候ニ付御藏所之御銅山も仕續不申候然者宗智壹人ハ御救私共并諸人<sup>ノ</sup>仕入置申候金銀捨り身躰ひしとつふれ申事御座候其上山々又御江戸京大坂堺其外國々ニ而銅ニ掛り申職人數多之者共及難義飢申候御事

一銅屋共人數多候ニ付唐人阿蘭陀せり合下直ニ賣異國人之徳分ニ成申所ヲ宗智壹人ニ被爲 仰付候得ハ高賣申候ニ付壹割之口錢銀出し候而も銅屋ハ少も損失不仕由宗智申上候義ハ私共曾而合點得不仕候如何様宗知<sup>ト</sup>壹人其願を可申上ためと奉存候惣而阿蘭陀之義ハ一國壹人之買手ニ御座

候へハ少ニ而も高直ニ候へハ買不申候先年銅百七拾萬斤調下シ申ヲおらんだ申候ハ去年之直段ニ百斤之別ニ而銀貳匁ツ々下直ニ候ハ、不殘買取可申と申候へとも損參申ニ付得賣不申候得ハ漸五拾萬斤買其殘百貳拾萬斤ハ唐人方に損仕賣申候おらんだの儀ハ通詞中間二年々之様子能存知居可申候御事

一子年阿蘭陀へ銅百斤之代銀百廿五匁替ニして貳百貳拾四萬斤餘賣申候

一丑之年阿蘭陀申候へ國本銅下直ニ候而去年之銅も損參候間當年ハ去年之直段ニ百斤ニ付五匁ツ々下直ニ賣候ハ、少買申様ニ申候を差當り私共迷惑仕候義かひたん承引仕數年之銅屋共をこらし申事も如何御座候間百斤ニ付百廿三匁五分宛ニして漸百貳拾萬斤買可申と阿蘭陀申候ヲ色々斷申銅百五拾萬斤賣渡し申候殘ル百九萬斤餘御座候ヲ過分之損仕候而唐人ニ賣渡し申候御事

一唐人方に賣申銅之儀ハ別而せり相下直ニ賣申由宗智申上候事全左様ニ而ハ無御座候唐人も大分銅望申年と又望不申年と候直段高下御座候其上唐人方ハなミ銅ヲ誂申事御座候ニ付直段少シ下直ニ御座候此段内通詞小宿毎年之儀能存知居可申候御事

一御藏入御銅山所々ニ而御運上銀差上ケ申候又國々御私領方銅山ニ而御地頭様に御運上上納仕候ニ付今迄於長崎御運上も不被爲召上商賣仕數萬人渡世送り申處ニ此度宗智壹人ニ被爲 仰付候

へハ右之通支ニ罷成一途ニ迷惑至極奉存候此上ハ足尾山之御銅金子壹兩ニ付拾貫目替ニ仕壹ケ年ニ拾萬貫目宛於御江戸御請仕長崎ニ而拂代金壹萬兩宛差上ケ可申候此銅異國向ニ吹申手間賃造用萬事ニ金子三千兩之失墜之儀ハ如何様共私共ニ被爲 仰付被下候へハ數年之家職之儀ニ御座候ニ付私共儀ハ不及申上國々所々銅山師職人迄數萬人餓申間敷様ニ乍恐奉存候御慈悲之上私共へ被爲 仰付被下候ハ、難有可奉存候

一子年銅賣高金七萬三千卅五兩餘此口錢金七千三百兩餘

一丑年銅賣高金五萬四千七百八拾五兩餘此口錢金五千四百八拾兩

一當刁年長崎へ下し申銅高凡金八萬九千貳百兩餘此口錢金八千九百廿兩餘

右之通年々多少御座候宗智壹人ニ被爲 仰付候得ハケ様ニ大分之口錢金出し申ニ付迷惑至極仕候以上

延寶貳年

霜月十四日 御評定所へ上ル

銅屋三右衛門

泉屋五郎右衛門

泉屋吉左衛門

刁霜月十四日於御評定所小笠原山城守様戸田伊賀守様御出座

御奉行様

右同霜月十八日長崎御奉行牛込忠左衛門様<sub>に</sub>御召於御殿中御詮義之上其方共願之通被仰付候其  
上押賣押買ハ無之候間勝手ニ成候ハ、銅五拾萬七拾萬貫目ニ而も拜借可仕候勝手惡敷候ハ、少  
も無用ニ可仕候由則御月番土屋但馬守様<sub>に</sub>參御上意之趣承候様ニと被仰付翌十九日參上いたし  
右之趣但馬守様ニ而被仰渡承知仕候以上

又國々銅山所書一通外ニ上ケ申候覺

銅山覺

- 一攝津國多田御銅山 中村左右衛門様御代官所
- 一備中國吉岡御銅山 彦坂九平次様御代官所
- 一佐渡國相川御銅山 御代官
- 一播磨國妙見山御銅山 小野惣左衛門様 同斷

一但馬國明延御銅山

豐嶋十左衛門様 同 斷

右五ヶ所ハ御藏入御銅山

御 私 領 方

一紀伊國熊野御銅山 數ヶ所

紀 州 様御領分

一伊豫國立川山

松平左兵衛様御領分

一播磨國櫻山

松平甚九郎様御領分

一伊豫國川木須山

松平隱岐守様御領分

一備中國北方山

水谷左兵衛様御領分

一越前國大野山

松平越前守様 同

一出羽國秋田銅山 數ヶ所

佐竹右京様 同

一奥州志戸前山 外ニ又壹ヶ所有

松平陸奥守様 同

一美濃國

藤堂備前守様 同

一奥州南部 貳ヶ所

南部大膳様 同

一長門國瀧下山

松平大膳太夫様 同

一 豊前國

小笠原遠江守様 同

一 日向國

有馬左衛門様 同

一 薩摩國のま山

松平大隅守様 同

一 岩城

内藤左兵衛様 同

右之外少つゝ出申銅山數ヶ所御座候以上

附錄

延寶二年十一月十四日附泉屋・銅屋連署訴狀

七

## 貞享二年九月附大阪・堺・紀州銅屋十三人訴狀

〔裏端書〕

如此認甲斐庄殿へ見せ候得ハ御運上銀ノ事御笑候訴狀

### 異國賣之銅屋共乍恐謹而御訴訟

一 私共儀數年長崎に罷下り異國人ニ銅賣渡シ申候大坂堺紀伊ニ罷在候者共ニ而御座候然者銅山國々ニ凡五拾ヶ所御座候右銅山ニ御運上を差上又ハ山師方より中買仕り銘々手前ニ銅を引請大坂迄積廻シ大坂ニ數ヶ所之吹屋を拵異國むき日本むきニ仕立渡世を送り申候毎年國々出申候銅大坂ニ而棹銅ニ仕り凡九百萬斤此内百萬斤程ハ日本むきニ仕候八百萬斤程ハ異國むき之銅ニ拵長崎に差下シ置申候此代金高凡拾五萬兩程宛ニ而御座候毎年異國船之數ニ依て銅之賣高多少御座候御事

一 十八年以前申之年異國に銅賣渡シ申儀御止メ被爲成候故私共迷惑ニ奉存御訴訟ニ相詰候得ハ金銀之代りニ銅相渡シ候との儀被爲聞召上永々御赦免被爲成下難有商賣仕り續申候就夫國

之銅山より出申候あら銅大坂吹屋ニ而吹しほり申候得ハ白銀出申候此灰吹之白銀千七百貫目程宛出申候金子ニ仕り貳萬八千三百兩程又異國賣之銅代金子共ニ都合凡拾七萬八千三百兩程ニ而御座候右銅 御公領之御山御給地之御山より出申候山ニ懸り渡世を送り申候者右五拾ヶ所之銅山之人數貳拾萬人程次ニ銅吹申候ニ銅山之近郷在之炭燒其外人足等凡拾萬人餘又大坂吹屋之職人壹萬人惣都合凡三拾壹萬人程此外國々大坂迄銅積廻シ申候廻船大坂より長崎へ積ムシ申候船大坂堺中國西國浦之廻船數千艘之人數ハ難計御座候右御銅山之御影を以數拾萬人渡世を送り申候此餘力を以私共妻子眷屬等迄數百人渡世を送り難有忝奉存候御事

一 右銅高之内より毎年長崎ニ而異國人ニ賣渡シ申候銅高凡五百萬斤餘ニ而御座候此代金九萬千六百兩程又銅のしぼり出シ申候灰吹之白銀金子ニ仕り貳萬八千三百兩都合拾壹萬九千九百兩程宛異國商賣高より私共銅ニ而日本ニ止り申候かと乍恐奉存候此外日本むき之銅百萬斤程江戸京大坂ニ而賣申候此銅も過半ハ異國むき之諸道具ニ仕り長崎に差下シ異國人ニ賣申候御事

一 今度異國商賣金高之分限 御定被爲 仰付候ニ付唐人おらんだ銅買可申餘慶銀無御座候間銅買申間敷由申候私共長崎に差下シ申候銅之儀異國むきニ拵申候得ハ日本ニ而諸細工ニ不罷成候故大分之銅差下シ置唐人に賣可申より外拂所も無御座ひしと行當迷惑千萬ニ奉存候前々之通ニ御

座候得ハ私共所持之銅を異國人ニ賣渡シ申心あて仕り異國諸色を過半買取申則銅を異國人方ニ賣渡シ申候得ハ異國諸色を銅ニ而買取申候積リニ而御座候 御定之通ニ御座候得ハ異國人金銀之餘慶無御座銅買不申候故銅ニ而異國諸色を引替申了簡も不罷成手詰申候御事

一異國人銅毎年買申候故國ニ銅山凡五拾ヶ所程御座候此内御公領之御山六ヶ所其外ハ御給地御山銅御ほらせ被爲成私共方ハ常住入銀を仕り右數拾萬之人數渡世を送り私共も銅之家職一片ニ仕り罷在候只今之通ニ異國へ買渡り不申候得ハ私共方より渡シ置申候山々之入銀も打捨り右數拾萬人家職ニはなれ及渴命ニ御山々もつぶれ私共身躰も滅亡仕り難儀千萬ニ奉存候近頃恐多申上事ニ御座候得共 御慈悲之御上より前々之通異國へ銅賣渡シ申候様ニ奉願上候私共願之趣難及御事ニ御座候ハ、唐人共も持渡り之唐物と私共銅と相對之替物ニ仕り度由長崎町年寄迄願を申達候間異國人持渡り之諸色と私共所持之銅と相對之替物ニ成共 御赦免被爲 成下候者如前々之商賣仕り續私共儀ハ不及申上右數拾萬人之者共奉蒙 御助成偏ニ難有冥加至極可奉存候御事

右之趣被爲 聞召分 御慈悲之御上より被爲 仰付被下候者偏ニ難有忝可奉存上候以上

貞享貳年 丑 九月

附錄

貞享二年九月附大阪・堺・紀州銅屋十三人訴狀

紀州 熊野屋

彦 太郎

同 熊野屋

彦 三郎

堺 錢屋

作 右衛門

大坂 塩屋

八 兵衛

同 泉屋

平 八

同 丸銅屋

仁 兵衛

同 平野屋

清 右衛門

同 泉屋

理 左衛門

同 泉屋

平 兵衛

同 銅屋

善 兵 衛

同 大塚屋

甚 右 衛 門

同 大坂屋

久 左 衛 門

同 泉屋

吉 左 衛 門

御江戸宿中橋神榎町泉屋七右衛門所

附錄

貞享二年九月附大阪・堺・紀州銅屋十三人訴狀

元祿五年三月廿六日附銅屋訴狀

近年新吹屋共色々鑄形を違へ長崎に銅指下シ我儘ニ大分賣渡シ拾六人之仲間難儀ニ存今度於  
大坂加藤平八様へ指上申訴狀古歷御公儀御銅山異國人に棹銅賣渡シ申高拾壹人之新吹屋何も  
三通ニ致シ指上申扣如此仕置候

乍恐書付を以御訴訟申上候

私共ハ數代蒙 御赦免異國人へ銅賣渡シ申人數諸國ニ拾六人此内拾人御當地ニ罷在候者とも  
ニ而御座候

一私共拾六人之外ニ者異國人に銅賣申儀成不申候ニ付近年新規ニま吹銅荒銅丁銅中平銅色々鑄形  
を違長崎に差下申候者共御座候尤初貳三年ハ少分之儀ニ御座候故御訴訟申上候儀恐多延引仕候  
所次第ニ大分指下シ 御公儀様に者荒銅と書上ケ異國人と荷主小宿と相對ニ而下直ニ賣渡申ニ  
付何程下候而も其年切ニ不殘賣仕舞申候御事

一古來ハ異國人に私共ハ賣渡シ申棹銅之次第者大通詞小通詞内通詞長崎町人私共異國人何も立合  
之上毎年直段相極證文爲取替置銘々之銅下り高ニ割付賣渡其上 御公儀様に支配人方ハ銅之員

數直段目錄差上申候猶又近年ハ 御公儀様御銅泉屋吉左衛門大坂屋久左衛門兩人に支配被 仰付私共賣高之内五ヶ一宛御拂被爲成候然所ニ鑄形違之銅新規之者共我儘ニ大分賣渡シ申候ニ付御公儀様御銅并私共銅賣口次第ニ減少仕去年も既金高七萬九千兩分私共銅長崎ニ賣殘ねかねニ罷成此利足金壹萬貳千兩程元金減少仕候ケ様ニ御座候而者連々私共家業之障リニ罷成迷惑至極ニ奉存候御事

一右鑄形違銅之分不殘於御當地新吹屋共吹下申ニ付様子相尋候得者自分ニ差下申義者纔之様ニ申堺長崎之町人共ハ誂申ニ付何方へ賣候も不存候なと様々ニぬけ道を申迷惑仕候近年ハ大分之義ニ而御座候ニ付内證ニ而誂人を拵吹下シ申義ニ御座候向後異國向鑄形違之類吹下シ不申候様ニ御慈悲を以被爲 仰付被下候ハ、難有可奉存候則先前度々新規之者共御指留被成下候趣乍憚ケ條書別紙ニ差上申候御事

右之趣乍恐御慈悲之上被爲 聞召上私共願之通被 仰付被下候ハ、難有可奉存候以上

元祿五年申三月廿六日

但廿八日ニ罷出留り申候

長堀茂左衛門町

泉屋吉左衛門印

同所泉屋理左衛門病氣ニ付代

同 如 元 印

横堀炭屋町

大坂屋久左衛門 印

長堀平右衛門町

銅屋善兵衛 印

瓦町壹丁目

大塚屋甚右衛門 印

過書町

塩屋八兵衛 印

吉野屋町

丸銅屋喜右衛門 印

横堀炭屋町

平野屋清右衛門 印

南間屋町

泉屋平兵衛 無判

天滿

同 吉 十 郎 同

御奉行様

但大坂加藤平八様へ

附録 元祿五年三月廿六日附銅屋訴狀

泉州堺

錢屋作右衛門 無判

紀州和哥山

熊野屋彦太郎 同

同所

同彦三郎 同

豊後

増田屋傳兵衛 同

長崎 京山形屋彌右衛門事

博多屋清兵衛 同

同所

刀屋八郎兵衛 同

乍恐口上書

私共京大坂泉州堺紀州長崎豊後ニ渡世仕異國人ニ數代銅賣來り申拾六人之者共ニ而御座候然  
所ニ御江戸大坂長崎ニ而御詮儀被爲 成新規之者共ハ度々御指留被爲 成下候趣乍恐ケ條書  
を以言上仕候御事

一 異國人平戸に入船之時節、銅賣來申所ニ寛永四卯年御停止ニ被 仰付先祖之者共御江戸ニ拾貳ケ年相詰御訴訟申上寛永拾五寅年於 御評定所ニ松平伊豆守様阿部豊後守様御出座之上御赦免被成下難有奉存候然共長々中絶故諸國銅御山共悉ク不作仕銅掘銅細工人共絶果數拾年之間近年之三ケ一も銅出不申候ニ付諸國山々ニ私共々大分入金仕銅掘細工人を仕立其上數年之功者を以銅大分山出シ仕候

一 寛文八申年異國に渡り申諸色數十種御停止ニ被 仰付候内銅之義者私共御江戸へ相詰御訴訟申上候所ニ異國本朝立合場ニ而候條猥ケ間鋪商賣不仕所持之銅賣渡シ可申旨五月六日蒙 御赦免難有奉存候然ル上外之者共々少も銅御賣せ被成間鋪由大坂御番所長崎御奉行様にも被仰遣候旨於 御評定所稻葉美濃守様井上河内守様加賀爪甲斐守様を被仰渡候

一 右同年ニ御江戸町人坂倉九郎次鍛冶三太夫村治七兵衛石屋久三郎表屋喜右衛門長崎町人葉や善左衛門以上七人銅拾五萬斤所持仕候由申上候へ者是以蒙 御赦免賣渡シ申候然所ニ翌西四月四日ニ 御評定所へ私共并彼七人之者共御召出シ御詮儀之上私共ハ數代猥ケ間鋪義も無之銅商賣仕來り候として如古來之異國人に永々銅賣渡シ申様ニ被 仰付難有奉存候彼七人之者共ハ新規之企ニ候條異國向銅商賣向後堅ク無用ニ可仕候以後にも新規ニ異國人に銅賣渡シ申者有之候ハ、

其段可申上候若外の相聞得候共曲事ニ可被 仰付旨稻葉美濃守様井上河内守様の急度被仰渡其節長崎御奉行松平甚三郎様にも於御江戸被仰渡候

一 寛文八申ノ六月ニ被仰出候者尤四年以前巳年の異國に金子を相渡可申旨被仰渡候彌向後者銀子少も相渡シ不申金小判六拾八匁替ニ仕直ニ取遣り致候様ニと被 仰付候依之金壹萬五千兩程宛日本賣商人毎年損ニ罷成候由七月十八日ニ私共言上仕候得者小笠原山城守様加賀爪甲斐守様井上河内守様被成 御意候者凡金高三拾八萬兩日本相場五拾六匁替之金小判六拾八匁宛ニ異國人に相渡シ候得者此直違凡金八萬五千五百兩壹ケ年ニ渡り口減シ御爲ニ罷成候義於 御殿中ニ度々御詮儀之上銀子御停止金子計御渡シ候筈ニ罷成候所都而金壹萬五千兩宛毎年損ニ罷成候由申上候義うへした之違都合金九萬六千五百兩程宛壹ケ年ニ思召違御座候とて殊外御詮儀之上被爲聞召届重寶成儀申上候と被成 御意則松平甚三郎様川野權右衛門様に被仰遣其年者小判五拾七匁替又西戌亥三ケ年者時々之相場ニ阿蘭陀人に直ニ取遣り被 仰付候

一 其後又寛文拾壹亥年異國人と立合代物致賣買候代銀小判六拾八匁替ニ取遣り仕候様ニ被 仰付候ハ、大分御爲ニ可罷成由御江戸町年寄衆が被申上既可被 仰付筈ニ御座候所私共が其四年以前申年申上候通左様ニ被 仰付候得者畢竟金壹萬五千兩餘宛每年金銀或者代物ニ而多ク異國に

相渡り日本御費ニ罷成候趣同年八月ニ異國本朝金銀取遣り徳失之目録書於 御江戸ニ長崎御奉  
行牛込忠左衛門様に私共ハ差上候ヘハ御重寶成目録差上候旨被成 御意右之目録長崎へ御持參  
兩御奉行様御詮儀之上翌子ノ年ハ日本買商人ハ小判時々之相場ニ被召上異國人ハ者六拾八匁替  
ニ御渡シ此直達徳用銀大分御座候此内ハ五ヶ一御銅并諸商人ハ諸色阿蘭陀人ハ賣渡シ申小判直  
違之損銀を貳拾壹ヶ年以前子年ハ於于今 御公儀ハ拜領仕候

一 寛文拾貳三子丑兩年御江戸町年寄北村彦兵衛奈郎屋市右衛門異國向銅商賣仕度由被願上既可被

仰付所ニ私共ハ言上仕候得者被 聞召分新規之企ニ候間異國人ハ銅賣渡シ申義難ク無用ニ可

仕候乍然兩年致苦勞候とて砂糖貨物之内ハ御金七百兩拜領被 仰付候由承知仕候

一 寛文拾貳子年於長崎貨物初り則御貨物銀高三百三拾貳貫貳百目私共拜領仕難有奉存候所ニ翌丑  
年於長崎銅商賣仕度者者貨物差上ケ又貨物拜領仕度者者銅商賣相止可申旨牛込忠左衛門様岡野  
孫九郎様ハ被仰渡候ニ付京布袋屋嘉兵衛堺帶屋六兵衛同糸屋次兵衛此三人者銅商賣相止貨物拜  
領仕候私共者先祖ハ仕來り候家業ニ離レ申儀難儀ニ奉存乍迷惑大分之御貨物指上ケ永々銅商賣  
相續仕罷在候

一 延寶貳寅ノ年於 御江戸ニ縣宗知足尾荒銅金壹兩ニ付拾貫目替ニ御銅拾萬貫目宛毎年拜借仕拂

上翌年ニ御金上納可仕候然者大分之御奉公ニ御座候間其代リニ異國人に銅賣渡シ賣口錢申請度由被申上翌年宗知願之通ニ被 仰付候ニ付共御江戸に罷下り同年霜月十四日ニ於 御評証所御訴訟仕候所小笠原山城守様戸田伊賀守様御出座私共言上仕候趣御聞届被遊候上同月十九日ニ御月番土屋但馬守様へ御召出被仰渡候者於 御殿中ニ御詮儀之上銅屋共痛申由被 聞召届候依之宗知願を御差留御銅拾萬貫目宛之筈私共ハ御不便御加ハ右之直段ニ而壹ケ年ニ御銅五萬貫目宛拂上ケ申様ニ被 仰付御銅異國向ニ吹直シ賣渡シ申所代金貳千九百四兩ニ罷成殘テ貳千九拾六兩餘損金御座候是を私共ハ相弁御金五千兩之都合御定之通辰正月晦日ニ上納仕候依之御銅拂上ケ損金大分出シ申由於 御殿中御詮儀之上押賣押買無之儀ニ候間銅屋共痛ニ成候ハ、向後御銅拂上ケ候事無用ニ可仕旨御月番土屋但馬守様被仰渡候猶又同二月十八日ニ御勘定所へ私共被召出右之趣被仰渡御赦免被成下候

但甲斐庄喜右衛門様御宅ニ而

一 延寶貳寅年堺海部屋平右衛門絆屋長右衛門大坂塚口屋長左衛門濱田屋吉兵衛此四人者 御公儀様御銅毎年拂上ケ損金大分銅屋中ハ相弁其上度々御江戸へ罷下申儀迷惑ニ存候間向後銅商賣止メ可申旨同年八月廿五日ニ於長崎御奉行牛込忠左衛門様岡野孫九郎様に双方罷出御斷申上右之趣證文仕銅商賣差止申候御江戸ニ而も御勘定所に私共ハ右之趣言上仕置候

一延寶三年於大坂ニ岡野孫九郎様被仰渡候者來辰年ハ銅屋共賣高之内御銅五ヶ一宛御拂可被成間痛ニ不罷成候哉銅屋共ニ相尋申様ニと御老中様ハ被仰下候間痛ニ不罷成候ハ、御銅五ヶ一宛御拂被成候様ニ可仕旨被成 御意候御公儀御銅之義ニ御座候得者私共ハ賣渡シ申義御指留御銅不殘御拂被成候とても可仕様も無御座候所五ヶ一宛と御限り被仰渡候義難有奉存候旨私共申上候依之辰年ハ五ヶ一宛御拂被成候御銅代金長崎ハ御江戸迄宿送りニ被遊候ニ付御料私領御役人方并海陸人馬共ニ迷惑仕由被 聞召届泉屋吉左衛門金高八千八百兩大坂や久左衛門金高貳千貳百兩都合壹萬千兩之家質被召上翌巳年ハ右兩人ニ爲替ニ被 仰付長崎ニ而御金請取御江戸上納仕候様ニ被 仰付御定之通拾ヶ年餘大分之御金無遲滯上納仕來り候ニ付貞享五辰年ハ御銅共ニ支配被 仰付候猶又去ル未年ハ栗山御銅も一所ニ右兩人支配ニ被 仰付于今相勤罷在候

一延寶五巳年大坂北國屋次右衛門雜喉屋六右衛門道明寺や吉左衛門福山屋次郎右衛門因幡屋清左衛門新庄清右衛門右六人異國向銅商賣仕候ニ付私共ハ言上仕候得者古來之様子御詮儀被成候上翌午四月廿五日於大坂石丸石見守様へ惣銅屋共御召出シ右六人も異國人ニ銅賣渡シ申儀御江戸へ御窺被遊新規之企ニ候間急度相止メ可申候彌以後新規之者共者異國向銅商賣爲仕間鋪旨南北惣年寄中にも被仰渡其節御定書壹通宛南北惣會所ニ御渡置被遊候由承知仕候

一 貞享貳丑年長崎之町人山口治左衛門大坂ニ而金六千兩餘之銅買異國人に賣渡シ可申才覺仕候ニ付於大坂ニ長崎御奉行宮城監物様に私共<sup>方</sup>言上仕候所訴狀長崎へ御持參被遊川口源左衛門様と御詮儀之上右次左衛門<sup>様</sup>義者新規之企ニ候條所持之銅賣渡シ候儀堅ク無用ニ可仕旨同年九月十七日於長崎 御意之趣町年寄高嶋四郎兵衛を以私共并右治左衛門双方へ被仰渡候

一 右同年御江戸貨物年寄泉屋宗壽并長崎之町人松浦平八右兩人異國向銅商賣仕度由於長崎御訴訟申上候得共宗壽義者新規之企又平八義者先年銅賣申名代有之候得共八ヶ年中絶仕候間彼是以兩人共ニ異國人に銅賣渡シ申義堅ク相止メ可申旨高嶋四郎兵衛を以同九月十七日ニ私共并右兩人に被仰渡候

一 貞享三寅年長崎歴々之町人數拾人申合近年唐代物御分量被 仰付候ニ付地下人殊外困窮仕候間銅屋共<sup>方</sup>異國人に賣渡シ申銅賣口之肝煎一手ニ被 仰付被下候ハ、諸國銅屋共も不痛様ニ直段高直ニ賣上其上銅百斤ニ付銀五匁宛壹ヶ年ニ金五千兩餘宛毎年地下人困窮之救銀ニ出し可申旨御訴訟仕候ニ付長崎御奉行様重寶成義申上候旨 御意被成則訴狀宮城監物様御江戸へ御持參新訴訟人に願之通可被 仰付筈ニ相極り申由承知仕候故私共御江戸へ相詰又翌卯年於長崎私共<sup>方</sup>差上申訴狀并度々新規之者共御指留被 成下候ヶ條書兩通共ニ川口源左衛門様大澤左兵衛様<sup>方</sup>

御江戸へ被遣御窺被成候上救銀なしニ古來之通私共銅賣渡シ申様ニと川口源左衛門様同六月廿七日ニ被仰付難有奉存候御事

右之通新規之企を以私共家業を度々妨申候得共御慈悲之上新規之者共御指留被成下家業無相違只今ニ至相續仕難有仕合ニ奉存候以上

元祿五年申三月廿六日

加藤平八様へ

但廿八日ニ罷出書付留ル

諸國

銅屋共

又御公儀御銅山

一下野國足尾山

一備中吉岡

泉屋吉左衛門請所

一但馬生野山

但銅出候へ共御公儀前へ銀山と有之由

一下野國栗山

一與州足谷山

泉屋吉左衛門請所

一勢州治田山

一攝州多田銀山

一羽州最上山

泉屋吉左衛門請所

一播州富士野山

御代官小野朝丞様

但當正月の間掘被仰付候由

一佐渡

但銅出候得共御公儀  
前者金山と有之由

一但馬明延山

ノ拾壹ヶ所

附録 元祿五年三月廿六日附銅屋訴狀

異國人に棹銅賣申高書之覺

一棹銅五百拾三萬五千五百斤

貞享元子年 異國人に賣申高

一棹銅五百六拾三萬四千百斤

丑年

一棹銅六百五拾七萬四千六百斤

寅年

一棹銅五百三拾三萬貳百斤

卯年

一棹銅四百六拾貳萬六百斤

辰年

一棹銅五百三拾壹萬貳千五百六拾八斤半

巳年

一棹銅五百貳拾壹萬六千八百七拾三斤四ふ

午年

一棹銅三百八拾六萬千八百四拾斤

未年

新吹屋人數

湊町

平野屋忠兵衛

釜屋町

川崎屋市之丞

横堀炭屋町

丸銅屋次郎兵衛

同所

同 三右衛門

新難波東ノ町

多田屋市郎兵衛

新難波中ノ町

北國屋重右衛門

釜屋町

同 小左衛門

横堀炭屋町

金田屋兵右衛門

同所

鉄屋次兵衛

同所

河内屋傳次

湊町

若狭屋三郎右衛門

ノ 拾壹人

右三ヶ條壹紙ニ書訴狀古歴共ニ以上三通申三月廿八日ニ於大坂加藤平八様へ指上ケ申候扣也

正徳二年四月十六日附銅吹屋口上書

正徳貳年辰四月十六日於江戸長崎御奉行佐久間安藝守様久松備後守様へ差上候口上書控  
乍恐以口上奉申上候

一長崎に廻着銅差支候故銅座被爲 召上依之向後銅吹屋共々長崎へ銅差廻候様ニ御江戸に被爲仰進候間無手支銅差廻シ可申旨於大坂北條安房守様を被仰渡候先以御用筋之御義被爲 仰付被下難有仕合奉存候併此節銅相場大分高直ニ而損亡も有之其外差支申義共御座候ニ付銅之員數相究御請負難仕旨申上候得へ大坂ニ而へ御聞届難被遊由被仰渡候ニ付乍恐右之御斷申上度奉存御當地へ罷下り申候私共儀元手金少分之者共ニ御座候故金高大分之御受負難仕御座候間御免被成下度奉願上候

一諸國銅山之内仕當相兼指止申も御座候又へ古山ニ罷成銅出高減少仕其上近年取立申新銅山なども當分へ銅多ク出不申彼是以大坂へ之集り銅去々寅年を卯年者銅高無數相見へ申候銅之儀も外之商賣物同前ニ集り高無數御座候へへおのつから相庭高直ニ罷成殊ニ去年者銅座并足銅御受負人双方を段々銅買取被申候ゆへ直段高直ニ罷成唯今大坂ニ而銅百斤ニ付貳百日程之相庭ニ罷成

候ケ様ニ高直之銅長崎へ差廻候而ハ損亡在之殊ニ去年以來銅相庭高直ニ罷成候趣諸方へ相聞へ諸國銅山師右之考ヲ以仕入置申銅ヲ急ニ直段引下ケ買取様ニ仕候而ハ山師損亡有之何角と差支私共所存之様ニ銅買取申義罷成申間敷哉と奉存候

一 銅調方一手ニ被 仰付候者御威光を以下直ニ罷成可申義と奉存候然共惣躰萬物高直ニ御座候ゆへ山元銅出來直段も高直ニ相當り申ニ付銅山師之潤申筋無御座候へてハ彌以銅出劣可申様ニ奉存候

一 先年者大坂ニ而銅相庭見合ノニ私共買調長崎差廻シ申候所銅廻着相滯義御座候ニ付十六年巳前丑秋桔梗や又八に異國渡り之銅商賣被 仰付翌寅年ハ賣渡シ卯春迄ニ而相止申候其已後私共ハ勝手次第長崎へ銅差廻候様ニ被 仰付候得共御定高程銅長崎へ廻着不仕候故拾貳年以前巳年銅座被 仰付候前々ハ諸國ハ集り銅多ク依之毎年長崎ニ銅賣残り申程之儀ニ御座候故異國渡り銅手間無御座候然共追年銅出高減少仕候ニ付此節長崎御用御差間無御座候様ニ御受難仕奉存候先年私共商賣之格ニ被爲 仰付候ハ、大坂ニ而銅相庭下直之時分ヲ見合銀子才覺ニ應シ買調差廻シ候様ニ可仕候然共元手銀手間可仕哉と此段難計奉存候

一 銅屋共ハ先年長崎へ直ニ銅差廻シ商賣仕候節銅高無數御公儀様思召ニ相叶不申様ニ大坂御町奉

行所ニ而被仰渡候此度も御意ニ難相叶筋出來仕候而ハ迷惑奉存候間向後長崎廻シ之銅長崎御奉行様ハ御買取被遊候様被成置候而ハ如何可有御座哉と奉存候左様御座候得ハ銅吹屋共も元手銀手間無御座難有可奉存候差當存寄申ニ付乍恐申上候以上

正徳貳年辰四月十六日

大坂銅吹屋共之内

大坂屋久左衛門

同

丸銅屋次郎兵衛

同

平のや忠兵衛

同

泉や吉左衛門

長崎

御奉行様

壹通

御勘定

御奉行様

壹通

附録

正徳二年四月十六日附銅吹屋口上書

附錄 正徳二年四月十六日附銅吹屋口上書

四

右之通之口上書於江戸長崎御奉行御月番佐久間安藝守様御屋敷へ持參仕候所御留守故御  
用人衆へ相渡置候

## 後記

前輯に於いては近世前期の銅貿易株の成立事情とその變遷過程につき述べたが、本輯では引き続き同時期の銅貿易の實際について可成り詳細に論述し、その持つ貿易經濟兩面に於ける重要性を明らかにすると共に、その間絶えず主導的役割を果して來た住友の立場を究明した。次輯「近世前期に於ける住友の輸入貿易」並に後述の銅吹關係事項の研究と相俟つて、近世前期に於ける銅商住友の地位を明確にし得ることと思ふ。

本輯に於いても京都大學教授小葉田博士の變らぬ御懇切な御指導と御校閲とを賜はつた。

尙、此の輯は最初紙數増加等のため二輯に分つ豫定であつたが、論文の性質上一輯に收めることにした。

昭和三十三年暮秋

修史室

昭和三十二年十一月  
昭和五十九年一月二十日  
初版發行  
初版第二刷發行

658 神戸市東灘区住吉町反高林一八七六ノ一  
編纂發行 住友修史室

601 京都市南区唐橋門脇町二八  
印刷 河北印刷株式会社